

令和4年度

保健所・保健センター事業概要

さいたま市保健所

目 次

第1章 概況

1 人口	1
(1) 人口	1
(2) 人口動態総覧	2
2 沿革	3
3 組織	4
4 事務分掌	5
5 職員配置状況	6

第2章 総務・医務

1 「人材育成プログラム」の活用	7
2 保健所等職員専門研修(Off-JT)	7
3 保健師活動体制強化事業	8
4 統計調査	8
(1) 人口動態調査	8
(2) 保健統計調査	8
5 学生実習及び臨床研修医の受入れ	9
6 医務・医療監視	10
7 医療安全相談	11
8 衛生免許事務	11

第3章 母子保健

1 届出等	12
(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理	12
(2) 妊娠・出産包括支援センター事業	12
2 健康教育	13
(1) 出産前教室	13
(2) ふたご支援事業	14
(3) 育児学級	15
(4) 離乳食教室	15
(5) 親子教室	16
(6) むし歯予防教室	16
(7) 地区健康教育	18

(8) 思春期保健事業	19
3 健康相談	20
(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談	20
4 健康診査	21
(1) 妊婦健康診査	21
(2) 妊婦歯科健康診査	21
(3) 産婦健康診査	21
(4) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査	22
(5) 乳幼児健康診査未受診フォロー	23
(6) 精密健康診査	23
(7) 乳幼児発達健康診査	24
5 訪問指導	25
(1) 妊産婦・新生児訪問指導	25
(2) 産後ケア事業	26
(3) 母子訪問指導	26
6 専門相談	27
(1) 不妊治療支援	27
(2) 妊娠・出産の電話相談	28
(3) お母さんの心の健康相談	28
7 医療給付	29
(1) 未熟児養育医療給付	29
(2) 自立支援医療(育成医療)給付	29
(3) 結核児童療育医療給付	29
8 子ども虐待発生予防	30
(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業	30
(2) 子ども虐待予防のための相談	30
(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業	31
(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)	31
(5) お母さんの心の健康相談[再掲]	32
(6) ふれあい親子支援(MCG さいたま)	32
(7) 子ども虐待予防対応研修会	33
9 その他	34
(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給	34
(2) 新生児聴覚検査フォロー事業	34
(3) 先天性代謝異常等検査事業	34

(4) 通訳ボランティアの派遣	34
(5) 受胎調節実地指導員の指定申請	34
(6) 不妊治療支援	35
(7) 保健関係団体育成	35
(8) 新型コロナウイルス感染症の流行下における 妊産婦総合対策事業	35

第4章 健康づくり

1 健康手帳の交付	36
2 健康教育	36
(1) 集団健康教育	36
(2) 健康づくり教育	37
(3) 教室以外のイベント等	37
3 健康相談	38
(1) 重点健康相談・総合健康相談	38
(2) 健康づくり相談	38
4 健康診査	39
(1) 健康増進健康診査	39
(2) 女性のヘルスチェック	40
(3) B型・C型肝炎ウイルス検診	41
(4) 骨粗しょう症検診	42
(5) がん検診	43
(6) がん検診要精密検査未受診者対策	50
(7) 成人歯科健康診査	51
(8) 口腔機能健康診査	52
(9) 訪問歯科健康診査	52
5 訪問指導	53
6 栄養・食生活	54
(1) 栄養関係団体等育成支援	54
(2) 食生活改善推進員養成講座	55
(3) 食生活改善推進員育成支援	56
(4) 親子食育講座	56
(5) 給食施設等指導	57
(6) 国民健康・栄養調査	57
(7) 栄養関係相談・指導	58

7 歯科保健	58
(1) 歯科保健教室	58
(2) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会	59
(3) 口腔機能健康診査に関する研修会	59
(4) 歯科相談	59
(5) 訪問口腔衛生指導	59
(6) 歯科疾患実態調査(厚生労働省委託事業)	60
8 特定保健指導	60
9 健康被害対策	61
(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握	61
(2) 石綿による健康被害相談等の受付	61
(3) 石綿読影の精度に係る調査	61

第5章 難病及び原爆被害者対策

1 難病等医療費公費負担	62
(1) 指定難病医療給付事業	62
(2) 特定疾患等医療給付制度	62
(3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	62
(4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業	63
2 難病患者等支援	63
(1) 保健相談指導	63
(2) 患者会支援	64
(3) 医療講演会・交流会	64
(4) 医療従事者研修	64
3 原爆被害者対策	64

第6章 精神保健

1 精神保健相談	65
(1) 電話相談	65
(2) 来所面接	65
(3) 家庭訪問	66
(4) 関係機関との相談	66
(5) 電子メールによる相談(市民対象)	66
(6) 精神科救急情報センター	67
(7) 受診援助	67
(8) 事例検討会	69

(9) 医療観察法に基づく地域処遇	69
2 家族教室	69
3 技術協力	70
4 普及・啓発活動	70
(1) さいたま市はあといきいきプロジェクト	70
(2) 講師派遣	70
5 市長同意	71

第7章 感染症・結核対策

1 予防接種	72
(1) 定期予防接種(A類疾病)	72
(2) 定期予防接種(B類疾病)	73
2 感染症対策	74
(1) 感染症発生届出	74
(2) 感染症診査協議会	74
(3) 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による) の集団発生に伴う対応	75
3 結核対策	75
(1) 結核検診(定期)	75
(2) 結核患者登録事務	75
(3) 結核医療費公費負担	76
(4) 結核相談	76
(5) 結核患者及び接触者健診	76
(6) 結核定期健康診断及び実施報告	77
(7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進	77
4 エイズ予防	77
(1) エイズ予防普及啓発活動	77
(2) エイズ相談	77
(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)	78
(4) エイズ対策推進協議会	78
5 新型コロナウイルス感染症対策	78
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る相談	78
(2) 新型コロナウイルス検査	78
(3) 患者対応	79
(4) 予防接種	79

6 風しん対策	80
(1) 風しん抗体検査	80
(2) 風しんの追加的対策	80
7 肝炎治療特別促進事業	80
8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	81
9 健康教育	81

第8章 食品衛生

1 営業許可	82
2 監視指導	85
3 食品等の検査	88
4 違反・苦情の処理状況	89
5 食中毒統計	90
6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供	90
(1) 一日食品衛生監視員	90
(2) 衛生講習会	90

第9章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく 許可、監視指導	91
2 理容師法、美容師法、クリーニング業法 に基づく確認、監視指導	91
3 墓地等の許可及び指導	92
4 特定建築物の監視指導	92
5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導	93
6 健康で快適な住宅に関する相談 (シックハウス対策)	93
7 水道法・自家用水道条例に基づく 水道施設に対する監視指導	93
8 遊泳用プールの届出・監視指導	93

第10章 薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導	94
2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導	95
3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導	95

4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	
に基づく試買検査	96
5 健康食品の試買検査	96
6 薬物乱用防止啓発事業	96

【資料編】各区別統計

1 人口動態総覧	97
(1) 出生の動向	97
(2) 死亡の動向	98
(3) 乳児死亡の動向	101
(4) 新生児死亡の動向	102
(5) 死産の動向	103
(6) 周産期死亡の動向	104
(7) 婚姻の動向	105
(8) 離婚の動向	105
2 理容師法、美容師法、クリーニング業法	
に基づく施設数	107

第1章 概況

1 人口

(1) 人口 (令和4年10月1日現在)

人口、世帯数、面積(区別)

	人 口 (人)			世帯数	面 積 (平方 ^キ ロ)
	総数	男	女		
さいたま市	1,338,810	664,005	674,805	630,645	217.43
西 区	94,573	46,718	47,855	42,947	29.12
北 区	149,747	74,333	75,414	71,322	16.86
大宮区	123,872	61,462	62,410	61,609	12.80
見沼区	164,989	81,511	83,478	76,965	30.69
中央区	103,140	50,873	52,267	49,988	8.39
桜 区	96,249	48,764	47,485	47,654	18.64
浦和区	168,487	81,679	86,808	78,430	11.51
南 区	193,255	96,767	96,488	91,251	13.82
緑 区	132,161	65,298	66,863	57,827	26.44
岩槻区	112,337	56,600	55,737	52,652	49.17

年齢3区分別人口、構成割合

	総数	男	女
総 数	1,338,810	664,005	674,805
年少人口 (0~14歳)	172,282 12.9%	88,329 13.3%	83,953 12.4%
生産年齢人口 (15~64歳)	856,408 64.0%	437,499 65.9%	418,909 62.1%
高齢人口 (65歳以上)	310,120 23.1%	138,177 20.8%	171,943 25.5%
平均年齢	44.77	43.64	45.88

	西 区			北 区			大宮区			見沼区			中央区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	94,573	46,718	47,855	149,747	74,333	75,414	123,872	61,462	62,410	164,989	81,511	83,478	103,140	50,873	52,267
年少人口 (0~14歳)	12,688 13.4%	6,469 13.8%	6,219 13.0%	18,659 12.5%	9,604 12.9%	9,055 12.0%	15,377 12.4%	7,813 12.7%	7,564 12.1%	19,900 12.0%	10,115 12.4%	9,785 11.7%	12,575 12.2%	6,529 12.8%	6,046 11.6%
生産年齢人口 (15~64歳)	57,157 60.4%	29,337 62.8%	27,820 58.1%	98,262 65.6%	50,041 67.3%	48,221 63.9%	81,303 65.6%	41,692 67.8%	39,611 63.5%	101,082 61.3%	51,702 63.4%	49,380 59.2%	68,508 66.4%	34,536 67.9%	33,972 65.0%
高齢人口 (65歳以上)	24,728 26.2%	10,912 23.4%	13,816 28.9%	32,826 21.9%	14,688 19.8%	18,138 24.1%	27,192 22.0%	11,957 19.5%	15,235 24.4%	44,007 26.7%	19,694 24.2%	24,313 29.1%	22,057 21.4%	9,808 19.3%	12,249 23.4%
平均年齢	45.47	44.32	46.59	44.50	43.34	45.65	44.24	43.03	45.43	46.53	45.36	47.68	44.18	43.06	45.27

	桜 区			浦和区			南 区			緑 区			岩槻区		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	96,249	48,764	47,485	168,487	81,679	86,808	193,255	96,767	96,488	132,161	65,298	66,863	112,337	56,600	55,737
年少人口 (0~14歳)	10,770 11.2%	5,522 11.3%	5,248 11.0%	23,598 14.0%	12,043 14.7%	11,555 13.3%	26,026 13.5%	13,417 13.9%	12,609 13.1%	20,096 15.2%	10,257 15.7%	9,839 14.7%	12,593 11.2%	6,560 11.6%	6,033 10.8%
生産年齢人口 (15~64歳)	62,182 64.6%	32,704 67.1%	29,478 62.1%	110,071 65.3%	54,483 66.7%	55,588 64.0%	129,233 66.9%	66,380 68.6%	62,853 65.1%	83,056 62.8%	41,937 64.2%	41,119 61.5%	65,554 58.4%	34,687 61.3%	30,867 55.4%
高齢人口 (65歳以上)	23,297 24.2%	10,538 21.6%	12,759 26.9%	34,818 20.7%	15,153 18.6%	19,665 22.7%	37,996 19.6%	16,970 17.5%	21,026 21.8%	29,009 22.0%	13,104 20.1%	15,905 23.8%	34,190 30.4%	15,353 27.1%	18,837 33.8%
平均年齢	45.55	44.38	46.75	43.67	42.48	44.78	43.23	42.22	44.25	43.45	42.55	44.33	48.28	46.91	49.67

(2) 人口動態総覧（令和4年 概数）

	出生数 (人)	死亡数 (人)	(再掲)		自然 増減数 (人)	周産期 死亡数 (胎)	(再掲)		死産数 (胎)	(再掲)		婚姻 件数 (組)	離婚 件数 (組)
			乳児 死亡数 (人)	新生児 死亡数 (人)			妊娠満22週 以後の死産	生後1週 未満の死亡		自然 死産	人工 死産		
全 市	9,595	13,235	14	9	△ 3,640	25	18	7	167	85	82	6,251	1,715
西 区	777	1,043	1	-	△ 266	3	3	-	19	11	8	407	124
北 区	994	1,465	2	1	△ 471	5	4	1	25	15	10	716	184
大宮区	903	1,164	2	2	△ 261	3	2	1	28	10	18	736	149
見沼区	1,012	1,961	1	1	△ 949	4	3	1	19	10	9	586	251
中央区	775	935	2	2	△ 160	2	-	2	4	2	2	563	111
桜 区	546	947	-	-	△ 401	1	1	-	6	3	3	405	130
浦和区	1,330	1,388	1	1	△ 58	2	2	-	19	14	5	866	183
南 区	1,639	1,578	3	1	61	2	1	1	23	8	15	1,069	237
緑 区	1,004	1,260	-	-	△ 256	-	-	-	13	8	5	562	176
岩槻区	615	1,494	2	1	△ 879	3	2	1	11	4	7	341	170

- ・ 自然増加…出生数から死亡数を減じたもの
- ・ 乳児死亡…生後1年未満の死亡
- ・ 新生児死亡…生後4週(28日)未満の死亡
- ・ 周産期死亡…妊娠満22週以後の死産に生後1週未満の死亡を加えたもの
- ・ 死産…妊娠満12週以後の死産の出産

合計特殊出生率 1.25 (令和3年 全市)

1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

〔算出方法〕

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢(5歳階級)別出生数}}{\text{年齢(5歳階級)別女子人口}} \right\} \text{15歳~49歳までの合計}$$

※率の算出に用いた人口は、本市の令和3年10月1日現在日本人人口である。

2 沿革

平成13年5月1日に浦和市・大宮市・与野市が合併して誕生した「さいたま市」は、2年後の政令指定都市への移行を目指す都市機能の整備の一つとして、平成14年に「さいたま市保健所」を開設した。

また、さらなる地域保健の充実・向上を図るため、政令指定都市移行とともに各区に保健センターを設置した。

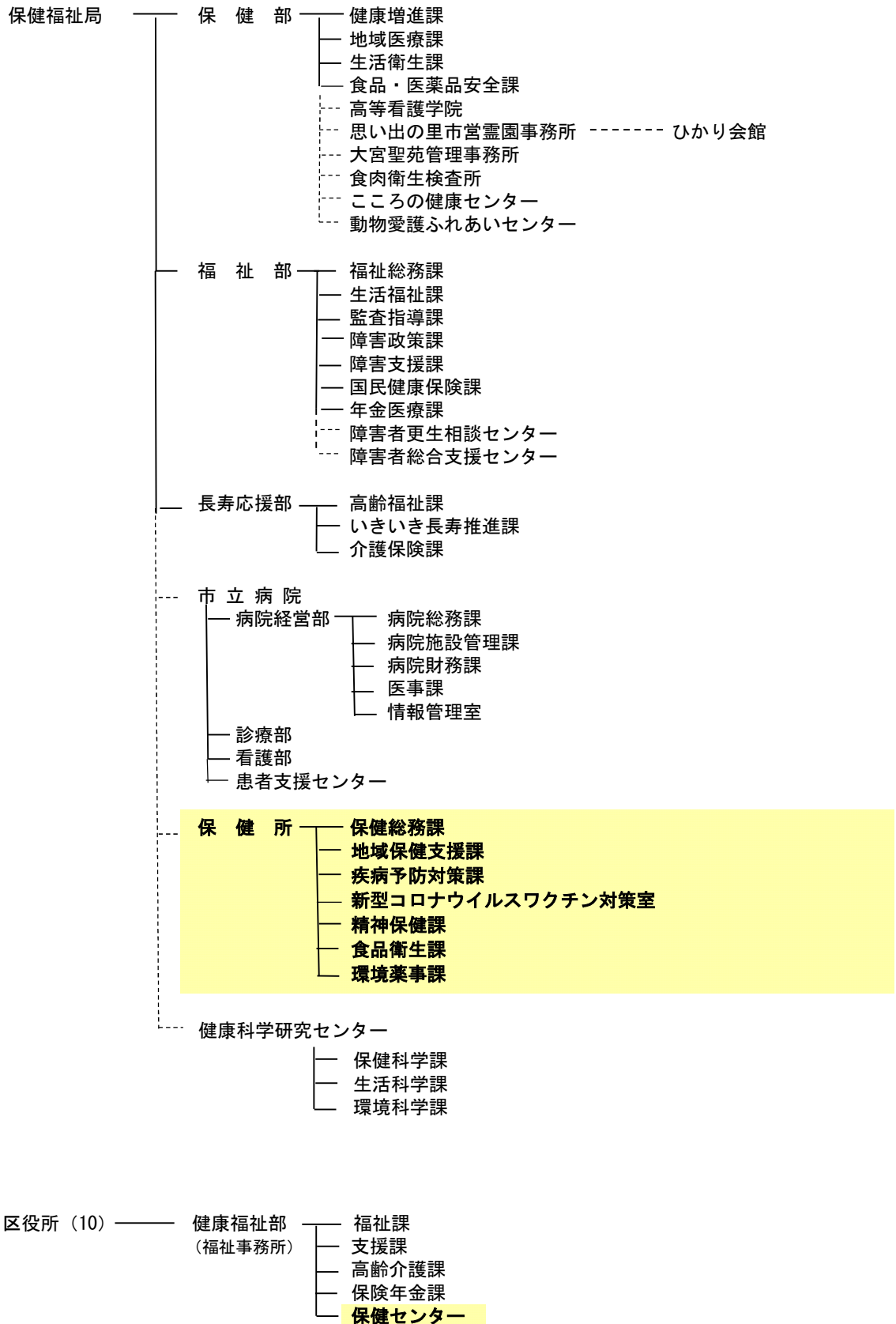
平成12年	4月	浦和市・大宮市・与野市合併協議会発足
平成12年	6月	浦和市・大宮市・与野市保健所設置プロジェクト設置
平成12年	11月	3市長から埼玉県知事に「保健所設置に係る要望書」の提出
平成13年	2月	「さいたま市保健所設置基本計画」の策定
平成13年	5月	「さいたま市」発足 保健衛生部内に保健所準備室を設置
平成13年	9月	保健所政令市移行の閣議決定、地域保健法施行令改正
平成14年	4月	「さいたま市保健所」開設(さいたま市吉敷町1-124 埼玉県合同庁舎内)
平成15年	4月	政令指定都市へ移行 行政区は9区とし各区に保健センターを設置、保健センター職員は保健所職員の身分を併せて有するとした
平成17年	4月	岩槻市と合併 行政区は10区となり、1保健所10保健センター体制となる
平成18年	4月	地域保健課精神保健担当を精神保健課に位置付ける 桜区に「動物愛護ふれあいセンター」(保健部)が開設され、動物愛護に関する業務が移管
平成19年	4月	中央区鈴谷7-5-12に新たに施設を整備し移転 「健康科学研究センター」との併設となる
平成21年	4月	環境衛生課を分課し「食品衛生課」「環境薬事課」を設置 保健総務課内室「保健センター管理室」を地域保健課に移管 保健センターに「健康づくり係」を設置
平成22年	4月	地域保健課と保健センター管理室を統合・再編し「地域保健支援課」「疾病予防対策課」を設置
令和3年	1月	「新型コロナウイルスワクチン対策室」を設置



保健所

3 組織（保健福祉関係）

（令和4年4月1日現在）



4 事務分掌

(令和4年4月1日現在)

保健所

[保健総務課]

- ・地域保健に係る情報の収集、企画及び運営に関すること。
- ・職員の専門技術研修の企画及び実施に関すること。
- ・保健統計に関すること。
- ・衛生教育に関すること。
- ・医事に関すること。
- ・広聴に関すること。

[地域保健支援課]

- ・健康づくり事業に関すること。
- ・母子保健に関すること。
- ・親と子の健康支援に関すること。
- ・栄養の指導及び調査に関すること。
- ・歯科保健に関すること。

[疾病予防対策課]

- ・疾病対策に関すること。
- ・感染症に関すること。
- ・感染症診査協議会に関すること。
- ・未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療に係るものに限る。)、小児慢性特定疾病医療及び指定難病医療の給付に関すること。
- ・肝炎治療費助成及び被爆者に対する医療給付の申請の受付に関すること。

[新型コロナウイルスワクチン対策室]

- ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関すること。

[精神保健課]

- ・精神保健に関すること。
- ・精神科救急情報センター事業に関すること。

[食品衛生課]

- ・食品衛生に関すること。

[環境薬事課]

- ・環境衛生に関すること。
- ・狂犬病の報告に関すること。
- ・薬事に関すること。
- ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可に関すること。

保健センター

- ・母子保健及び成人保健に関すること。
- ・歯科保健に関すること。
- ・精神保健に係る一次相談に関すること。
- ・栄養指導及び食生活改善に関すること。
- ・訪問指導に関すること。
- ・予防接種に係る相談に関すること。
- ・家族等のない精神障害者の医療保護入院の同意に関すること。
- ・保健所業務に係る申請の受付に関すること。
- ・国民健康保険の特定健康診査に係る特定保健指導に関すること。

5 職員配置状況

(令和4年4月1日現在)

【保健所】

	総数	保健所	保健 総務課	地域保健 支援課	疾病予防 対策課	新型コロナウイルス ワクチン 対策室	精神 保健課	環境 薬事課	食品 衛生課	(再掲) 市場 監視係
総数	199 (3)	4	19	21 (2)	65	25	30 (1)	13	22	3
医師	3	1			1		1			
獣医師	17							2	15	1
薬剤師	16					1		9	6	2
保健師	50	1	4	9	28	2	6			
看護師	2		2							
診療放射線技師	1				1					
臨床検査技師	1		1							
栄養士	3			3						
歯科衛生士	1			1						
精神保健福祉士	21						21			
食品衛生監視員	1								1	
事務職	82 (3)	2	11	8 (2)	35	22	2 (1)	2		
技術職	1		1							

※()内は再任用職員数の再掲

※その他、各課において会計年度任用職員(事務職・専門職)を任用

【保健センター】

	総数	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区
総数	162	12	18	15	19	14	14	20	19	16	15
保健師	127	9	14	12	16	10	11	15	15	13	12
栄養士	11	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
歯科衛生士	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
事務職	13	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1
技術職	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0

第2章 総務・医務

1 「人材育成プログラム」の活用

「保健師人材育成プログラム(改訂版)」「地域保健従事者人材育成プログラム(精神保健福祉士編)」等に基づき、新任保健師・精神保健福祉士を対象に、3か月ごとのOff-JT(集合研修)とOJT(職場内研修)、3か月ごとの教育担当者研修による人材育成を行った。保健師については、各所属にてキャリアラダーも活用している。

2 保健所等職員専門研修(Off-JT)

「さいたま市地域保健従事者研修実施要綱」等に基づき、公衆衛生分野に従事する専門職等の資質及び能力の向上を図ることを目的に、以下の研修を主催し実施した。このほか、国や研修専門機関等が実施する主要な研修に職員を派遣している。

〈 根拠法令等 : さいたま市地域保健従事者研修実施要綱 〉

主催研修実施状況

研修名	テーマ・内容	講師	対象	参加者数
保健所・保健センター等新任職員研修	保健所・保健センター等業務説明 (書面開催)	保健所長・各課長等の職員	保健所・保健センター等新規採用職員及び異動職員	-
新任地域保健従事者・教育担当者研修	・3か月ごとのテーマに基づく研修 11回(うち1回は保健師研修と合同開催) [内容]地域保健活動の進め方、地域診断等 ・教育担当者研修 7回(うち1回は書面開催)	保健総務課職員、 庁内他部署職員、 国立保健医療科学院 上席主任研究官 石川 みどり 氏	新規採用保健師・ 精神保健福祉士 及び教育担当者	220名 (延人員)
保健師キャリア別研修	「さいたま市保健師活動ブラッシュアップ ～保健師としてのキャリアを考えよう!～」 2回 [内容]キャリアラダーの活用方法について 学び、人材育成やキャリアアップのイメージ につなげるための講義及びグループワーク	日本赤十字看護大学 さいたま看護学部 看護学研究科 教授 成木 弘子 氏	①中堅期保健師 ②管理期保健師	35名
保健師研修	「成果の見える事業の企画・立案研修」 2回(うち1回は新任地域保健従事者研修 と合同開催) [内容]事業や施策の評価及び見直しに必要 な知識の習得、健康課題解決に向けた 事業の企画・立案・評価能力を高めるため の講義及びグループワーク	国立保健医療科学院 上席主任研究官 石川 みどり 氏	保健師等専門職	115名 (延人員)
危機管理研修	「保健師の感染症対応～伝道師になろう ～」1回 [内容]感染症に関する講義及びPPE着脱 演習	保健総務課職員、 疾病予防対策課職員、 健康科学研究センター 保健科学課職員	新任期保健師等 専門職	29名
精神保健福祉士研修	グループスーパービジョン 3回(うち1回は動画視聴による研修)	日本福祉教育専門学校 専任教員 岡崎 直人 氏、 福井県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科 准教授 岡田 隆志 氏、 埼玉県立精神医療センター 療養援助部長 塚本 哲司 氏	保健所・こころの健 康センター・総合教 育相談室等の精神 保健福祉士	111名 (延人員)

3 保健師活動体制強化事業

公衆衛生看護専門職としての保健師の活動体制の強化を目的に、新任期保健師トレーナーの派遣及び外部研修受講支援、保健師人材育成体系検討会議を行っている。

	件数
新任期保健師トレーナー派遣	51
外部研修受講支援	0

	回数
保健師人材育成体系検討会議	3

4 統計調査

(1) 人口動態調査（基幹統計）

人口動態は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について、各届出書等から転記することによって調査している。保健所では、区民課で各届出書等から作成された調査票を審査、確認後、埼玉県へ送付している。

〈 根拠法令等 : 人口動態調査令 〉

人口動態調査票受付件数(令和4年1月～令和4年12月)

	出生票	婚姻票	離婚票	死亡票	死産票
総数	9,550	6,180	1,692	13,199	121
西区	781	396	123	1,151	6
北区	1,000	634	189	1,485	19
大宮区	924	880	171	1,293	16
見沼区	1,000	537	194	1,794	11
中央区	746	504	108	1,025	8
桜区	486	328	114	927	2
浦和区	1,337	1,099	214	1,407	20
南区	1,556	981	226	1,415	20
緑区	1,140	506	184	1,295	11
岩槻区	580	315	169	1,407	8

※ 上記件数は、さいたま市で作成した調査票の枚数であり、さいたま市の事象の数とは異なる。

(2) 保健統計調査

調査の名称・目的	調査時期	さいたま市内における対象
国民生活基礎調査 保健・医療・福祉・年金・所得等の国民生活の基礎的事項を把握する。	毎年6月	令和2年国勢調査地区から層化無作為抽出した地区内の全ての世帯(60地区、3,705世帯)
医療施設動態調査 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、診療機能を把握する。	届出の受理または処分をしたとき	医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理又は処分をした医療施設
医師・歯科医師・薬剤師の届出及び医療関係従事者の届出 医師・歯科医師・薬剤師及び医療関係従事者の従事実態を把握する。	令和4年12月	医師法第6条3項をはじめ、各資格に関する法令に基づく届出

5 学生実習及び臨床研修医の受入れ

保健所・保健センターでは専門職育成の目的で、「さいたま市学生実習受入れ要綱」に基づき学生を受け入れている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、8月と9月の保健所・保健センターでの学生実習の受入れは中止した。

また、保健所では「埼玉県医師臨床研修(地域保健)実施要綱」に基づく臨床研修医の受入れも行っている。

(1) 保健所

種 別	団 体 名	実人員	延人員
看護学生等	埼玉県立大学	12	72
	目白大学	12	72
	早稲田医療技術専門学校 ※	12	12
	埼玉県立常盤高等学校看護専攻科	76	76
	埼玉大学	21	21
医学生	獨協医科大学医学部	7	7
臨床研修医	波多野歯科医院（歯科医師）	2	2
合計	7団体	142	262

※オリエンテーションのみ実施し、実習受入れは中止した。

(2) 保健センター

種 別	団 体 名	実人員	延人員
看護学生等	埼玉県立大学	16	108
	目白大学	9	72
	早稲田医療技術専門学校 ※	12	75
	埼玉県立常盤高等学校看護専攻科	76	76
	大宮医師会看護専門学校	25	50
管理栄養士養成施設	女子栄養大学	4	40
合計	6団体	142	421

※実習期間を短縮して受入れた。

6 医務・医療監視

保健所では、市内の病院、診療所、助産所、歯科技工所及び施術所の開設等に関する事務及び衛生検査所の登録・検査に関する事務並びに医療監視を行っている。

〈 根拠法令等：医療法第7条第1項、法第7条第2項、法第7条第3項、法第8条、法8条の2第2項、法第9条第1項、法第9条第2項、法第12条第2項、法第15条第3項、法第18条ただし書き、法第25条第1項、法第27条、医療法施行令第3条の3、令第4条、令第4条の2第1項、令第4条の2第2項、歯科技工士法第21条第1項、法第21条第2項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項、法律第9条の2第2項、法律第9条の3、柔道整復師法第19条第1項、法第19条第2項、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項、法第20条の4第3項、法第20条の5〉

申請・届出等受理件数及び医療監視実施件数

	(開設許可) (登録許可)	(変更登録) (変更許可)	開設届出	変更届出	休止届出	再開届出	廃止届出	検査使用前の 申請	許可届出 その他	立入検査
総数	82	96	263	921	11	2	207	45	306	56
病院	0	66	0	18	0	0	0	45	60	39
診療所	65	23	104	492	3	1	92	0	141	12
歯科診療所	16	5	26	164	3	0	25	0	98	0
助産所	1	0	10	6	0	0	2	0	0	1
歯科技工所			2	1	0	0	5		0	0
施術所			121	230	5	1	83		7	0
衛生検査所	0	2		10	0	0	0		0	4

届出施設数及び病床数

(令和5年3月31日現在：休止を含む)

	施設数	病床数
病院 (うち有床施設数)	39(39)	7,978
診療所 (うち有床施設数)	1,043(28)	302
歯科診療所 (うち有床施設数)	700(0)	0
助産所 (うち入所施設数)	44(2)	6
歯科技工所	154	
施術所	1,748	
衛生検査所	8	

7 医療安全相談

患者・家族等と医療機関等の信頼関係の構築を支援するため、保健所に「医療安全相談窓口」を設置し、患者・家族等からの苦情や相談等へ対応、医療機関の案内を行っている。

〈 根拠法令等：医療法第6条の13、さいたま市医療安全支援センター設置要綱 〉

相談方法別件数		相談種別件数		相談内容別件数	
電 話	1,483	相談・質問	944	健康・病気	467
来 庁	7	不信・苦情	554	医療内容	240
手 紙	13	要望・提言	2	医療事故	47
そ の 他	0	そ の 他	3	対応・接遇	209
合 計	1,503	合 計	1,503	医療費	110
				カルテ開示等	57
				医療機関案内	254
				そ の 他	119
				合 計	1,503

8 衛生免許事務(埼玉県への経由事務)

保健所では、医師・歯科医師等の厚生労働大臣免許及び調理師・准看護師等の知事免許の申請受付等の事務を行っている。

厚生労働大臣免許申請受付件数（令和5年3月31日現在）

	総 数	医 師	歯 科 医 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	視 能 訓 練 士	薬 剤 師	管 理 栄 養 士
免許申請	1,186	86	17	66	14	537	32	49	79	28	14	144	120	
書 換 え	873	45	10	83	10	425	13	20	3	40	31	5	114	74
再 交 付	66	6	1	3	2	30	0	5	1	3	1	0	12	2
抹 消	5	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0
合 計	2,130	137	29	152	26	992	45	75	5	122	60	19	272	196

県知事免許申請受付件数（令和5年3月31日現在）

	総 数	栄 養 士	調 理 師	製 菓 衛 生 師	ク リ ー ニ ン グ 師	准 看 護 師	登 録 販 売 者	他 県 准 看 護 師
免許申請	573	138	202	17	2	47	167	
書 換 え	140	73	24	2	0	12	17	12
再 交 付	50	10	22	2	0	6	7	3
抹 消	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	763	221	248	21	2	65	191	15

第3章 母子保健

さいたま市では、1保健所各区1保健センター(10区)体制で地域密着型のきめ細かい保健サービスの提供に努めている。

1 届出等

(1) 母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理

[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]

母子健康手帳は、妊娠・出産包括支援センター、各区役所区民課、支所及び市民の窓口で交付している。

さらに、妊娠・出産包括支援センター及び保健センターでは、保健指導を受けることが必要である産婦・新生児の出生等を早期に把握するため、母子健康手帳に添付されている出生連絡票の提出を促している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第16条、第18条、第22条 〉

母子健康手帳の交付及び出生連絡票の受理件数(低体重児届出の受理を含む)

	母子健康手帳 交付数 (部)	体重別の届出数							訪問希望の有無			
		＜ 999g	1,000g ＜ 1,499g	1,500g ＜ 1,999g	2,000g ＜ 2,499g	2,500g ＜ 3,999g	4,000g ＜	計	有	無	計	
総数	10,121	29	30	105	630	7,871	57	8,722	6,988	1,731	8,719	
内 訳	西 区	787	0	1	3	60	670	6	740	600	140	740
	北 区	1,089	1	4	18	63	771	4	861	668	195	863
	大宮区	1,196	5	0	4	58	773	7	847	675	178	853
	見沼区	978	3	2	12	60	803	5	885	677	205	882
	中央区	812	3	0	11	45	578	5	642	507	136	643
	桜 区	549	3	1	6	29	486	5	530	437	89	526
	浦和区	1,417	4	8	17	92	1,072	6	1,199	1,012	188	1,200
	南 区	1,574	4	7	15	114	1,307	10	1,457	1,184	270	1,454
	緑 区	1,170	2	3	14	80	905	5	1,009	815	192	1,007
岩槻区	549	4	4	5	29	506	4	552	413	138	551	

(2) 妊娠・出産包括支援センター事業

[妊娠・出産包括支援センター]

平成29年4月から妊娠・出産包括支援センターを10区に設置し、各種事業を実施している。母子保健相談員(保健師、助産師の有資格者)が、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、アンケートや面接から支援が必要な方を早期に把握することで、妊娠・出産・育児に関する相談にワンストップで応じ、情報提供や必要なサービスを利用できるよう調整している。全ての妊婦を把握し、継続支援の必要な方へ支援プランを作成して、地区担当保健師や他機関と連携し切れ目のない支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第22条 〉

アンケート実績(※転入分も含む)【住民登録地別】

	住民登録地別 アンケート受理数	再掲		再掲		
		※2次設問実施者数		2次設問の方法		
		面接	電話	訪問		
総数	10,861	10,671	10,206	454	11	
内 訳	西 区	849	839	816	23	0
	北 区	1,169	1,148	1,091	57	0
	大宮区	1,181	1,136	1,110	26	0
	見沼区	1,145	1,141	1,046	92	3
	中央区	875	868	847	21	0
	桜 区	666	645	637	7	1
	浦和区	1,440	1,424	1,344	78	2
	南 区	1,739	1,727	1,666	60	1
	緑 区	1,126	1,075	1,035	39	1
	岩槻区	671	668	614	51	3

2 健康教育

(1) 出産前教室

[保健センター]

主に初妊婦とその夫やパートナー等を対象に、妊婦の健康の保持・増進を図り、夫やパートナー等の理解と育児協力を促すことを目的とし、妊娠・出産・育児に関する講義・実習等を実施している。

区により、母親学級と両親学級の単独型もしくは合体コース制をとっている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

① 母親学級実施状況

	実施 回数	参 加 人 員								内 容	
		母 親		父 親		そ の 他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	49	728	770	65	65	1	1	794	836	①座談会 ②妊娠中の 保健と生活 ③母子健 康手帳の使い方 ④お 産の準備と経過 ⑤産 後の生活 ⑥妊娠中の 食生活 ⑦妊娠中と赤 ちゃんのお口のケア ⑧赤ちゃんと育児	
内 訳	西 区	5	69	69	0	0	0	0	69		69
	北 区	5	85	85	42	42	1	1	128		128
	大宮区	4	80	80	0	0	0	0	80		80
	見沼区	8	46	88	0	0	0	0	46		88
	中央区	7	151	151	23	23	0	0	174		174
	桜 区	4	56	56	0	0	0	0	56		56
	浦和区	5	82	82	0	0	0	0	82		82
	南 区	5	97	97	0	0	0	0	97		97
	緑 区	3	29	29	0	0	0	0	29		29
	岩槻区	3	33	33	0	0	0	0	33	33	

② 両親学級実施状況

	実施回数	参加人員								内容	
		母親		父親		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	83	1,754	1,754	1,721	1,721	10	10	3,485	3,485	・妊娠・出産・育児に関する講義 ・妊婦体験	
内訳	西区	5	70	70	65	65	0	0	135		135
	北区	5	87	87	81	81	4	4	172		172
	大宮区	11	199	199	197	197	0	0	396		396
	見沼区	6	138	138	139	139	0	0	277		277
	中央区	8	181	181	178	178	1	1	360		360
	桜区	4	58	58	55	55	0	0	113		113
	浦和区	10	329	329	325	325	0	0	654		654
	南区	18	429	429	422	422	4	4	855		855
	緑区	11	186	186	182	182	0	0	368		368
	岩槻区	5	77	77	77	77	1	1	155		155

(2) ふたご支援事業

[保健センター]

多胎妊婦とふたご以上の子どもを持つ親同士が、お互いに情報交換をすることおよび必要な情報を得ることにより、育児不安を軽減できることを目的とし、各区の実情に応じて実施(「ふたごの集い」として交流の場を設ける、自主グループ支援を行う。)している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

①「ふたごの集い」を実施

	実施回数	参加人員						
		妊婦	母	父	児	その他	計	
総数	19	17	69	18	136	9	249	
内訳	西区	2	0	6	1	12	0	19
	北区	3	1	14	1	28	2	46
	大宮区	2	2	4	3	8	0	17
	見沼区	1	0	3	0	4	1	8
	中央区	2	2	8	1	14	0	25
	桜区	1	0	2	0	4	0	6
	浦和区	3	5	14	6	31	3	59
	南区	2	4	7	2	14	0	27
	緑区	2	2	5	2	10	3	22
	岩槻区	1	1	6	2	11	0	20

②自主グループ支援を実施

西区で1回、見沼区で2回、緑区で1回実施した。

(3) 育児学級**[保健センター]**

おおむね 2～3 か月の乳児とその保護者を対象に、ふれあい遊びや事故予防など育児に関する情報と親同士の交流の場を提供することで、育児不安を軽減させ、子ども虐待予防を図るため、保健センターで育児学級を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

育児学級実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	98	1,529	44	1,548	40	3,161	【1コース1回】 親子遊び、講義、座談会	
内 訳	西 区	5	36	1	35	0		72
	北 区	10	88	16	89	3		196
	大宮区	10	119	3	122	0		244
	見沼区	10	130	8	130	0		268
	中央区	5	86	2	88	1		177
	桜 区	5	34	2	34	0		70
	浦和区	10	228	5	236	1		470
	南 区	30	650	4	656	35		1,345
	緑 区	8	98	1	98	0		197
岩槻区	5	60	2	60	0	122		

(4) 離乳食教室**[保健センター]**

4～5 か月の乳児をもつ保護者を対象に、離乳食の進め方、調理方法を知り、離乳食に対する不安の解消・軽減を図ること、また、乳児期の成長・発達を知り、子どもの健全な育成を図ることを目的として、保健センターで離乳食教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

離乳食教室実施状況

	実施回数	参加人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	164	1,396	64	1,052	6	2,518	栄養、歯に関する講義	
内 訳	西 区	20	71	2	50	0		123
	北 区	10	110	6	75	3		194
	大宮区	21	178	3	128	0		309
	見沼区	20	133	10	108	3		254
	中央区	10	121	5	88	0		214
	桜 区	11	69	3	55	0		127
	浦和区	13	218	11	166	0		395
	南 区	30	305	9	233	0		547
	緑 区	15	105	3	83	0		191
岩槻区	14	86	12	66	0	164		

(5) 親子教室**[保健センター]**

発達や情緒において遅れのある幼児とその保護者に対し、集団による指導や交流できる場を提供し、併せて全体的な発達を促しながら、幼児の健やかな育成及び保護者の不安の軽減を図ることを目的として、保健センターで親子教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

親子教室実施状況

	実施回数	参加人員										内容	
		母親		父親		児		その他		計			
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
総数	194	243	1,184	30	54	250	1,238	51	154	574	2,630	・自由遊び ・親子遊び ・設定遊び ・懇談会など	
内 訳	西区	16	24	90	1	4	24	94	8	19	57		207
	北区	21	20	105	3	5	21	108	5	14	49		232
	大宮区	21	22	122	6	11	22	127	2	10	52		270
	見沼区	24	36	189	8	14	37	197	7	28	88		428
	中央区	21	22	97	3	8	22	105	6	16	53		226
	桜区	14	15	54	2	5	16	59	1	6	34		124
	浦和区	22	36	197	4	4	36	201	7	18	83		420
	南区	20	23	115	1	1	23	116	4	14	51		246
	緑区	16	23	90	1	1	25	97	5	12	54		200
岩槻区	19	22	125	1	1	24	134	6	17	53	277		

(6) むし歯予防教室**[保健センター]**

おおむね1歳～1歳5か月児とその保護者を対象に、生活習慣の形成等健康教育を実施すると共に1歳6か月児の歯科健康診査とフッ化物塗布の勧奨をしている。また、市立保育園児とその保護者等を対象に教室を開催している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

むし歯予防教室実施状況**① おおむね1歳～1歳5か月児**

	実施回数	参加延人員					内容	
		母親	父親	児	その他	計		
総数	135	703	18	640	3	1,364	むし歯予防と歯みがきに関する講義	
内 訳	西区	15	41	0	38	0		79
	北区	10	53	1	44	0		98
	大宮区	17	84	2	80	0		166
	見沼区	15	70	2	69	0		141
	中央区	18	77	2	73	1		153
	桜区	8	36	1	34	0		71
	浦和区	12	117	3	104	0		224
	南区	18	120	3	104	0		227
	緑区	12	64	2	58	0		124
岩槻区	10	41	2	36	2	81		

② 市立保育園(施設に歯科衛生士が直接巡回して実施)

	実施回数	参加延人員					内容		
		母親	父親	児	その他	計			
総数	61	101	10	2,063	0	2,174	むし歯予防と歯みがきに関する講義		
内	西区	4	0	0	145	0		145	
	北区	9	18	0	323	0		341	
	大宮区	6	6	1	287	0		294	
	見沼区	7	0	0	198	0		198	
	中央区	6	16	2	111	0		129	
	桜区	3	0	0	127	0		127	
	訳	浦和区	8	19	0	296		0	315
		南区	10	22	5	315		0	342
		緑区	2	0	0	113		0	113
	岩槻区	6	20	2	148	0		170	

(7) 地区健康教育**[保健センター]**

公民館、小学校等の地区からの依頼により、保健所・保健センターの保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による地区健康教育を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第9条 〉

地区健康教育実施状況

	実施回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	119	550	26	1,888	40	2,504	講義等
西区	11	46	0	194	0	240	
北区	5	11	0	122	0	133	
大宮区	8	37	2	126	18	183	
見沼区	6	33	1	120	0	154	
中央区	17	44	13	261	0	318	
桜区	6	37	1	43	0	81	
浦和区	13	80	2	96	13	191	
南区	36	231	5	474	0	710	
緑区	7	4	0	218	7	229	
岩槻区	10	27	2	234	2	265	

(再掲)むし歯予防教室

	実施回数	参加延人員					内容
		母親	父親	児	その他	計	
総数	70	254	16	1,635	17	1,922	各施設で実施 むし歯予防と歯みがき に関する講義
西区	7	25	0	170	0	195	
北区	2	0	0	114	0	114	
大宮区	7	35	1	123	15	174	
見沼区	5	22	0	105	0	127	
中央区	12	26	9	241	0	276	
桜区	4	16	0	21	0	37	
浦和区	3	8	0	49	0	57	
南区	15	95	4	364	0	463	
緑区	5	0	0	214	0	214	
岩槻区	10	27	2	234	2	265	

(8) 思春期保健事業

[地域保健支援課]

市内小・中学生、高校生等の思春期にある子どもとその保護者、並びに関係者を対象に平成 29 年度から思春期保健事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条 〉

① 思春期保健教室

市内 19 校(小学校 10 校、中学校 9 校)で実施した。

		参加者数
総 数		3,151
内 訳	小学生	855
	中学生	1,823
	高校生	150
	教職員	157
	保護者	165
	その他	1

② 思春期保健に関する連携会議

日時:令和 4 年 7 月 22 日(金) 9:30~11:00

会場:大宮区役所 404 会議室

内容:思春期保健事業の説明

埼玉県助産師会さいたま市地区によるミニ講座

「性の多様性について」

「プライベートゾーンと距離感について」

グループワーク

3 健康相談

(1) 育児相談・来所健康相談・電話相談

[保健所・保健センター]

乳幼児の発達や保護者の育児不安などに関し適切な保健指導を行い、不安の解消さらには子どもの健全な発達を促すため、保健所・保健センターで各種相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

育児相談実施状況

	実施回数	乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数	208	1,029	1,820	623	1,072	2	2	41	41	5	5	1,700	2,940
西区	20	87	159	57	94	0	0	1	1	0	0	145	254
北区	20	111	201	77	125	0	0	0	0	0	0	188	326
大宮区	23	153	284	90	180	0	0	0	0	0	0	243	464
見沼区	26	75	126	53	76	2	2	5	5	2	2	137	211
中央区	19	129	241	55	141	0	0	0	0	0	0	184	382
桜区	25	75	124	36	70	0	0	3	3	1	1	115	198
浦和区	9	73	96	53	70	0	0	0	0	1	1	127	167
南区	18	141	238	72	86	0	0	0	0	0	0	213	324
緑区	23	84	147	59	87	0	0	27	27	1	1	171	262
岩槻区	25	101	204	71	143	0	0	5	5	0	0	177	352

※ 地区依頼の相談も含む

来所健康相談状況

		乳児		幼児		妊婦		産婦		その他		計	
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
総数		2,670	2,909	2,609	3,155	11,127	11,127	1,937	1,937	3,058	3,058	21,401	22,186
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	206	214	203	248	850	850	123	123	246	246	1,628	1,681
	北区	178	201	355	425	1,230	1,230	152	152	657	657	2,572	2,665
	大宮区	283	283	246	310	1,359	1,359	149	149	392	392	2,429	2,493
	見沼区	255	308	263	353	1,076	1,076	156	156	327	327	2,077	2,220
	中央区	155	189	247	298	1,014	1,014	128	128	233	233	1,777	1,862
	桜区	135	151	191	231	620	620	109	109	217	217	1,272	1,328
	浦和区	359	411	337	418	1,253	1,253	224	224	256	256	2,429	2,562
	南区	376	390	277	299	1,799	1,799	303	303	183	183	2,938	2,974
	緑区	553	579	240	300	1,225	1,225	514	514	264	264	2,796	2,882
	岩槻区	170	183	250	273	701	701	79	79	283	283	1,483	1,519

電話相談件数

		延 人 員								計	
		妊婦	産婦	乳児		幼児	学童		その他		
				新生児	乳児		小学生	中学生	20歳未満		保護者
総数		5,843	5,142	1,255	6,551	9,827	297	61	41	5,376	34,393
保健所		10	2	2	3	2	0	0	0	3	22
保健センター	西区	322	270	150	357	551	11	0	0	124	1,785
	北区	953	649	113	741	980	50	13	7	756	4,262
	大宮区	909	684	48	814	1,063	16	2	1	832	4,369
	見沼区	671	499	141	808	1,496	27	3	1	502	4,148
	中央区	296	434	116	524	883	26	2	5	509	2,795
	桜区	377	476	72	430	668	28	23	21	448	2,543
	浦和区	570	352	101	543	688	26	1	1	223	2,505
	南区	801	814	167	943	1,341	22	2	3	934	5,027
	緑区	555	557	94	659	1,185	45	4	0	637	3,736
	岩槻区	379	405	251	729	970	46	11	2	408	3,201

4 健康診査

(1) 妊婦健康診査

[保健所・保健センター]

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため健康診査(超音波検査、B群溶血性連鎖球菌検査等を含む)と下記の検査等の費用の一部を助成している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

妊婦健康診査受診状況 (人)

妊婦健康診査	120,763
HIV抗体検査	9,980
HBs抗原検査	10,008
HCV抗体検査	10,007
子宮頸がん	9,552
HTLV-1抗体検査	9,972
性器クラミジア検査	9,736

※妊婦健康診査は1～14回目の受診者延数

(2) 妊婦歯科健康診査

[保健所・保健センター]

妊婦の口腔衛生の向上及び胎児の健全な発育を図るため、市内個別医療機関において妊婦を対象に妊婦歯科健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

妊婦歯科健康診査受診者数	4,073人
--------------	--------

(3) 産婦健康診査

[保健所・保健センター]

産婦の健康の増進、母子への支援の充実及び経済的負担の軽減を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するために、出産後概ね1か月程度の産婦に対し、産婦健康診査として基本的な健康診査とこころの健康チェックを実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第13条 〉

産婦健康診査費用助成件数	8,965
--------------	-------

(4) 乳幼児健康診査、幼児歯科健康診査

[保健所・保健センター]

乳幼児を対象に、市内個別医療機関において乳幼児健康診査及び幼児歯科健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 12 条、第 13 条 〉

乳幼児健康診査実施状況

		4か月児健康診査	10か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
対 象		4か月～6か月未満児	10か月～12か月未満児	1歳6か月～2歳未満児	3歳6か月～4歳未満児 (歯科健診は3歳～4歳未満児)
内 容		①問診 ②身体測定 ③診察 ④必要とする乳児に対し保健指導、栄養指導等		①問診 ②身体測定 ③診察 ④尿検査(3歳児健診のみ実施) ⑤視聴覚検査 ⑥歯科健康診査 ⑦フッ化物塗布(1歳6か月児歯科健診時希望者へ実施) ⑧必要とする幼児に対し保健指導、栄養指導等	
実施場所		市 内 個 別 医 療 機 関			
一般健康診査	対象児数	9,964	10,367	10,373	10,970
	受診児数	9,674	9,984	9,962	10,444
	受診率	97.1%	96.3%	96.0%	95.2%
	特になし	8,181	8,315	8,291	7,390
	指導	460	465	750	1,550
	経過観察	463	864	842	1,061
	再検査(尿・目・耳)				879
	精密健康診査紹介	305	200	300	1,174
	乳幼児発達健康診査	7	43	166	154
	要治療	163	96	60	71
加療中	562	509	469	748	
医師から市への指示事項あり(再掲)	147	223	290	262	
歯科健康診査	対象児数			10,373	11,337
	受診児数			8,889	9,278
	受診率			85.7%	81.8%
	フッ化物塗布実施数			8,650	
	むし歯なし			8,832	8,720
	むし歯あり			57	558
	むし歯の総本数			147	1,746
	一人平均むし歯本数			0.02	0.19
	不正咬合あり(人)			852	1,449
	軟組織異常あり(人)			667	197
その他異常あり(人)			455	599	

(5) 乳幼児健康診査未受診フォロー**[保健所・保健センター]**

保健所・保健センターでは、4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査の未受診児に対してアンケートを送付している。アンケートの返信の有無に関わらず、電話・訪問等で現在の状況や発育・発達、心配事を把握し、必要に応じて保健師等が事後指導を行っている。さらに必要な場合には、継続支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条、第12条、第13条 〉

未受診フォロー実施状況

(人)

		4か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	3歳児健康診査
フォロー対象者		227	275	615
アンケート返信数		149	135	343
アンケート未返信数 ※		78	140	272
アンケート返信率(%)		65.6%	49.1%	55.8%
未受診理由	医療機関で受診	101	41	79
	特に心配なし	12	26	55
	保育園等	0	20	78
	忘れていた 忙しかった	58	86	215
	その他	53	83	155
フォロー結果	終了	200	234	548
	継続フォロー	21	14	19
	市外転出(国外も含む)	3	8	15
	確認中	3	19	33

※アンケートの発送ができず、未受診フォロー対象になる方は「アンケート未返信数」へ計上

(6) 精密健康診査**[保健所・保健センター]**

乳幼児健康診査において、より精密な健康診査を行う必要があると認められた乳幼児を対象に、疾病及び発達の遅れの早期発見、早期治療を図るため、市内個別医療機関において精密健康診査を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第12条及び第13条 〉

精密健康診査受診状況

	精健票延交付枚数	延受診児数	受診率
4か月児健康診査	320	294	91.9%
10か月児健康診査	210	189	90.0%
1歳6か月児健康診査	311	263	84.6%
3歳児健康診査	1,329	1,071	80.6%

※交付枚数は、複数の精密健康診査受診票を発行していることがあるため、医師の判定事項(精密診査紹介)の数とは一致しない。

内容別精健票交付状況

(件)

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児	合計
総数	320	210	311	1,329	2,170
心臓及び循環	4	10	14	25	53
消化器	0	0	0	2	2
皮膚	48	22	14	8	92
四肢・脊柱	136	26	34	15	211
眼	33	43	96	754	926
耳・鼻	17	2	10	322	351
咽頭	2	2	1	4	9
呼吸器	0	1	0	0	1
その他	80	104	142	199	525

(7) 乳幼児発達健康診査

[保健センター]

乳幼児健康診査や育児相談等で、身体発育・精神言語発達について専門医等によるスクリーニングが必要と判断された乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病の早期発見及び発育・発達を促す支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 13 条 〉

【内容】①問診 ②計測 ③検査 ④診察 ⑤相談

乳幼児発達健康診査実施状況

	実施回数	乳児		幼児		合計		
		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	180	30	32	1,094	1,224	1,124	1,256	
内 訳	西 区	16	0	0	91	98	91	98
	北 区	15	6	7	74	75	80	82
	大宮区	17	2	2	90	102	92	104
	見沼区	21	8	8	127	145	135	153
	中央区	14	1	1	75	78	76	79
	桜 区	15	3	3	88	103	91	106
	浦和区	23	6	7	167	195	173	202
	南 区	23	1	1	162	187	163	188
	緑 区	19	2	2	108	121	110	123
	岩槻区	17	1	1	112	120	113	121

5 訪問指導

(1) 妊産婦・新生児訪問指導

[保健センター]

保健センターでは、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要な妊婦、出生連絡票等で把握した新生児及び乳児とその保護者(里帰り出産を含む)を対象に、妊産婦・新生児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師又は保健師が家庭訪問を実施している。

訪問の際には、自己記入方式質問票〔育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)・赤ちゃんへの気持ち質問票〕を使用して、早期に産後の育児に関する状況や気持ちを把握し、育児不安の軽減や虐待予防のための支援をしている。

なお、妊産婦・新生児訪問指導を利用しない場合は、ハローエンゼル訪問により状況の確認をしている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条、第 11 条、第 17 条 〉

妊産婦・新生児訪問指導実施状況 (人)

下段:助産師委託分(再掲)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	計
総 数		0	6,340	759	625	5,021	12,745
		0	6,014	678	517	4,868	12,077
内 訳	西 区	0	546	22	60	468	1,096
		0	533	17	57	463	1,070
	北 区	0	610	45	69	506	1,230
		0	574	37	55	488	1,154
	大宮区	0	603	80	63	465	1,211
		0	590	79	56	459	1,184
	見沼区	0	638	90	64	488	1,280
		0	546	73	31	442	1,092
	中央区	0	479	54	46	383	962
		0	430	42	29	360	861
	桜 区	0	374	47	33	295	749
		0	368	45	31	293	737
	浦和区	0	924	116	99	722	1,861
		0	897	112	92	704	1,805
	南 区	0	1,074	116	97	871	2,158
		0	1,056	112	89	864	2,121
	緑 区	0	707	135	67	517	1,426
		0	670	122	60	500	1,352
	岩槻区	0	385	54	27	306	772
		0	350	39	17	295	701

(2) 産後ケア事業**[保健所・保健センター・妊娠・出産包括支援センター]**

保健センターでは、出産後に心身の不調や育児不安がある等、育児支援を必要とする母子及びその家族を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつ予防や育児不安の解消を図るために産後ケア事業を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

(延人員)

訪問型	545
宿泊型	556
デイサービス型	173

※宿泊型・デイサービス型については、令和2年10月より開始

(3) 母子訪問指導**[保健所・保健センター]**

保護者の健康問題や育児不安の軽減を図り、児の健全な発育発達をうながすため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が家庭訪問を実施している。

また、未熟児養育医療給付児および未熟で出生した児に対して発育・発達の問題や保護者の育児不安について特に支援が求められるため、相談・訪問指導等を継続的に実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第10条・第19条 〉

母子訪問指導実施状況

(延人員)

		妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	その他	計
総数		248	2,337	300	612	1,939	2,723	3,167	11,326
保健所		0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	西区	7	126	17	42	88	96	124	500
	北区	17	189	31	38	159	159	226	819
	大宮区	18	210	29	47	168	176	239	887
	見沼区	41	203	12	54	186	364	327	1,187
	中央区	19	178	25	76	126	195	212	831
	桜区	31	144	22	32	126	156	251	762
	浦和区	27	460	72	107	353	443	526	1,988
	南区	18	370	33	82	311	407	435	1,656
	緑区	25	236	34	66	201	390	431	1,383
岩槻区	45	221	25	68	221	337	396	1,313	

※その他: 保護者等・小学生・中学生・その他20歳未満の子ども・母精神疾患等の総数

6 専門相談

(1) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等に対し、相談や情報の提供を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

ア 不妊相談(不育相談含む)

① 一般相談

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。

不妊相談(一般相談)実施状況

相談方法別件数			
電話	面接	その他	合計
3,756	211	14	3,981

相談内容(重複あり)	相談件数
不妊の原因について	0
不妊症の検査・治療について	44
不妊治療を実施している医療機関の情報について	1
主治医や医療機関に対する不満について	13
世間の偏見や無理解による不満について	0
家族に関すること	0
助成金について	3,920
不育症について	21
その他	81
合計	4,080

② 専門相談

不妊治療に関する専門相談として、カウンセラーによる面接相談及び助産師等による電話相談を行っている。電話は専用回線を設置している。

不妊相談(専門相談)実施状況

相談種別	相談者延数
面接相談	8
電話相談	164

相談内容(重複あり)	相談件数	
	面接相談	電話相談
不妊の原因について	0	2
不妊症の検査・治療について	4	23
不妊治療を実施している医療機関の情報について	2	16
主治医や医療機関に対する不満について	1	3
世間の偏見や無理解による不満について	0	0
家族に関すること	2	4
助成金について	1	86
不育症について	1	17
仕事との両立について	2	1
その他	21	41
合計	34	193

(2) 妊娠・出産の電話相談

[保健所]

生涯を通じた女性の健康支援事業の一環として妊娠・出産に関して、保健師・助産師等が専用電話回線を通じて相談・助言等を行うことにより妊娠期からの切れ目のない支援を行う事業である。

〈 根拠法令等 : 妊娠・出産の電話相談実施要領 〉

妊娠・出産の電話相談実施状況

	件数
妊娠・出産電話相談	11

相談内容(重複あり)	相談件数
望まない妊娠	2
家族・育児面の不安	1
出産病院が見つからない	1
経済的問題	0
その他	7
合計	11

(3) お母さんの心の健康相談

[保健所]

保健所では、心の健康支援を必要とする母親の早期支援を目的として、精神科医による専門相談窓口を開設している。個別事例への対応と並行して、事例検討も実施している。

〈 根拠法令等 : お母さんの心の健康相談事業実施要領 〉

お母さんの心の健康相談実施状況

実施回数	総数		保健師からの相談
	実人員	延人員	件数
12	13	13	3

相談内容別(重複あり)	件数
EPDS高得点・産後うつ傾向	0
イライラする	4
母子関係	0
その他	9

診断内容別(重複あり)	件数
うつ状態	2
不安障害	0
適応障害	2
強迫性障害	1
その他	8

7 医療給付

保健所では、身体の発育が未熟なまま出生した乳児、身体に障害のある児童及び結核にかかり長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付事業を実施している。

また、申請については、保健センターでも受け付けている。

(1) 未熟児養育医療給付

[保健所]

出生時の体重が2,000g以下及び医師が入院養育を必要と認めた新生児に対し、指定医療機関において必要な医療給付を行っている。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第20条 〉

未熟児養育医療給付件数

申請件数	決定件数	支払決定 実人員	決定件数の 出生時体重別内訳	
513	513	561	1,000g以下	36
			1,001～1,500g	38
			1,501～1,800g	55
			1,801～2,000g	57
			2,001～2,300g	100
			2,301～2,500g	52
			2,501g以上	175

(2) 自立支援医療(育成医療)給付

[保健所]

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患を持つ児童(18歳未満)で、確実な治療効果が期待できる場合に、医療の給付及び補装具の交付を行っている。

〈 根拠法令等 : 障害者総合支援法第58条第1項 〉

育成医療給付件数

申請件数	決定件数	給付実人員	決定件数の種類別内訳	
115	101	88	肢体不自由	30
			視覚障害	8
			聴覚・平衡機能障害	4
			音声・言語・そしゃく機能障害	24
			心臓機能障害	16
			腎臓機能障害	0
			小腸機能障害	0
			その他(内臓疾患)	6
			免疫機能障害	0
			肝臓機能障害	0

(3) 結核児童療育医療給付

[保健所]

結核にかかっている児童に対し、医療の給付とともに入院中の学校教育と療養生活の指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第21条の9 〉

申請件数	0件
------	----

8 子ども虐待発生予防

(1) 妊娠期からの虐待予防強化事業

[保健所・保健センター]

保健所では、産科協力医療機関等との連携を通じて、虐待発生リスクの高い家庭を早期に把握し、適切な継続支援(訪問、面接等)を行い、子ども虐待の発生防止に努めている。また、ケース把握後は関係機関との連携を図り、定期的に事例検討会を行っている。

〈 根拠法令等 : 妊娠期からの虐待予防強化事業実施要綱 〉

医療機関からの連絡件数	910 件
-------------	-------

(2) 子ども虐待予防のための相談

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは関係機関からの連絡や、事業の利用等で把握した、虐待予防を主とした個別支援が必要と思われる対象者に対して、訪問・面接・電話による相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

(人)

	訪問					面接					電話					
	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	乳児	幼児	その他 20歳 未満の 子ども	親等	計	
総数	476	876	84	1,324	2,760	80	155	27	241	503	408	923	59	784	2,174	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	
保健センター	西区	51	55	0	115	221	7	24	1	18	50	53	88	2	14	157
	北区	18	40	1	54	113	1	10	0	15	26	4	40	2	45	91
	大宮区	35	24	4	73	136	13	11	13	48	85	67	111	11	163	352
	見沼区	31	71	2	97	201	11	16	3	21	51	46	82	10	67	205
	中央区	32	58	6	62	158	4	10	0	7	21	41	127	10	78	256
	桜区	107	70	13	228	418	10	18	0	39	67	79	146	2	186	413
	浦和区	50	142	35	203	430	1	6	0	7	14	13	105	7	16	141
	南区	38	173	5	183	399	5	16	1	20	42	20	78	4	37	139
	緑区	48	113	6	120	287	11	14	2	27	54	43	40	4	77	164
岩槻区	66	130	12	189	397	17	30	7	39	93	42	106	7	86	241	

※子ども虐待予防のための相談は、3健康相談(1)育児相談・来所健康相談・電話相談、5訪問指導 (3)母子訪問指導の再掲である。

(3) 子ども虐待予防家庭訪問事業

[保健所・保健センター]

産婦・新生児訪問指導及び母子訪問指導により把握した養育状況から、継続支援が必要と判断される家庭に対して子ども家庭支援員を派遣している。子ども家庭支援員は、市が任用した保健師・助産師等であり、所定の研修を修了後、事業に携わっている。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第6条の3第5項 〉

子ども家庭支援員訪問実施状況

訪問世帯数	
実数	延数
71	304

	妊婦		産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		その他		計		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
総数	4	6	46	173	2	3	13	45	55	211	26	84	46	142	192	664	
保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健センター	西 区	1	2	2	16	0	0	0	0	3	21	1	1	2	4	9	44
	北 区	0	0	9	39	1	2	0	0	14	52	7	27	20	55	51	175
	大宮区	0	0	3	9	0	0	2	4	2	7	0	0	0	0	7	20
	見沼区	0	0	4	14	0	0	2	10	3	9	1	3	0	0	10	36
	中央区	0	0	3	8	0	0	2	11	3	8	1	3	4	18	13	48
	桜 区	0	0	3	13	1	1	0	0	3	12	0	0	2	3	9	29
	浦和区	1	1	7	20	0	0	2	6	8	25	4	7	5	13	27	72
	南 区	0	0	7	32	0	0	1	5	8	32	5	12	3	10	24	91
	緑 区	0	0	3	7	0	0	2	4	3	6	0	0	1	2	9	19
	岩槻区	2	3	5	15	0	0	2	5	8	39	7	31	9	37	33	130

※子ども虐待予防家庭訪問事業は、5訪問指導(3)母子訪問指導の再掲である。

(4) 育児不安電話相談(子育て不安電話相談)

[保健所]

子ども虐待予防には、親の軽微な子育て不安の早期解消や、精神面での支援が有効であると言われていた。そこで、保健所では、育児不安への支援を行うことを目的とした、専用電話による育児不安電話相談を実施している。

相談内容により、保健所・保健センターでの対応だけでなく、病院、警察、NPO団体など、適切な相談機関への紹介も行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市「子育て不安電話相談」事業実施要領 〉

育児不安電話相談受付状況

[相談時間別件数]

総数	10分未満	10～19分	20～29分	30～39分	40～49分	50～59分	60分以上
408	73	125	95	56	27	21	11

[相談内容別件数] (重複あり)

総数	育児一般	育児不安	虐待	ドメスティックバイオレンス	相談者の人間関係	相談者の病気	その他
499	245	47	9	2	125	23	48

[相談対象年齢区分別人員] (重複あり)

		年 齢														
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12~17	18~	不明
総数	572	126	64	43	40	37	37	27	35	31	11	19	16	60	13	13
男	259	49	34	18	18	19	21	11	20	14	5	11	9	20	7	3
女	267	54	23	23	20	17	15	16	15	15	6	8	6	39	6	4
不明	46	23	7	2	2	1	1	0	0	2	0	0	1	1	0	6

(5) お母さんの心の健康相談[再掲]

(28 ページ参照)

(6) ふれあい親子支援(MCGさいたま)

[保健所]

保健所では、育児不安を抱える母親、または母子関係に何らかの困難を感じている母親(被虐待経験を持つ母親を含む)を対象として、グループ活動を通して母親の心理的な安定を図り、適切な育児の実践と子ども虐待の発生を予防することを目的に、自らが抱える問題を安心して語ることができる場所と時間を提供する「ふれあい親子支援事業」を実施している。また、保健センター及び関係課職員との事例検討会も随時実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市ふれあい親子支援事業実施要領 〉

ふれあい親子支援事業実施状況

開催場所	開催回数	参加者内訳	
		母(延人員)	児(延人員)
保健所	23	40	14

[事例検討件数]

総数	内 訳		
	保健センター	保健所	その他
2	2	0	0

[面接実施人数]

総数	内 訳		
	参加前	参加期間中	終了時
2	2	0	0

(7) 子ども虐待予防対応研修会**[保健所]**

保健師等の児童虐待対応職員が、効果的な虐待予防の支援を行うために必要な知識・技術を習得すること、また各所属の組織的対応力の向上を目的として体系的な研修を開催している。

〈 根拠法令等 : 子ども虐待予防対応研修実施要領 〉

日時・会場	テーマ	講師	対象者	参加者
8月1日(月) 中央区役所	アタッチメント理論の 視点から見た子どもと 親への支援	嵐山学園 学園長 早川 洋 氏	保健センターおよび 保健所に従事する 保健師、母子保健相 談員、子ども家庭支 援員等の虐待予防 の対応に従事する 職員	15名
10月17日(月) 中央区役所	アタッチメント理論の 視点から見た子どもと 親への支援	嵐山学園 学園長 早川 洋 氏	保健センターおよび 保健所に従事する 保健師、母子保健相 談員、子ども家庭支 援員等の虐待予防 の対応に従事する 職員	23名
西区：1月25日 北区：11月14日 大宮区：11月21日 見沼区：6月29日 中央区：10月19日 浦和区：2月20日 南区：1月23日 緑区：3月10日 岩槻区：6月17日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技 術的支援	カウンセリングルームベア 田熊 喜代巳 氏 (臨床心理士)	保健センター職員	90名
西区：12月23日 北区：6月23日・1月12日 大宮区：6月21日・1月23日 見沼区：7月28日・12月19日 中央区：6月29日・1月30日 桜区：7月22日・12月16日 浦和区：5月24日・10月18日 南区：5月16日・11月14日 緑区：7月25日・12月15日 岩槻区：9月20日・1月20日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技 術的支援	なごみ相談室 塚原 洋子 氏 (保健師)	保健センター職員	190名
① 見沼区：9月29日 浦和区：12月19日 南区：8月22日 岩槻区：11月18日・3月2日 ② 北区：8月22日 中央区：12月19日 桜区：11月18日 緑区：9月29日	スーパーバイザー派遣 研修 ・保健センターへの技 術的支援	嵐山学園(心理士) ①坂口 学 氏 ②松澤 千尋 氏	保健センター職員	90名

9 その他

(1) 妊娠高血圧症候群等療養援助費支給

[保健所]

さいたま市では、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患で、7日以上入院治療した妊婦に対し、療養援助費の支給を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市妊娠高血圧症候群等療養援助費支給要綱 〉

支給件数	0 件
------	-----

(2) 新生児聴覚検査フォロー事業

[保健所]

新生児聴覚検査フォロー事業は、新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な医療・療育の機会を確保するとともに、聴覚障害の発見から途切れのない支援体制の充実を目的として実施している。

この事業は、保健師が産科医療機関と連携し、保護者へ訪問や面接等により支援を行うことで、早期に聴覚療育が行える体制の整備に重点をおいている。

〈 根拠法令等 : さいたま市新生児聴覚検査フォロー事業実施要綱 〉

新生児聴覚検査フォロー実施状況

検査人数	フォロー件数	精密検査結果(延人員)		療育につながった件数
		異常なし	医療機関で継続フォロー	
8,927	70	40	62	4

(3) 先天性代謝異常等検査事業

[保健所]

保健所では、フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症を早期に発見・治療するためマス・スクリーニング検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 先天性代謝異常等検査実施要綱 〉

先天性代謝異常等検査結果

検査件数	6,648
再検査件数	483

(4) 通訳ボランティアの派遣

[保健所・保健センター]

保健指導に通訳が必要となる際、保健福祉通訳ボランティアを派遣している。今年度は 18 件の利用があった。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 10 条 〉

(5) 受胎調節実地指導員の指定申請(埼玉県への經由事務)

[保健所]

〈 根拠法令等 : 母体保護法施行規則第 9 条 〉

申請件数	7 件
------	-----

(6) 不妊治療支援

[保健所]

生涯を通じた健康支援の一環として、不妊に悩む市民等からの相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援を行っている。

〈 根拠法令等 : さいたま市不妊治療支援事業実施要綱 〉

① 不妊相談(不育相談含む)(27 ページ再掲)

不妊治療に関する一般的な相談に保健師が電話や面接等で応じている。また、専門的な相談については、カウンセラーによる面接相談及び助産師による電話相談を行っている。

② 特定不妊治療費助成事業、早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

不妊治療のうち、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精をいう)を受ける市民に対し、その治療費及び早期不妊検査費・不育症検査費の一部助成を行っている。

特定不妊治療費助成承認実績

助成件数	959 件
------	-------

早期不妊検査費助成承認実績

助成件数	481 件
------	-------

不育症検査費助成承認実績

助成件数	100 件
------	-------

(7) 保健関係団体育成

[保健所・保健センター]

母子の保健と福祉の推進を目的に設立された恩賜財団母子愛育会を本部とした「さいたま市保健愛育会」は、地域に根ざした母子に限定しないボランティア活動を展開している。

現在、中央区、浦和区、緑区、岩槻区、南区で地区愛育会が活動している。

保健所は保健愛育会の事務局として、また、保健センターでは、センター事業への協力依頼や各地区の活動への支援をするなど、連携した地域活動を行っている。

(8) 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業

[保健所]

新型コロナウイルス感染症の流行下において、不安を抱える妊産婦に対し、分娩前検査費用の助成、感染した妊産婦への保健師等による電話や家庭訪問等による、寄り添った支援を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 〉

事業内容	実績(件)
1 不安を抱える妊婦への分娩前検査	3,414
2 感染した妊産婦への寄り添い型支援	5

第4章 健康づくり

さいたま市における健康づくり事業は「さいたま市ヘルスプラン 21(第2次)」に基づき、「がんの予防」、「循環器疾患・糖尿病の予防」、「歯・口腔の健康」、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「喫煙」、「飲酒」の8つの分野で推進している。

保健センターでは、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査の事後指導及びがん検診精密検査未受診者に対する受診勧奨を実施している。

保健所では、健康診査等の医療機関への委託や市民に向けての広報など、統括的な業務を行っている。

1 健康手帳の交付

[保健センター]

健康診査の結果やその他健康保持のために必要な事項を記載し、自ら健康管理及び適切な医療の確保に資するため、健康手帳の利用を促している。

平成31年4月より、健康手帳は厚生労働省のホームページからダウンロードする方式となった。本市のホームページにて交付方法について周知している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項 〉

2 健康教育

(1) 集団健康教育

[保健センター]

主に40歳から64歳の市民及びその家族を対象に、保健センターでテーマ別に健康教室を実施している。また、地域からの依頼による各種健康教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項及び第19条の2 〉

集団健康教育実施状況

	歯周疾患		ロコモティブシンドローム (運動器症候群)		慢性閉塞性肺疾患		病態別		薬		一般		合計		
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	
総数	29	336	0	0	0	0	31	258	0	0	12	166	72	760	
内 訳	西区	2	13	0	0	0	0	5	29	0	0	0	0	7	42
	北区	5	98	0	0	0	0	3	29	0	0	2	15	10	142
	大宮区	1	8	0	0	0	0	3	13	0	0	0	0	4	21
	見沼区	1	5	0	0	0	0	2	22	0	0	3	35	6	62
	中央区	2	11	0	0	0	0	4	29	0	0	0	0	6	40
	桜区	4	39	0	0	0	0	3	25	0	0	1	9	8	73
	浦和区	3	35	0	0	0	0	3	38	0	0	0	0	6	73
	南区	3	23	0	0	0	0	1	10	0	0	1	10	5	43
	緑区	3	45	0	0	0	0	6	48	0	0	4	88	13	181
	岩槻区	5	59	0	0	0	0	1	15	0	0	1	9	7	83

(2) 健康づくり教育**[保健センター]**

主に 39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、保健センターで健康づくり教室を実施している。
また、地域からの依頼による各種健康づくり教室を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

健康づくり教育参加状況

	開催回数	延 人 員					合計	
		栄養	運動	休養	禁煙	その他		
総 数	112	509	311	0	34	374	1,228	
内 訳	西 区	5	37	12	0	0	0	49
	北 区	3	47	0	0	0	0	47
	大宮区	11	96	63	0	0	14	173
	見沼区	7	83	19	0	0	8	110
	中央区	16	41	8	0	0	120	169
	桜 区	17	51	126	0	34	0	211
	浦和区	10	49	20	0	0	13	82
	南 区	15	103	28	0	0	78	209
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	28	2	35	0	0	141	178

(3) 教室以外のイベント等**[保健センター]**

市民を対象に生活習慣病予防のためのイベント等を保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	合計
回数	3	3	1	0	3	1	1	0	0	1	13
参加者数	300	1,140	300	0	613	546	750	0	0	228	3,877

3 健康相談

[保健センター]

(1) 重点健康相談・総合健康相談

保健センターでは、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が面接・電話等による各種健康相談を実施している。(全区:随時開催)

重点健康相談では、個人の食生活や口腔内の健康状態、その他の生活を勘案して行う疾病別相談に対応している。また、総合健康相談では、健康に関する一般的な相談を受けるとともに、必要に応じて血圧・体脂肪率測定等の計測を行っている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

重点健康相談・総合健康相談状況

		内容別相談者数(延人員)			
		重点健康相談	総合健康相談	(再掲) 電話相談	合計
総 数		152	245	112	397
内 訳	西 区	0	15	1	15
	北 区	47	100	32	147
	大宮区	9	27	8	36
	見沼区	11	38	8	49
	中央区	28	4	10	32
	桜 区	14	1	7	15
	浦和区	18	8	23	26
	南 区	3	3	6	6
	緑 区	14	3	10	17
	岩槻区	8	46	7	54

(2) 健康づくり相談

[保健センター]

39 歳以下又は 65 歳以上の市民を対象に、保健センターで栄養・運動・休養等に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 〉

健康づくり相談状況

		相談者数(延人員)	(再掲) 電話相談者数 (延人員)
総 数		460	126
内 訳	西 区	50	8
	北 区	57	51
	大宮区	72	4
	見沼区	161	22
	中央区	45	8
	桜 区	11	1
	浦和区	31	23
	南 区	7	4
	緑 区	6	1
	岩槻区	20	4

4 健康診査

(1) 健康増進健康診査

[保健所・保健センター]

40歳以上の生活保護受給者または中国残留邦人支援給付受給者を対象に、生活習慣病予防に着目した健康診査を、市内個別医療機関で実施している。

検査項目	問診、身体測定、血圧測定、内科的診察(打聴診)、尿、肝機能、腎機能、脂質、血糖
------	---

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

年齢区分別受診者数 (人)

年齢	受診者
総数	1,986
40～49歳	182
50～59歳	377
60～64歳	195
65～69歳	321
70～74歳	224
75歳以上	687

主な検査項目別の受診者数及び検査結果別人員

(その1)

(人)

年齢	血 圧			脂質異常			糖 尿 病			
		(再掲)			(再掲)			(再掲)		
		高血圧症 ① (a)	高血圧症 ② (b)		脂質異常 ① (c)	脂質異常 ② (d)		糖尿病① (e)	糖尿病② (f)	
総数	1,986	471	582	1,986	637	537	1,986	1,281	427	
男	40～49歳	101	20	21	101	40	33	101	49	14
	50～59歳	225	48	57	225	70	80	225	134	39
	60～64歳	133	25	37	133	41	43	133	76	35
	65～69歳	175	45	55	175	55	37	175	115	51
	70～74歳	134	24	46	134	49	41	134	88	33
	75歳以上	308	84	96	308	110	61	308	213	71
	計	1,076	246	312	1,076	365	295	1,076	675	243
女	40～49歳	81	12	13	81	26	22	81	39	9
	50～59歳	152	39	26	152	49	57	152	91	28
	60～64歳	62	10	20	62	18	21	62	42	13
	65～69歳	146	25	56	146	49	38	146	97	38
	70～74歳	90	25	29	90	28	25	90	58	16
	75歳以上	379	114	126	379	102	79	379	279	80
	計	910	225	270	910	272	242	910	606	184

(a) = ①収縮期血圧が130mmHg以上140mmHg未満かつ拡張期血圧90mmHg未満である者

②収縮期血圧が140mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg以上90mmHg未満である者

(b) = 収縮期血圧140mmHg以上、または拡張期血圧90mmHg以上の者

(c) = ①中性脂肪150mg/dl以上300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者

②中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上40mg/dl未満かつLDLコレステロール140mg/dl未満の者

③中性脂肪300mg/dl未満かつHDLコレステロールが35mg/dl以上かつLDLコレステロール120mg/dl以上140mg/dl未満の者

(d) = 中性脂肪300mg/dl以上、またはHDLコレステロールが35mg/dl未満、またはLDLコレステロール140mg/dl以上の者

(e) = 空腹時血糖100mg/dl以上126mg/dl未満またはHbA1c5.6%以上6.5%未満の者

(f) = 空腹時血糖126mg/dl以上またはHbA1c6.5%以上の者

(その2)

(人)

年齢	貧血 (疑いを含む)	肝疾患 (疑いを含む)	(再掲) うちアルコール性 (疑いを含む)	腎機能障害 (疑いを含む)	たばこ		
					吸っていない	吸っている	
総数	0	210	0	0	1,418	568	
男	40～49歳	0	24	0	0	59	42
	50～59歳	0	36	0	0	128	97
	60～64歳	0	21	0	0	67	66
	65～69歳	0	22	0	0	113	62
	70～74歳	0	25	0	0	77	57
	75歳以上	0	16	0	0	231	77
	計	0	144	0	0	675	401
女	40～49歳	0	3	0	0	51	30
	50～59歳	0	24	0	0	100	52
	60～64歳	0	8	0	0	49	13
	65～69歳	0	10	0	0	120	26
	70～74歳	0	11	0	0	71	19
	75歳以上	0	10	0	0	352	27
	計	0	66	0	0	743	167

(2) 女性のヘルスチェック**[保健所・保健センター]**

18歳から39歳までの女性の健康づくりの一環として、生活習慣病や貧血などの早期発見及び予防を図るための健康診査を市内個別医療機関で実施している。

また、健診の結果、医師からの指示があった者に対し、健康相談・電話相談・家庭訪問等による保健指導を行っている。

【内容】問診、身体測定、血圧測定、打聴診、血液検査(貧血検査・血液生化学検査)

〈 根拠法令等 : 健康増進法第17条第1項 〉

女性のヘルスチェック受診状況

(人)

年齢	受診者	指導区分別実人員		
		異常認めず	要指導	要医療
18～19歳	29	7	19	3
20～29歳	2,450	938	1,214	298
30～39歳	5,674	1,927	2,830	917
計	8,153	2,872	4,063	1,218

事後指導対象者数	492
----------	-----

(3) B型・C型肝炎ウイルス検診

[保健所・保健センター]

【対象者】・節目検診 40歳の者

・節目外検診 41歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受診していないもの

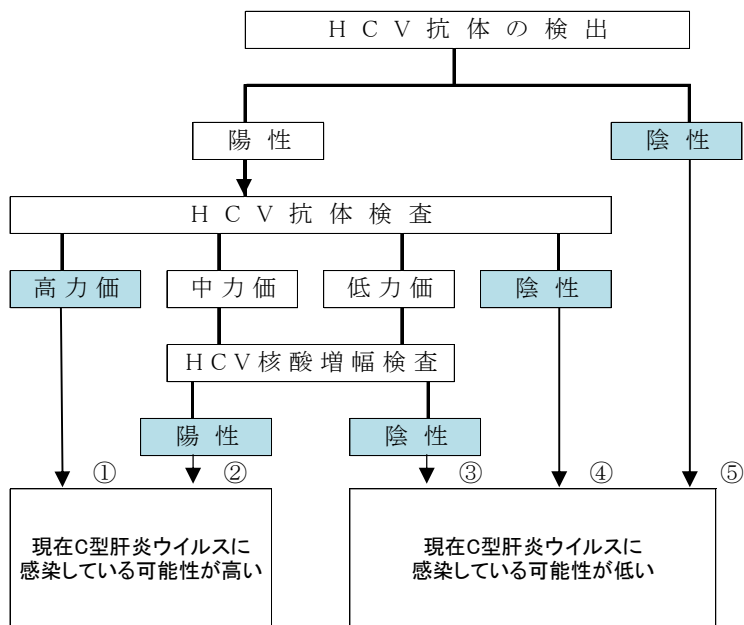
〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

B型・C型肝炎ウイルス検診結果状況

(人)

		B型肝炎ウイルス検査判定結果			C型肝炎ウイルス検査判定結果					計
		陰性	陽性	計	現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い		現在C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い			
					①HCV抗体高力価	②HCV核酸増幅陽性	③HCV核酸増幅陰性	④HCV抗体陰性	⑤HCV抗体の検出陰性	
節目	40歳	1,148	0	1,148	1	0	0	3	1,144	1,148
節目外	41～44	777	2	779	0	0	1	2	776	779
	45～49	790	4	794	0	0	0	3	791	794
	50～54	863	7	870	1	0	3	3	863	870
	55～59	703	7	710	0	1	5	4	700	710
	60～64	848	11	859	1	0	0	2	855	858
	65～69	1,361	2	1,363	0	1	5	2	1,355	1,363
	70歳以上	2,852	22	2,874	7	0	21	16	2,828	2,872
	計	8,194	55	8,249	9	2	35	32	8,168	8,246
合計	9,342	55	9,397	10	2	35	35	9,312	9,394	

【C型肝炎ウイルス検査判定の流れ】



(4) 骨粗しょう症検診**[保健所・保健センター]**

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的として、女性に対し、骨粗しょう症検診(骨密度測定(DIP法))を市内個別医療機関で実施している。なお、検診結果に基づく相談は、保健センターで実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 19 条の 2 〉

骨粗しょう症検診受診状況 (人)

年齢	受診者(女)	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	972	2	17	953
45歳	534	0	9	525
50～59歳	5,478	66	400	5,012
60～69歳	7,314	522	1,957	4,835
70～79歳	11,160	2,446	5,035	3,679
80歳	816	278	359	179
計	26,274	3,314	7,777	15,183

健康増進法に該当する受診者(再掲) (人)

年齢	受診者(女)	指導区別状況		
		要精検	要指導	異常認めず
40歳	972	2	17	953
45歳	534	0	9	525
50歳	690	3	10	677
55歳	520	3	37	480
60歳	615	16	110	489
65歳	750	49	179	522
70歳	1,012	140	400	472
計	5,093	213	762	4,118

(5) がん検診

[保健所・保健センター]

がんの早期発見やがん予防に関する知識の普及を目的として、市内個別医療機関で各種がん検診を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 19 条の 2 〉

① 胃がん

対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
780,131	89,333	11.5

※令和3年度から受診率の算出方法(対象者の考え方)を変更
(参考)変更前の算出方法の場合、対象者:436,850人、受診率:20.4%

ア 男性

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃 部 X 線 検 査	40～44歳	323	366	7	0	0	0	7	0	0
	45～49歳	247	310	4	0	0	0	2	0	2
	50～54歳	302	331	4	2	0	0	1	1	0
	55～59歳	322	335	10	0	0	0	6	4	0
	60～64歳	458	486	16	2	0	0	10	1	3
	65～69歳	786	849	31	4	2	0	20	3	2
	70～74歳	1,087	1,246	52	4	1	2	38	3	4
	75～79歳	909	864	36	4	3	5	17	5	2
	80歳以上	719	752	35	4	2	0	27	1	1
	計	5,153	5,539	195	20	8	7	128	18	14
内 視 鏡 検 査	40～44歳	1,252	1,337	39	0	0	4	32	0	3
	45～49歳	1,462	1,542	38	3	1	4	30	0	0
	50～54歳	1,920	1,745	89	1	5	12	68	0	3
	55～59歳	1,980	1,782	105	4	2	13	82	2	2
	60～64歳	2,438	2,270	144	8	11	25	97	0	3
	65～69歳	4,039	3,996	253	16	26	38	162	7	4
	70～74歳	6,388	6,694	457	23	54	104	264	9	3
	75～79歳	6,598	6,130	456	25	43	94	283	7	4
	80歳以上	7,144	6,686	495	30	53	102	289	10	11
計	33,221	32,182	2,076	110	195	396	1,307	35	33	
合 計	38,374	37,721	2,271	130	203	403	1,435	53	47	

イ 女性

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
胃 部 X 線 検 査	40～44歳	675	770	11	3	0	0	6	2	0
	45～49歳	585	675	9	1	0	0	6	0	2
	50～54歳	627	614	10	1	0	0	2	5	2
	55～59歳	576	579	5	0	0	0	5	0	0
	60～64歳	700	643	16	2	0	1	10	2	1
	65～69歳	775	843	22	1	0	0	18	1	2
	70～74歳	947	1,096	44	7	2	0	29	5	1
	75～79歳	727	682	19	1	1	0	12	3	2
	80歳以上	568	642	22	2	1	1	13	4	1
計	6,180	6,544	158	18	4	2	101	22	11	
内 視 鏡 検 査	40～44歳	2,509	2,772	77	5	1	11	57	2	1
	45～49歳	2,949	3,100	84	8	0	9	66	1	0
	50～54歳	3,859	3,609	112	6	3	17	86	0	0
	55～59歳	3,816	3,525	113	3	3	15	91	1	0
	60～64歳	4,020	3,819	147	7	7	21	111	1	0
	65～69歳	5,211	5,121	203	9	12	47	133	2	0
	70～74歳	7,683	8,105	352	14	23	69	243	1	2
	75～79歳	7,580	6,904	335	15	21	70	226	1	2
	80歳以上	7,152	6,364	353	17	19	95	215	5	2
計	44,779	43,319	1,776	84	89	354	1,228	14	7	
合 計	50,959	49,863	1,934	102	93	356	1,329	36	18	

ウ 合計

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員					
				異常認め ず	がんであ った	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握
胃部X線検査	11,333	12,083	353	38	12	9	229	40	25
内視鏡検査	78,000	75,501	3,852	194	284	750	2,535	49	40
合 計	89,333	87,584	4,205	232	296	759	2,764	89	65

※国保人間ドックを受診した市民は2,346人。
後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,074人。
検診項目として、胃がん検診が含まれることから、胃がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると92,753人・11.9%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：10.1%、女性16.9%(対象者は50～69歳の全人口)

※胃内視鏡検査時に生検を受診せず、かつ要精密検査ではなかった者のうち、がんであったのは35人。

② 肺がん・結核

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
780,131	121,441	15.6

※令和3年度から受診率の算出方法(対象者の考え方)を変更
 (参考)変更前の算出方法の場合、対象者:436,850人、受診率:27.8%

ア 男性

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要精密検査結果別人員							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部 エ ク ス 線 検 査 の み	40～44歳	1,389	1,512	42	16	0	0	17	0	4	5
	45～49歳	1,316	1,433	44	19	0	0	19	0	3	3
	50～54歳	1,779	1,753	51	24	0	0	23	0	1	3
	55～59歳	1,881	1,777	60	22	0	2	18	0	9	9
	60～64歳	2,516	2,504	95	26	1	4	50	0	8	6
	65～69歳	5,774	5,765	280	76	2	10	141	1	36	15
	70～74歳	10,045	10,633	495	111	9	22	274	0	49	30
	75～79歳	10,301	9,560	573	81	11	17	340	2	79	45
	80歳以上	12,622	11,703	831	121	13	31	474	2	125	67
	計	47,623	46,640	2,471	496	36	86	1,356	5	314	183
胸部 エ ク ス 線 検 査 及 び 喀 痰 細 胞 診	40～44歳	13	23	2	1	0	0	0	0	0	1
	45～49歳	24	31	1	0	0	0	0	0	0	1
	50～54歳	69	67	2	1	0	0	1	1	0	0
	55～59歳	72	75	4	1	0	0	2	0	0	1
	60～64歳	128	136	11	3	0	0	8	0	0	0
	65～69歳	232	254	19	4	1	0	10	0	2	2
	70～74歳	413	423	31	6	1	2	18	0	2	2
	75～79歳	388	379	33	3	2	3	23	0	1	1
	80歳以上	373	389	46	10	1	2	23	0	2	8
	計	1,712	1,777	149	29	5	7	85	1	7	16

イ 女性

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員							
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握	
胸部 エクス 線検査 のみ	40～44歳	3,144	3,618	46	25	0	0	14	0	2	5
	45～49歳	3,195	3,502	57	19	0	0	29	1	5	4
	50～54歳	3,909	3,921	81	28	0	0	40	0	10	3
	55～59歳	4,071	3,939	87	35	1	1	41	0	4	5
	60～64歳	5,297	5,207	154	47	2	5	79	0	7	14
	65～69歳	8,655	8,732	307	74	3	7	186	0	26	11
	70～74歳	13,794	14,689	594	154	7	20	332	0	59	22
	75～79歳	13,613	12,406	599	137	8	17	348	1	63	26
	80歳以上	16,104	14,744	869	177	9	32	465	1	120	66
	計	71,782	70,758	2,794	696	30	82	1,534	3	296	156
胸部 エクス 線検査 及び 喀痰 細胞診	40～44歳	11	14	0	0	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	6	12	0	0	0	0	0	0	0	0
	50～54歳	18	22	0	0	0	0	0	0	0	0
	55～59歳	20	32	1	0	0	0	1	0	0	0
	60～64歳	34	23	1	1	0	0	0	0	0	0
	65～69歳	39	52	2	1	0	1	0	0	0	0
	70～74歳	72	79	4	0	1	0	2	0	0	1
	75～79歳	61	64	8	2	0	0	5	0	1	0
	80歳以上	63	59	8	1	0	0	7	0	0	0
	計	324	357	24	5	1	1	15	0	1	1

ウ 合計

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	(再掲)結核 であった	未受診	未把握
胸部エクス線 検査のみ	119,405	117,398	5,265	1,192	66	168	2,890	8	610	339
胸部X線検査 及び喀痰細胞診	2,036	2,134	173	34	6	8	100	1	8	17
合計	121,441	119,532	5,438	1,226	72	176	2,990	9	618	356

※国保人間ドックを受診した市民は2,346人。

後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,074人。

検診項目として、肺がん検診が含まれることから、肺がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると124,861人・16.0%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性：5.5%、女性10.8%(対象者は40～69歳の全人口)

③ 大腸がん

対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
780,131	107,000	13.7

※令和3年度から受診率の算出方法(対象者の考え方)を変更
 (参考)変更前の算出方法の場合、対象者:436,850人、受診率:24.5%

	R4年度 受診者 (人)	R3年度 受診者 (人)	要精密 検査 (人)	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑 いがある	がん以外 の疾患	未受診	未把握	
大腸がん (男)	40～44歳	1,356	1,513	71	15	2	0	27	17	10
	45～49歳	1,293	1,430	85	16	1	0	38	22	8
	50～54歳	1,766	1,709	99	12	2	0	56	17	12
	55～59歳	1,806	1,755	104	8	6	0	53	24	13
	60～64歳	2,478	2,444	163	9	7	2	88	32	25
	65～69歳	5,280	5,382	398	33	29	6	203	71	56
	70～74歳	9,030	9,598	803	52	38	6	436	170	101
	75～79歳	9,212	8,604	833	51	28	3	454	175	122
	80歳以上	10,594	9,943	1,133	77	32	6	506	346	166
	計	42,815	42,378	3,689	273	145	23	1,861	874	513
大腸がん (女)	40～44歳	3,179	3,654	180	64	5	0	55	32	24
	45～49歳	3,298	3,577	158	37	2	0	62	29	28
	50～54歳	3,968	3,971	175	36	3	1	89	23	23
	55～59歳	4,128	3,983	189	37	4	1	99	30	18
	60～64歳	5,186	5,019	226	56	2	1	109	35	23
	65～69歳	7,874	7,934	389	69	14	1	216	61	28
	70～74歳	12,278	13,114	737	103	28	1	409	126	70
	75～79歳	11,930	10,971	696	94	22	4	359	155	62
	80歳以上	12,344	11,304	959	111	23	3	388	300	134
	計	64,185	63,527	3,709	607	103	12	1,786	791	410
合計	107,000	105,905	7,398	880	248	35	3,647	1,665	923	

※国保人間ドックを受診した市民は2,346人。

後期高齢者人間ドックを受診した市民は1,074人。

検診項目として、大腸がん検診が含まれることから大腸がん検診の受診者数に加えて、受診率を推計すると110,420人・14.2%となる。

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は男性:5.1%、女性10.5%(対象者は40～69歳の全人口)

④ 子宮がん

対象者（人）	令和4年度受診者（人）	令和3年度受診者（人）	2年連続受診者（人）	受診率（%）
559,513	47,322	46,530	6,936	15.5

※令和3年度から受診率の算出方法（対象者の考え方）を変更
（参考）変更前の算出方法の場合、対象者：323,785人、受診率：26.8%

※受診率＝（令和4年度受診者＋令和3年度受診者－2年連続受診者）／対象者＊100

※妊婦健康診査での20歳以上の子宮頸がん検診受診者も含む

	R4年度 受診者 （人）	R3年度 受診者 （人）	要精密 検査 （人）	要 精 密 検 査 結 果 別 人 員						
				異常 認めず	がんで あった	がんの疑い がある	がん以外の 疾患	未受診	未把握	
頸 部	20～24歳	1,298	1,401	26	3	1	0	10	5	7
	25～29歳	2,727	2,924	53	4	0	0	38	5	6
	30～34歳	4,098	4,154	49	3	2	0	31	10	3
	35～39歳	4,893	5,063	50	3	1	0	42	3	1
	40～44歳	4,456	4,656	44	3	3	0	27	4	7
	45～49歳	4,575	4,834	41	4	0	0	30	5	2
	50～54歳	4,417	4,350	22	2	4	0	8	5	3
	55～59歳	3,087	2,853	9	1	1	0	6	1	0
	60～64歳	2,408	2,088	1	0	0	0	1	0	0
	65～69歳	2,137	1,824	5	0	1	1	3	0	0
	70～74歳	1,978	1,908	4	0	0	0	1	2	1
	75～79歳	1,359	1,068	10	0	3	0	2	4	1
	80歳以上	717	593	0	0	0	0	0	0	0
計	38,150	37,716	314	23	16	1	199	44	31	
体 部	20～24歳	35	30	0	0	0	0	0	0	0
	25～29歳	98	133	0	0	0	0	0	0	0
	30～34歳	307	364	0	0	0	0	0	0	0
	35～39歳	694	746	0	0	0	0	0	0	0
	40～44歳	2,502	2,756	3	0	0	0	0	2	1
	45～49歳	3,035	3,341	7	1	1	0	2	1	2
	50～54歳	2,973	2,996	7	1	2	0	2	2	0
	55～59歳	1,811	1,720	12	1	7	0	1	2	1
	60～64歳	1,252	1,094	12	1	7	0	0	3	1
	65～69歳	945	867	7	0	3	0	0	1	3
	70～74歳	766	784	6	0	3	0	0	0	3
	75～79歳	490	414	4	1	1	0	0	1	1
	80歳以上	213	194	1	0	0	0	0	1	0
計	15,121	15,439	59	5	24	0	5	13	12	

※20歳以上の妊婦健康診査の受診者数9,172人を除く

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は15.1%（対象者は20～69歳の全人口）

⑤ 乳がん

対象者（人）	令和4年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	令和3年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者（人）	受診率（%）
400,522	26,150	23,658	76	12.4

※令和3年度から受診率の算出方法（対象者の考え方）を変更

（参考）変更前の算出方法の場合、対象者：252,376人、受診率：19.7%

※受診率＝（令和4年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者＋令和3年度視触診方式及びマンモグラフィ受診者－2年連続視触診方式及びマンモグラフィ受診者）／対象者＊100

	R4年度受診者（人）	R3年度受診者（人）	要精密検査（人）	要精密検査結果別人員						
				異常認めず	がんであった	がんの疑いがある	がん以外の疾患	未受診	未把握	
視触診方式のみ	40～44歳	13	16	0	0	0	0	0	0	0
	45～49歳	5	8	1	0	0	0	0	1	0
	50～54歳	14	5	0	0	0	0	0	0	0
	55～59歳	15	12	1	0	0	0	1	0	0
	60～64歳	13	18	0	0	0	0	0	0	0
	65～69歳	23	27	1	0	1	0	0	0	0
	70～74歳	49	59	0	0	0	0	0	0	0
	75～79歳	67	48	1	0	0	0	1	0	0
	80歳以上	127	92	0	0	0	0	0	0	0
計	326	285	4	0	1	0	2	1	0	
視触診方式及びマンモグラフィ	40～44歳	3,338	3,953	335	57	8	3	250	11	6
	45～49歳	3,154	3,644	319	67	8	11	220	5	8
	50～54歳	3,666	3,401	293	75	15	7	182	2	12
	55～59歳	3,098	2,670	221	63	14	8	124	5	7
	60～64歳	2,771	2,241	171	61	22	4	77	2	5
	65～69歳	2,821	2,216	169	58	7	4	89	7	4
	70～74歳	3,230	2,781	190	66	15	10	90	6	3
	75～79歳	2,519	1,721	128	40	10	2	64	8	4
	80歳以上	1,553	1,031	82	28	6	2	41	1	4
計	26,150	23,658	1,908	515	105	51	1,137	47	53	
合計	26,476	23,943	1,912	515	106	51	1,139	48	53	

※国の「地域保健・健康増進事業報告」における受診率は14.1%（対象者は40～69歳の全人口）

⑥ 前立腺がん

	R4年度 受診者(人)	R3年度 受診者(人)	要精密検査 (人)	精密検査 受診者(人)	がんであった者 (人)
50～54歳	1,490	1,502	17	5	0
55～59歳	1,464	1,483	43	25	2
60～64歳	2,029	1,959	101	58	9
65～69歳	3,580	3,617	313	196	37
70～74歳	5,496	5,850	592	335	65
75～79歳	5,163	4,508	605	310	65
80歳	959	1,032	138	68	12
計	20,181	19,951	1,809	997	190

(6) がん検診要精密検査未受診者対策

[保健所・保健センター]

精密検査受診率向上を目的として、一次検診受診後約4ヶ月が経過の際、精密検査受診未把握者を対象に「受診状況確認」と「受診勧奨」を実施している。

また、乳がん検診及び子宮がん検診については、未把握(返信なし)者に対し、さらに電話等にて受診勧奨を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2及びがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針等 〉

精密検査未受診者状況

(人)

検診	発送数	回答数 (返信数 +電話 フォロー 数)	再 掲					
			受診	未受診理由(複数回答あり)				
				今後受診 予定	忙しい	医師の説明 不十分	怖い・ 心配	その他
総数	2,515	1,407	1,002	155	26	37	18	187
胃がん	174	102	82	13	2	1	0	6
肺がん	743	404	309	33	2	11	2	55
大腸がん	1,397	746	496	93	16	14	16	117
子宮頸がん	50	38	33	3	1	0	0	2
子宮体がん	4	4	2	1	0	1	0	0
乳がん	147	113	80	12	5	10	0	7

※発送件数は、令和3年9月発送分(令和3年4・5月受診者)から令和4年7月発送分(令和4年3月受診者)まで。

※回答数と再掲については令和5年3月末日までに回答のあった数。

(7) 成人歯科健康診査**[保健所・保健センター]**

40歳から70歳の市民を対象に、成人期の歯周疾患・う蝕等歯科疾患の予防及び口腔衛生に対する意識の高揚を図るため、市内個別医療機関で成人歯科健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診（歯周疾患、う蝕の有無など）、歯科保健指導

〈 根拠法令等 : 健康増進法第19条の2 〉

① 受診者及び指導区別状況**(人)**

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40～49歳	1,507	707	617	183
50～59歳	1,500	767	577	156
60～69歳	1,404	744	509	151
70歳	174	98	55	21
合 計	4,585	2,316	1,758	511

② 要精検者の内訳(複数)**(人)**

精 検 内 容	延人員
歯周ポケット1(4～5mm)	1,577
歯周ポケット2(6mmを超える)	479
未処置歯あり	839
要補綴歯あり	126
生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する	31
その他の所見あり	154

③ 受診者及び指導区別状況(健康増進法分)**(人)**

年 齢	受診者	健診結果		
		要精密検査	要指導	異常認めず
40歳	368	159	164	45
50歳	147	76	49	22
60歳	135	77	47	11
70歳	174	98	55	21
計	824	410	315	99

④ 要精検者の状況(令和3年度の精密検査結果)(健康増進法分)**(人)**

年 齢	要精密検査者	精密検査受診者			未受診	未把握
		異常認めず	歯周疾患であつた者	歯周疾患以外であつた者		
40歳	180	24	24	34	19	79
50歳	75	9	15	12	2	37
60歳	48	5	8	8	6	21
70歳	79	6	19	7	7	40
計	382	44	66	61	34	177

(8) 口腔機能健康診査**[保健所・保健センター]**

71歳以上（当該年度4月1日時点で75歳又は80歳の後期高齢者医療被保険者は除く）の市民を対象に、高齢期における口腔機能低下及びそれに伴う誤嚥性肺炎等の疾病予防を図るため、市内個別医療機関で口腔機能健康診査を実施している。

【内容】問診と歯科健診（歯周疾患、う蝕の有無など）、口腔機能評価
 〈 根拠法令等 : さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第8条の(6) 〉

① 受診者及び指導区分別状況 (人)

受診者	健診結果		
	要精検・要治療	要指導	異常認めず
2,238	1,208	561	469

② 要精検・要治療者の内訳(複数) (人)

要精検・要治療内容	延人員
う蝕	405
歯周疾患	966
義歯	193
口腔機能	139
その他	51

(9) 訪問歯科健康診査**[保健所・保健センター]**

40歳以上の在宅要介護者で健診の機会に恵まれない市民を対象に、口腔状態の改善を図るため、歯科医師、歯科衛生士が訪問し、歯科健診と歯科保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 歯科口腔保健の推進に関する法律第9条 〉

訪問歯科健康診査実施状況 (人)

	受診者
総数	1

5 訪問指導

[保健センター]

健康問題を抱えており保健指導が必要と認められる者またはその家族等(介護予防事業対象者・介護保険の給付を受けている者・特定保健指導を受けている者を除く)を対象に、疾病の予防及び健康の保持・増進を図るため、保健センターの保健師・管理栄養士・歯科衛生士が家庭訪問を実施し、必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 17 条第 1 項・第 19 条の 2 〉

訪問指導実施状況

	40歳未満		40歳以上																
	実人員	延人員	要指導者等		閉じこもり 予防		介護家族者		寝たきり者				認知症のもの		その他		合計		
			実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員		延人員		実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
									口腔衛生 指導	栄養 指導	口腔衛生 指導	栄養 指導							
総数	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	4	4
内 訳	西 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大宮区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	見沼区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	桜 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	浦和区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岩槻区	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

6 栄養・食生活

地域における行政栄養士業務の基本指針に基づき、保健センターでは健康づくり教室、生活習慣の改善等の健康づくり相談、栄養指導等の市民に対する直接的な事業を行い、保健所では、健康づくり・栄養改善事業の企画立案・専門的な情報の収集・提供、栄養関係団体等の支援及び栄養指導、給食施設の栄養管理指導等を実施している。

(1) 栄養関係団体等育成支援

[保健所]

保健所では、地域において健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組みを推進する栄養関係団体(3団体)に対し、育成及び支援を行っている。

このうち、食生活改善推進員協議会に対して、保健センターでは推進員の養成及び地区会員の育成、保健所では地区リーダーの育成などの支援を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について
(平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 4) 〉

栄養関係団体の概要及び支援状況

団体名	会員等	支援状況(回)	
		役員会等	研修会等
さいたま市保健所管内給食研究会	病院・事業所等の給食管理者、栄養士、調理師等 会員施設数 52施設	5	0
地域活動栄養士会	地域で活動する栄養士	—	1
さいたま市食生活改善推進員協議会	地域で活動する食生活改善推進員養成講座等修了者 グループ数 31グループ、会員数 386人	5	3
合 計		10	4

栄養関係団体等育成事業実施状況

実施日・会場	内 容	講 師	対 象 者	参加者数
令和4年7月15日 Zoomによる オンライン開催	第1回 給食施設従事者等研修会 講義 「日本食品標準成分表 2020年版八訂の改訂のポイントと活用について」	学校法人食糧学院 東京栄養食糧専門学校 校長 渡邊 智子 氏	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある全ての施設に従事 する栄養士等	194 施設
令和4年9月28日 Zoomによる オンライン開催	第2回 給食施設従事者等研修会 講義 「HACCPに沿った衛生管理・食中毒の予防方法について」	保健所 食品衛生課 食品衛生監視員	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある施設のうち、主に 高齢者施設、事業所等 に従事する栄養士・調 理師等	72 施設
令和5年2月22日 Zoomによる オンライン開催	第3回 給食施設従事者等研修会 第1部 講義「災害時における備えと対応」 第2部 報告「給食施設における災害等発生時の被害 状況とその対応について」 第3部 パネルディスカッション	日本災害食学会理事 災害食専門員 川尻 由美子 氏 医療法人三慶会 介護老人保健施設びわの葉 管理栄養士 独立行政法人地域医療機能推 進機構 さいたま北部医療センター 管理栄養士	さいたま市健康増進法 施行細則第3条に基づ く給食開始届の提出の ある施設のうち、主に 病院、高齢者施設、事 業所等に従事する栄養 士・施設管理者等	74 施設
令和5年3月6日 中央区役所	さいたま市行政栄養士人材育成ガイドラインに基づく ブラッシュアップ研修会 内容 講義 テーマ「行政栄養士の事業のあり方について」 グループワーク 「今年度に取り組んだ業務と業務を進める上で 試みた工夫から行政栄養士の人材育成を考 える」 発表 テーマ「自分自身の活動を振り返り、次へつながる 活動について確認してみましょう」	国立保健医療科学院 生涯健康研究部 上席主任研究官 石川 みどり 氏 保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市の市長部局 の栄養士	23名
令和4年10月7日 浦和区役所保健センター	さいたま市食生活改善推進員協議会 10区合同研修会 講義 「免疫機能を整える ～健康のためのバランスのよい食事～」	保健所 地域保健支援課 管理栄養士	さいたま市食生活改善 推進員協議会の10区 リーダー	36名
実施回数				5回

(2) 食生活改善推進員養成講座

[保健センター]

地域における食生活改善のため組織的活動を行う推進員となって、ボランティア活動に参加できる市民を対象に、1コース 6日間の養成講座を実施している。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第21条 〉

- 【内容】
- ①健康づくりについての総論
 - ②健康づくりのための食生活・運動・休養・歯についての講義及び実習・実技
 - ③食品衛生と食の安全についての講義
 - ④食生活改善地域組織活動について

(3) 食生活改善推進員育成支援**[保健センター]**

食生活改善推進員が、地域の健康づくりや食育の推進に関する専門的知識をさらに深め、地域ボランティアとしての資質向上を図るため研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 21 条 〉

食生活改善推進員育成支援実施状況

		開催回数	参加延人員	内 容	
総 数		111	932	・講義 ・調理実習	
内	西 区	13	74		
	北 区	13	117		
	大宮区	11	66		
	見沼区	9	45		
	中央区	16	203		
	桜 区	9	49		
	訳	浦和区	10		69
		南 区	5		51
		緑 区	12		76
	岩槻区	13	182		

(4) 親子食育講座（健康づくり教室 再掲）**[保健センター]**

食習慣の基礎づくりの時期である幼児期の親子を対象に、望ましい食習慣を理解し、実践できるようになることを目的として実施している。

〈 根拠法令等 : 食育基本法第 19 条・第 21 条 〉

会場		見沼区	中央区	浦和区	合計
参加者数	保護者	5	—	10	15
	児	5	—	9	14

※中央区は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。

(5) 給食施設等指導**[保健所]**

喫食者(市民)の健康づくりのための食環境を整備するため、保健所では、病院、保育所、福祉施設、学校等の給食施設における栄養管理状況を把握し、必要に応じて施設の巡回指導、電話、来所相談を実施している。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第 18 条第1項第 2 号・第 20 条・第 22 条 〉

施設の種別別栄養管理状況等把握状況

施設の種別	施設数 (令和4年度末現在)	特定給食施設			小規模給食施設・その他給食施設		
		施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更廃止届出数	施設数	栄養管理報告書提出数	開始・変更廃止届出数
小学校	107	107	107	207	0	0	0
中学校	62	62	62	128	0	0	0
高校・幼稚園等	89	72	72	13	17	17	8
病院	39	31	31	34	8	8	0
介護老人保健施設	26	25	25	15	1	1	2
介護医療院	2	1	1	1	1	1	1
老人福祉施設	94	63	63	39	31	31	13
児童福祉施設	338	102	102	66	236	236	107
社会福祉施設	23	4	4	1	19	19	17
事業所	59	41	41	11	18	18	2
寄宿舍	3	2	2	0	1	1	0
矯正施設	1	1	1	0	0	0	0
自衛隊	1	1	1	0	0	0	0
一般給食センター	3	3	3	0	0	0	0
その他	67	19	19	9	48	48	26
計	914	534	534	524	380	380	176

給食施設等指導状況

	特定給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上		
栄養管理指導延べ施設数	175	2	221	398

(6) 国民健康・栄養調査（厚生労働省委託事業）**[保健所]**

保健所では、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、「国民健康・栄養調査」を行っている。

〈 根拠法令等 : 健康増進法第10条 〉

調査対象	国が令和4年国民生活基礎調査により設定された単位区から、無作為抽出された300単位区で実施。さいたま市内における対象は3地区、55世帯
調査時期	11月から12月
調査項目	(1) 身体状況調査 : 身長・体重、腹囲、血圧、血液検査、問診(服薬状況、運動状況等) (2) 栄養摂取状況調査 : 世帯状況、1日の食事及び食物摂取状況、1日の身体活動量(歩数) (3) 生活習慣調査 : 食習慣、休養、喫煙、受動喫煙、飲酒、歯の健康等

(7) 栄養関係相談・指導

[保健所]

保健所では、健康増進法及び食品表示法に基づき下記の相談・指導を実施している。

① 食品表示法に基づく相談・指導

市内の食品製造業者や健康食品製造業者等から、販売食品(保健機能食品を含む)の栄養表示に関する相談・指導業務を実施している。

相談件数	73 件
------	------

② 虚偽・誇大広告に関する相談・指導(健康増進法第65条第1項)

市内の健康食品製造業者や広告代理店等から、販売食品のパッケージの表示内容や商品を掲載している広告媒体(チラシ・インターネット等)に関する相談・指導業務を実施している。

相談・指導件数	3 件
---------	-----

③ 栄養相談

市民を対象に、栄養相談を実施している。

相談件数	5 件
------	-----

7 歯科保健

保健センターでは、歯科健康教育・身近な歯や口腔に関する相談などを実施し、保健所では、専門的な歯科保健事業を実施している。

(1) 歯科保健教室

[保健センター]

39歳以下又は65歳以上の市民を対象に、保健センターで歯科保健教室を実施している。また、地域からの依頼による歯科保健教室を実施している。

〈 根拠法令等：健康増進法第17条第1項及び第19条の2〉

歯科保健教室実施状況

		回数	延人員
総 数		9	127
内 訳	西 区	1	11
	北 区	0	0
	大宮区	0	0
	見沼区	3	58
	中央区	1	11
	桜 区	1	3
	浦和区	0	0
	南 区	3	44
	緑 区	0	0
	岩槻区	0	0

(2) 保育園・幼稚園等職員歯科研修会**[保健所]**

保育園・幼稚園等の職員及び保育園・幼稚園児等の歯科疾患の予防につなげることを目的として歯科研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : 母子保健法第 9 条、第 10 条 〉

期間・実施方法	講義内容	申込施設・申込者数
令和4年12月20日(火)～ 令和5年1月20日(金) YouTube によるオンデマンド配信	「乳幼児期における歯科保健について」 講師: 保健所嘱託歯科医 「むし歯や歯周病予防について」 講師: 保健所歯科衛生士	市立保育園 55 人 私立保育園 29 人 私立幼稚園 2 人 その他 47 人

(3) 口腔機能健康診査に関する研修会**[保健所]**

高齢者の健康づくりに携わる関係者の口腔機能に関する知識の向上を図ることを目的として歯科研修会を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第 8 条の(6) 〉

期間・実施方法	講義内容	申込者数
令和4年7月11日(月)～ 令和4年7月25日(月) YouTube によるオンデマンド配信	「口腔機能の基礎と実践」 講師: 外部歯科衛生士 「さいたま市一般介護予防事業について」 講師: いきいき長寿推進課保健師 「さいたま市口腔機能健康診査について」 講師: 保健所歯科衛生士	156 名

(4) 歯科相談**[保健所]**

歯や口腔に関するさまざまな悩みをもつ人に、嘱託歯科医師、歯科衛生士が相談指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 地域保健法第 6 条 〉

歯科相談実施状況

来所相談		電話相談	
実人員	延人員	実人員	延人員
0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 訪問口腔衛生指導**[保健所]**

歯や口腔に問題を抱えながら在宅療養をしている者とその家族等を対象に、保健所の歯科衛生士が家庭訪問を実施し、疾病予防などに関する必要な保健指導や助言を行っている。

〈 根拠法令等 : 地域保健法第 6 条 〉

訪問口腔衛生指導実施状況

実人員	延人員
0 人	0 人

(6) 歯科疾患実態調査（厚生労働省委託事業）**[保健所]**

保健所では、国民の歯科保健状況を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的として、「歯科疾患実態調査」を行っている。

本調査は、昭和 32 年から平成 23 年まで 6 年に 1 回実施していたが、平成 28 年から 5 年に 1 回「国民健康・栄養調査」と同時に行っている。令和 3 年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調査は中止となり、令和 4 年の実施となった。

〈 根拠法令等 : 歯科口腔保健法第 11 条 〉

調査対象	国民生活基礎調査の調査区に設定された単位区から、300 単位区を無作為に抽出した満1歳以上の世帯員。さいたま市内における対象は 3 地区。
調査時期	11 月から 12 月
調査項目	歯や口の状態、歯をみがく頻度、歯や口の清掃状況、過去1年間における歯科健診受診の有無、過去1年間におけるフッ化物応用の有無、矯正治療の経験の有無、歯・補綴の状況、歯肉の状況等

8 特定保健指導（積極的支援）**[保健センター]**

さいたま市は国民健康保険加入者(40 歳から 74 歳)に対して、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導を実施している。健康診査の結果、「動機付け支援」に該当した者は健康診査の実施医療機関において特定保健指導を行い、また、「積極的支援」に該当した者に対しては各区保健センターで特定保健指導を実施している。

〈 根拠法令等 : 高齢者の医療の確保に関する法律 〉

(令和 5 年 5 月末現在)

		積極的支援		
		対象者数	実施者数	実施率
総 数		1,192	124	10.4%
内 訳	西 区	83	8	9.6%
	北 区	118	9	7.6%
	大宮区	120	20	16.7%
	見沼区	151	11	7.3%
	中央区	72	10	13.9%
	桜 区	114	7	6.1%
	浦和区	134	7	5.2%
	南 区	157	18	11.5%
	緑 区	118	21	17.8%
	岩槻区	125	13	10.4%

9 健康被害対策

[保健所]

保健所では、公害などで、市民の健康に影響が生じた場合、健康相談の窓口として現状把握等に努めている。

(1) 光化学スモッグ健康被害状況の把握

光化学スモッグ注意報等は、埼玉県が発令し、市は防災無線などにより周知を図っている。

光化学スモッグが発生すると、目やのどへの刺激などの健康被害が生じる場合がある。市内でこのような健康被害が発生した場合、被害状況を集計し、埼玉県に報告している。また、必要に応じて調査等を実施している。

令和4年度のさいたま市を含む県南中部の発令状況は、注意報5回、警報0回であった。また、健康被害の報告は0件だった。

(2) 石綿による健康被害相談等の受付

平成17年7月から、石綿に関する健康相談窓口を設置し、令和4年度は11件の相談を受けた。

また、平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済制度の施行により、認定の申請及び救済給付の請求に係る受付窓口が保健所に設置され、令和4年度は4件の申請を受け付けた。

(3) 石綿読影の精度に係る調査(環境省の委託事業)

令和2年度から、既存検診の機会を活用して石綿関連疾患が発見できる体制の整備に資するため、石綿関連疾患の読影精度向上に向けた知見を収集することを目的に、環境省の委託を受け実施した。内容は、既存検診で撮影したレントゲンフィルムを、地域の医療機関(1次読影)と石綿の専門医(2次読影)で2回読影を行い、情報収集を行った。令和4年度は26名の申込みを受けた。

第5章 難病及び原爆被害者対策

さいたま市では難病対策事業として、保健所において医療費の公費負担事業、難病相談及び患者・家族の活動支援等を実施している。

1 難病等医療費公費負担

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成 27 年1月1日施行)では、いわゆる「難病」を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めている。

保健所では、同法に基づく指定難病に対する医療給付のほか、埼玉県が難病対策事業として実施している「特定疾患」「県単指定難病」「先天性血液凝固因子欠乏症」の医療給付制度の経由事務及び、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業を実施している。

なお、申請は、保健センターでも受付けている。

〈 根拠法令等 : 難病の患者に対する医療等に関する法律、難病対策要綱、さいたま市小児慢性特定疾病医療給付事業実施要綱 〉

(1) 指定難病医療給付事業

指定難病医療給付事業は、国が指定する 338 疾病が対象となっている。

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

受給者数	8,762 人
------	---------

(2) 特定疾患等医療給付制度(埼玉県への経由事務)

特定疾患等医療給付制度は、特定疾患 4 疾患(スモン等)と、県単指定難病 4 疾患(橋本病等)が対象となっている。(令和 5 年 3 月 31 日現在)

受給者数	18 人
------	------

(3) 先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度(埼玉県への経由事務)

先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度は、血友病 A 等が対象となっている。

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

受給者数	54 人
------	------

(4) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費支給認定事業として実施している。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第 19 条の 2 〉

小児慢性特定疾病医療給付受給者状況

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

		受給者数
総 数		1,281
疾患群別内訳	悪性新生物	211
	慢性腎疾患	56
	慢性呼吸器疾患	68
	慢性心疾患	250
	内分泌疾患	198
	膠原病	57
	糖尿病	63
	先天性代謝異常	19
	血液疾患	25
	免疫疾患	13
	神経・筋疾患	111
	慢性消化器疾患	133
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	46
	皮膚疾患	3
	骨系統疾患	19
脈管系疾患	9	

2 難病患者等支援

(1) 保健相談指導

神経筋疾患の患者を中心に精神面を含むさまざまな支援が必要な患者に対し、保健師等が個別の相談指導を行っている。

保健相談指導実施状況

実施方法	内訳	延人員
訪問	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	1
	脊髄小脳変性症・多系統萎縮症	1
	その他	1
電話	指定難病	3,398
	小児慢性特定疾病等	900
面接	指定難病	5
	小児慢性特定疾病等	0

(2) 患者会支援

パーキンソン病患者と家族の会について支援を行っている。

(3) 医療講演会・交流会

難病患者や長期に療養を必要とする子どもとその保護者を対象に、日常生活を送る上での不安や悩みを軽減するため、医療講演会と家族同士の交流会を開催する予定であったが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため交流会は中止とし、動画の限定配信による講演会を開催した。

〈 根拠法令等 : 児童福祉法第19条の2、難病特別対策推進事業実施要綱 〉

講演会・交流会支援状況

動画配信期間	内容	参加者数
7月29日～8月15日	慢性疾患児の学校生活	19
10月17日～10月31日	神経・筋疾患医療講演会 ～安全に飲む・食べることを知る～	23
12月1日～12月18日	神経・筋疾患医療講演会 ～ALS（筋萎縮性側索硬化症）の基礎知識から最新情報まで～	89

(4) 医療従事者研修

訪問看護師等の資質向上を図るため、研修会を開催した。

〈 根拠法令等 : 難病特別対策推進事業実施要綱 〉

動画配信期間	内容	回数	参加者数
1月10日～1月24日	神経・筋疾患と精神症状	1	137

3 原爆被害者対策（埼玉県への経由事務）

保健所では、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者健康手帳の交付や変更に関する申請及び健康管理手当などの各種給付の申請を受付けている。

申請受付状況

区 分	申請件数
被爆者健康手帳 (二世手帳交付、変更届等)	12
各種手当申請 (健康管理・一般疾病医療費等)	96

第6章 精神保健

さいたま市の精神保健福祉は、保健所、保健センター、支援課、こころの健康センター（精神保健福祉センター）などの関係課所が連携し、事業を進めている。

保健センターでは、一次相談、支援課では、福祉サービスに関する相談を行っている。また、保健所では、専門相談機関として相談全般及び受診援助を行うとともに、保健センター、支援課、福祉課、障害者生活支援センター等への技術協力を行っている。さらに、こころの健康センターでは、保健所、保健センター、支援課への技術協力、教育研修及び専門相談等を行っている。

1 精神保健相談

[保健所・保健センター]

保健所、保健センターでは、市民や関係機関からの精神保健福祉に関する相談を実施している。

〈 根拠法令等：精神保健福祉法第47条第1項、第4項及び第5項関係 〉

(1) 電話相談

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員														計の再掲					
		医療 機関	その他	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コール	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ くり	う つ ・ う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	ひ き こ も り	発 達 障 害	自 殺 関 連	自 死 遺 族	犯 罪 被 害	災 害	
																							ひきこもり
総 数	1,328	33	456	78	17	44	7	1	1	85	1,295	260	10	9	4,115	5,922	25	134	68	7	4	0	
保 健 所	1,000	25	288	50	5	34	7	1	1	53	415	40	6	2	2,614	3,228	18	61	30	5	4	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	20	0	5	6	0	0	0	0	0	1	1	0	0	175	183	0	1	2	0	0	0	
	北 区	79	2	13	10	1	7	0	0	3	25	90	0	7	144	287	1	63	16	0	0	0	
	大宮区	26	0	24	0	0	0	0	0	2	11	26	0	0	35	74	1	1	7	0	0	0	
	見沼区	59	4	33	11	0	2	0	0	0	138	43	4	0	77	275	1	0	1	0	0	0	
	中央区	14	0	4	0	0	0	0	0	0	18	2	0	0	397	417	0	0	0	0	0	0	
	桜 区	35	0	35	0	0	0	0	0	22	284	35	0	0	115	456	1	0	6	0	0	0	
	浦和区	34	2	19	0	0	0	0	0	3	281	2	0	0	45	331	3	5	0	0	0	0	
	南 区	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	28	0	0	0	0	0	0	
	緑 区	14	0	5	0	0	0	0	0	1	112	2	0	0	7	122	0	0	2	0	0	0	
岩槻区	30	0	30	1	11	1	0	0	0	1	10	19	0	0	478	521	0	3	4	2	0	0	

(2) 来所面接

	実 人 員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員														計の再掲					
		医療 機関	その他	老人 精神 保健	社会 復帰	アル コール	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	ゲ ー ム	思 春 期	心 の 健 康 づ くり	う つ ・ う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	ひ き こ も り	発 達 障 害	自 殺 関 連	自 死 遺 族	犯 罪 被 害	災 害	
																							ひきこもり
総 数	322	6	101	14	3	16	1	0	0	8	95	71	4	0	439	651	18	20	5	1	0	0	
保 健 所	221	4	33	9	2	4	0	0	0	5	53	8	2	0	340	423	8	6	1	1	0	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	4	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	4	1	0	0	0	0	0	
	北 区	24	1	7	2	0	4	0	0	1	18	34	0	0	32	91	3	12	2	0	0	0	
	大宮区	13	0	9	0	0	0	0	0	0	1	17	0	0	14	32	0	0	0	0	0	0	
	見沼区	9	1	6	0	0	1	0	0	0	9	5	0	0	2	17	1	0	0	0	0	0	
	中央区	2	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	
	桜 区	11	0	11	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	6	14	0	0	0	0	0	0	
	浦和区	8	0	8	0	0	1	0	0	1	4	0	0	0	3	9	1	0	0	0	0	0	
	南 区	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	
	緑 区	4	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	7	9	0	0	1	0	0	0	
岩槻区	22	0	22	1	1	6	1	0	0	1	2	1	2	0	27	42	4	2	1	0	0	0	

(3) 家庭訪問

	実人員	実人員の再掲 (新規者の受付経路)		延 人 員													計の再掲				
		医療機関	その他	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	計の再掲		災害	
																		自死遺族	犯罪被害		
総 数	482	5	107	26	8	10	2	0	0	2	100	2	0	1,187	1,337	12	19	2	0	0	
保 健 所	467	4	102	23	8	10	2	0	0	2	91	2	0	1,172	1,310	5	18	2	0	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	
	北 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	大 宮 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	見 沼 区	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
	中 央 区	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	0	0	0	0	0	
	桜 区	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	
	浦 和 区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
	南 区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	緑 区	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	3	8	0	0	0	0	0	
	岩 槻 区	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	7	0	0	0	0	

(4) 関係機関との相談

	実人員	延 人 員													計の再掲				
		老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	その他	計	ひきこもり	自殺関連	計の再掲		災害	
																自死遺族	犯罪被害		
総 数	723	151	4	16	4	0	0	31	244	8	7	1,845	2,310	4	74	11	6	0	
保 健 所	637	138	4	9	4	0	0	30	203	2	0	1,652	2,042	1	55	11	6	0	
保 健 セ ン タ ー	西 区	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	
	北 区	18	0	0	0	0	0	1	0	3	7	58	69	0	8	0	0	0	
	大 宮 区	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	34	0	0	0	0	0	
	見 沼 区	31	8	0	3	0	0	0	16	0	0	38	65	0	1	0	0	0	
	中 央 区	5	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0	0	0	0	
	桜 区	15	0	0	0	0	0	0	5	0	0	50	55	0	5	0	0	0	
	浦 和 区	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
	南 区	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	
	緑 区	2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	1	6	0	5	0	0	0	
	岩 槻 区	6	0	0	4	0	0	0	0	1	3	5	13	3	0	0	0	0	

(5) 電子メールによる相談(市民対象)

[保健所・保健センター]

保健所・保健センターでは電子メールによる相談を受け、必要に応じて電話相談や面接につなげている。

(件)

保健所	保健センター	合計
32	54	86

(6) 精神科救急情報センター

平成 15 年 11 月 1 日から、埼玉県とさいたま市が共同で「埼玉県精神科救急情報センター」を設置し、夜間・休日の市民等からの緊急的な精神科医療相談を受け、助言や必要に応じ医療機関の紹介を行っている。警察官通報（精神保健福祉法第 23 条）の処理も行うため、さいたま市からは保健所職員がローテーション勤務している。

精神科救急情報センター電話受付件数

	救急相談電話	通報専用電話
総 数（さいたま市以外を含む）	7,090	1,372
さいたま市域分（再掲）	919	327

※救急相談電話は本人・家族等から、通報専用電話は警察からの電話（処遇相談を含む）。

※さいたま市は精神科救急情報センターにおいて警察官通報を 274 件受理した（再掲）。

(7) 受診援助

保健所では、相談の結果、医療機関の受診が必要と判断される場合には、受診に関する支援を実施している。また、精神保健福祉法第 22 条から第 26 条の 3 までの申請、通報、届出を受理し、調査に基づき、精神保健診察を実施し、措置入院業務も行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 22 条・第 23 条・第 24 条・第 25 条・第 26 条・第 26 条の 2、3・第 47 条 〉

※報告数については、厚生労働省：衛生行政報告例に準ずる。

ア 受診援助数、所要時間及び援助結果

(延数)

支援内容	件 数	平均所要時間	援 助 結 果
総 数	554		
同行受診	27	229	医療保護入院:4 任意入院:2 外来受診:21
申請・ 通報処理	466	370	措置入院:171 措置不要:66 (医療保護入院:16 帰宅:49 その他:1) 診察不要:211 ----- 緊急措置入院:12 (その後の本鑑定 措置入院:10 帰宅:2) 緊急措置入院不要:5 (任意入院:1 帰宅:4)
受診調整	22	437	医療保護入院:22
処遇相談 訪問調査	8	147	司法対応:1 その他:7
受診勧奨	31	61	

イ 精神保健福祉法に基づく申請、通報処理状況

	受理数	診察結果		診察不要
		要措置	措置不要	
総数	466			
① 一般人申請(法第22条)	0	0	0	0
② 警察官通報(法第23条)	361	344	145	51
措置診察 緊急措置診察		17	別表参照	
③ 検察官通報(法第24条)	51	26	15	9
④ 保護観察所の長の通報(法第25条)	0	0	0	0
⑤ 矯正施設の長の通報(法第26条)	54	0	0	54
⑥ 精神科病院管理者の届出(法第26条の2)	0	0	0	0
⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報(法第26条の3)	0	0	0	0

別表

警察官通報(法第23条) 緊急措置診察実施分	受理件数	緊急措置入院の必要なしと診察されたもの	緊急措置入院の必要ありと診察された者の その後の処遇		
			措置入院	措置入院以外の入院	入院以外の処遇
	17	5	10	0	2

ウ 援助事例の疾病分類(国際疾病分類)

(実件数)

国際疾病分類(ICD-10)	総数	相談 ※1	申請・通報 ※2
	501	35	466
器質性精神障害	24	1	23
精神作用物質使用による精神障害	29	0	29
統合失調症	205	26	179
感情障害	70	5	65
神経症性障害	28	1	27
生理的要因・身体に関連した行動症候群	2	1	1
成人の人格および行動の障害	11	0	11
知的障害	32	0	32
心理的発達の障害	43	0	43
小児期青年期の障害	3	0	3
てんかん	1	0	1
不明・その他	53	1	52

※1 『ア 受診援助数、所要時間及び援助結果』の『同行受診』と『処遇相談 訪問調査』のケース

※2 『申請・通報』件数は、令和3年度に受理し、令和4年度に対応したケースを含む

(8) 事例検討会

ア 保健所における事例検討会

[保健所]

処遇困難事例への対応方針を協議するため、定例で関係職員による事例検討会を開催している。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

定例事例検討会実施状況

開催回数	参加延人数	検討事例延数
4	43	8

イ 保健センターにおける事例検討会

[保健センター]

保健センターでは、さまざまな事例への対応方針を協議するため、保健所及びこころの健康センターの技術協力を得て、事例検討会を実施している。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、実施しなかった。

〈 根拠法令等 : 平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

(9) 医療観察法に基づく地域処遇

平成17年7月に施行された「心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察に関する法律」により、地域において指定通院医療機関による「医療」を受けることになった場合、その通院期間中は、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察(継続的な医療を確保のための指導)が実施される。

本人への医療、精神保健観察・必要な援助を円滑に行なうための関係機関によるケア会議に参加し、併せて訪問、面接といった必要な援助を保健所、保健センターが行っている。

〈 根拠法令等 : 医療観察法に基づく地域処遇に関する埼玉県運営要領 〉

2 家族教室

保健所では、回復途上にある統合失調症患者の家族を対象に、疾患についての正しい知識、対応の仕方の習得及び家族の健康の向上を目的に家族教室を実施している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、講義形式ではなく、精神科医等による講座をオンライン配信した(Zoom)。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第46条・第47条、平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

実施日	対象者	内容	実施方法	参加人数
3月9日	一般募集	講義「統合失調症とは?治療について」 「家族の接し方について」 「社会復帰への道と利用できる制度について」	Zoomにて配信	22

3 技術協力

保健所では、精神保健福祉に関する専門相談機関として、保健センター、障害者総合支援センター及び各区役所支援課への助言を行うとともに、それぞれが実施する事業に協力している。

また、家族会や社会復帰施設等から相談があった場合にも対応している。

〈 根拠法令等 : 平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

4 普及・啓発活動

(1) さいたま市はあといきいきプロジェクト

さいたま市では、市民への精神保健福祉の普及・啓発を行うことを目的として、毎年、精神疾患等に関する講演会を開催している。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の内容についての講演会を YouTube にて配信し、市民のメンタルヘルスに関する理解や普及啓発に努めている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 46 条、平成 12 年 3 月 31 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知に基づく保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 〉

配信期間	内容	参加人数
2 月 17 日～ 3 月 10 日	テーマ:『知っておきたい！周産期の心の健康講座 ～産後うつなど心の不調の特徴や治療などについて～』 講師:立花 良之 氏 (国立成育医療研究センター こころの診療部乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長)	32

(2) 講師派遣

保健所では、関係団体や市民及び関係各課からの依頼により、講師派遣を行っている。

実施日	内容・テーマ	依頼元	実施場所・方法	参加人数
8 月 29 日	精神保健基礎研修	こころの健康センター	こころの健康センター	40
11 月 30 日	精神保健課の 業務について	大宮区福祉課	大宮区役所	8
1 月 11 日	精神保健課の 業務について	北区障害者生活 支援センター	北区役所	18

5 市長同意

[保健センター]

医療保護入院の際は、家族等の同意が必要とされているが、精神保健福祉法第 33 条第 3 項には「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる」と定められている。そのため、保健センターでは、病院からの依頼があった場合に、家族等に関する事項について確認の上、同意の事務を行っている。

〈 根拠法令等 : 精神保健福祉法第 33 条第 3 項、昭和 63 年 6 月 22 日厚生省保健医療局長通知 〉

「市長同意」の状況

(件)

		同意数
総数		63
内訳	西区	2
	北区	5
	大宮区	3
	見沼区	10
	中央区	8
	桜区	4
	浦和区	6
	南区	3
	緑区	16
	岩槻区	6

第7章 感染症・結核対策

保健所では、定期予防接種・結核の定期健康診断等の感染症予防業務や、感染症の発生に伴うまん延防止対策等を実施している。

1 予防接種

「予防接種法」等に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を防ぐため、市内の実施医療機関等において定期予防接種を実施している。

(1) 定期予防接種（A類疾病）

種 類	インフルエンザ菌b型（ヒブ）			小児用肺炎球菌			
	生後2か月～5歳未満			生後2か月～5歳未満			
対 象	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～5歳未満の間	接種開始時年齢が生後2か月～7か月未満の間	接種開始時年齢が生後7か月～1歳未満の間	接種開始時年齢が1歳～2歳未満の間	接種開始時年齢が2歳～5歳未満の間
標準的な接種回数と間隔	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔を置いて3回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔を置いて1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日～56日の間隔を置いて2回接種 追加接種：初回接種終了後、7か月～13か月の間隔を置いて1回接種	1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔を置いて3回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔を置いて、生後12月に至った日以降に1回接種	初回接種：1歳未満までの間に27日以上の間隔を置いて2回接種 追加接種：初回接種終了後、60日以上の間隔を置いて、生後12月に至った日以降に1回接種	60日以上の間隔を置いて2回接種	1回接種
実施時期	通 年			通 年			
医療機関数	222			222			
接種者数	39,299			39,312			

種 類	B型肝炎	ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4種混合）	ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）	不活化ポリオ（単抗原）	ジフテリア・破傷風混合【第1期】	ジフテリア・破傷風混合【第2期】	B C G
対 象	1歳未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	生後3か月～7歳6か月未満	11歳～13歳未満	1歳未満
標準的な接種回数と間隔	3回接種 2回目：生後2か月以降に27日以上の間隔を置いて接種 3回目：生後7か月～9か月未満の間に接種 ※1回目から20週間以上の間隔をおく	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔を置いて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔を置いて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔を置いて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔を置いて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔を置いて3回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔を置いて1回接種	初回接種：生後3か月～1歳未満の間に、20日～56日の間隔を置いて2回接種 追加接種：初回接種終了後、1年～1年6か月の間隔を置いて1回接種	1回接種 標準的な接種年齢11歳	生後5か月～8か月未満の間に、1回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
医療機関数	207	237	237	209	313	313	206
接種者数	29,282	39,057	2	8	0	8,258	9,872

種 類	麻しん・風しん混合【第1期】	麻しん【第1期】	風しん【第1期】	麻しん・風しん混合【第2期】	麻しん【第2期】	風しん【第2期】	水痘
対 象	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	1歳～2歳未満	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	5歳～7歳未満（幼稚園・保育園の年長児相当の方）	1歳から3歳未満
標準的な接種回数と間隔	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	1回接種	6か月～12か月の間隔を置いて2回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
医療機関数	256	0	256	283	283	0	250
接種者数	10,058	0	2	11,069	1	0	19,130

種 類	日本脳炎【第1期】	日本脳炎1)【第2期】	ヒトパピローマウイルス（HPV）定期接種	ヒトパピローマウイルス（HPV）キャッチアップ2)	ロタウイルス		
対 象	生後6か月～7歳6か月未満	9歳～13歳未満	小学校6年生～高校1年生相当の女子	平成9年度～平成18年度生まれの女子	出生6週0日後～24週0日後	出生6週0日後～32週0日後	
標準的な接種回数と間隔	初回接種：3歳～4歳未満の間に、6日～28日の間隔を置いて2回接種 追加接種：初回接種終了後、概ね1年後に1回接種	1回接種 標準的な接種年齢9歳	・2価ワクチン（サーバリックス） 3回接種 2回目は1か月、3回目は1回目から6か月の間隔を置いて接種 ※2回目、3回目の接種は2か月半以上の間隔をおく	・4価ワクチン（ガーダシル） 3回接種 2回目は2か月、3回目は1回目から6か月の間隔を置いて接種 ※2回目、3回目の接種は3か月以上の間隔をおく	左記ヒトパピローマウイルス（HPV）定期接種と同様	・1価ワクチン（ロタリックス） 2回接種 生後2か月以降に、27日以上の間隔を置いて2回接種	・5価ワクチン（ロタテック） 3回接種 生後2か月以降に、27日以上の間隔を置いて3回接種
実施時期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年		
医療機関数	274	307	284	284	141	120	
接種者数	36,882	16,023	7,656	7,382	13,318	8,788	

1) 「日本脳炎第2期」は、令和4年度に18歳となる者、9歳に達する者への接種勧奨を行った。

2) 「ヒトパピローマウイルス（HPV）キャッチアップ」は、これまで差し控えられていた積極的勧奨が再開されたことにより、差し控えにより接種機会を逃した方に対し、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年度から令和6年度まで時限的に実施する。

(2) 定期予防接種（B類疾病）

種 類	インフルエンザ	成人用肺炎球菌
対 象	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって厚生労働省令で定めるもの	①令和4年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者 ②60歳以上65歳未満の者であって厚生労働省令で定めるもの
接 種 回 数	1回	1回
実 施 時 期	令和4年10月1日 ～令和5年1月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日
医 療 機 関 数	561	490
個 人 負 担 金	1,600円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方及び市民税非課税世帯の方は無料)	4,600円 (ただし、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度の受給者の方及び市民税非課税世帯の方は無料)
接 種 者 数	159,895人	8,779人

2 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている。

保健所では「感染症法」に基づき、感染症の予防やまん延防止に関する指導・普及啓発等を行っている。

(1) 感染症発生届出

「感染症法」では、感染症と診断した医師は、一類・二類・三類・四類感染症、五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しん、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症は直ちに、五類感染症(定点把握対象疾患を除く)は7日以内に、最寄りの保健所に届け出ることになっている。

また、新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日より指定感染症、令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症に位置付けられ、全ての症例について直ちに届け出ることになった。

感染症発生届出件数

(件)

総数	二類	三類	四類				五類											新型インフルエンザ等感染症						
	結核	腸管出血性大腸菌感染症	E型肝炎	A型肝炎	デング熱	マラリア	レジオネラ症	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	腸内細菌目細菌感染症	カルバペネム耐性	急性弛緩性麻痺	急性脳炎	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群(HIV感染症含む)	ジアルジア症	侵襲性インフルエンザ菌	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例)	梅毒	播種性クリプトコックス症	破傷風	風しん	麻しん
174,558	143	24	12	1	1	1	13	7	2	9	1	25	15	10	1	3	14	4	160	3	2	0	0	174,107

三類感染症の患者発生に伴い、疫学調査、汚染場所等の消毒の命令及び接触者等に対する健康診断(細菌検査)の勧告を行っている。

また、他保健所の感染症患者発生に伴い、接触者等の健康調査依頼による健康診断(細菌検査)も行っている。

健康診断(細菌検査)実施状況

(件)

総数	細菌性赤痢	O26	O103	O111	O145	O157	O型不明
97	0	14	4	4	3	66	6

※医療機関実施分を含む。

(2) 感染症診査協議会

「感染症法」に基づき、就業制限の通知、入院勧告・入院期間の延長及び結核医療費公費負担に関する必要な事項についての診査を行っている。

(「結核医療費公費負担」76ページ参照)

③ 感染性胃腸炎（ノロウイルス等による）の集団発生に伴う対応

感染性胃腸炎の集団発生については、高齢者施設、保育園等、市内の施設からの報告があり、疫学調査及び感染予防・消毒の指導を行い、感染拡大の防止に努めている。

3 結核対策

「感染症法」に基づき、健康診断、結核患者の管理、感染拡大防止、適正医療の推進などを実施している。

(1) 結核検診（定期）

40歳以上の市民を対象に、結核患者の早期発見・早期治療を目的として、結核検診（定期）を「肺がん・結核検診」として市内個別医療機関で実施している。（45 ページ参照）

〈 根拠法令等 : 感染症法 〉

(2) 結核患者登録事務

「感染症法」第53条の12の規定に基づき、結核患者及び厚生労働省令（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第27条の7）で定める結核回復者の結核登録票を作成し、管理を行っている。

結核登録患者数（令和4年12月31日現在）（人）

総 数	活動性結核				不 活 動 性 不 明 結 核 ・	潜 在 性 結 核 感 染 症 （ 別 掲 ）
	陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 登 録 時 陽 性 其 他 の	そ の 他 登 録 時 菌 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性		
282	30	17	4	17	214	30

新登録患者数（令和4年1月1日～12月31日）（人）

区分 年齢	総 数	活動性結核				潜 在 性 結 核 感 染 症 （ 別 掲 ）
		陽 性 登 録 時 喀 痰 塗 抹	結 核 登 録 時 陽 性 其 他 の	そ の 他 登 録 時 菌 陰 性 ・	肺 外 結 核 活 動 性	
総 数	96	42	23	6	25	32
0～4歳	1	0	1	0	0	1
5～9歳	0	0	0	0	0	0
10～14歳	0	0	0	0	0	1
15～19歳	0	0	0	0	0	3
20～29歳	5	2	3	0	0	6
30～39歳	5	2	0	2	1	5
40～49歳	7	2	4	1	0	2
50～59歳	17	8	3	1	5	2
60～69歳	7	4	1	0	2	1
70歳以上	54	24	11	2	17	11

(3) 結核医療費公費負担

「感染症法」に基づき、感染症診査協議会では、就業制限の通知、入院勧告・入院期間の延長及び結核医療費公費負担に関する必要な事項についての診査を行っている。

結核医療費公費負担申請・承認件数

	総数	被用者保険		国民健康 保 険	後期高齢	生活保護	その他	
		本人	家族					
診査総数	340	62	24	56	139	57	2	
37条の2	申請	203	49	18	39	72	23	2
	合格	201	49	17	39	71	23	2
	承認	201	49	17	39	71	23	2
37条	申請	137	13	6	17	67	34	0
	承認	137	13	6	17	67	34	0

※合格とは、結核医療基準に適合している場合をいう。承認とは、感染症法の公費負担に該当する場合をいう。

感染症診査協議会開催状況

開催期日	開催回数
毎月第1～4水曜日(原則)	49回

(4) 結核相談

保健所では、医師からの届出に基づき、患者及び接触者への支援を目的に、保健師が訪問や面接等により相談を行っている。

相談実施状況 (延数)

総数	訪問指導件数	来所相談件数	電話相談件数
3,194	384	24	2,786

(5) 結核患者及び接触者健診

ア 管理検診

治療終了後も経過観察を要する者を対象に、再発の早期発見のため、健康診断を保健所などで実施している。

管理検診実施状況 (延数)

受診者数	検診結果		
	要医療者数	要観察者数	異常なし
49	0	0	49

イ 接触者健診

結核の感染拡大防止のため、結核患者の家族及び接触者等を対象に、保健所などで健康診断を実施している。

接触者健診実施状況 (延数)

	受診者	再掲				健診結果			
		胸部X線撮影	血液検査	ツベルクリン反応検査	喀痰検査	異常なし	結核患者発見	潜在性結核感染症	経過観察
総数	708	642	538	6	0	667	4	36	1
保健所実施	557	517	462	2	0	517	4	35	1
委託医療機関実施	6	2	5	4	0	5	0	1	0
その他医療機関実施	145	123	71	0	0	145	0	0	0

(6) 結核定期健康診断及び実施報告

結核患者を早期に発見するため、「感染症法」第53条の2に基づき、事業者、学校長、施設長などが実施責任者として定期的健康診断を行うことが義務付けられており、同法第53条の7により保健所で受診者数等の報告を受理している。

(7) 直接服薬確認療法(DOTS)の推進

「感染症法」第53条の14に基づき、結核患者等に対し、直接服薬確認療法(DOTS)支援事業を実施している。

4 エイズ予防

エイズ対策は、エイズのまん延防止を目的に、「感染症法」に基づき策定された「エイズ予防指針」に沿って、人権を尊重した正しい知識の普及啓発及び検査・相談体制の充実を図るなどの対策を講じている。

また、さいたま市は平成18年2月1日厚生労働省より、国と重点的に連絡調整をすべき自治体に選定されており、エイズ対策の強化に取り組んでいる。

(1) エイズ予防普及啓発活動

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各種イベントの開催が中止や規模縮小となった。HIV検査普及週間や世界エイズデーには、アルコールジェル等の啓発品を作成し、市の公共施設を中心に普及啓発を行った。

また、浦和大学、目白大学、埼玉大学の協力を得て、市内の各大学の学園祭においてコンドームやポケットティッシュ等の配布を実施し、若者に対する普及啓発も行った。

(2) エイズ相談

保健所では、原則月2回の検査日や随時面接及び電話等でエイズに関する様々な相談に対応している。

エイズ相談実施状況 (件)

総数	電話相談	来所相談
1,659	316	1,343

※日曜・臨時相談数含む

(3) HIV抗体検査(性感染症検査を含む)

保健所では、HIV抗体検査(性感染症検査を含む)を、原則月2回予約制で実施している。

また、HIV即日検査を委託により、原則月1回予約制で実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に配慮し、会場が密にならないよう来所者数に上限を設ける等の感染対策を講じて実施した。

H I V抗体検査及び性感染症検査実施状況

	昼 間				夜 間				日 曜
	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	HIV検査	梅毒	B型肝炎	C型肝炎	即 日
検査件数	128	129	126	126	0	0	0	0	1,198

※新型コロナウイルス感染症の影響により、保健所検査は5・6・7・8・9月、夜間検査を中止。

日曜即日検査は全日程で実施。

(4) エイズ対策推進協議会

さいたま市内におけるHIV感染の拡大防止を図り、HIV感染者及びエイズ患者に対する偏見や差別のない社会が作られるよう総合的な対策を推進するため、さいたま市エイズ対策推進協議会を設置している。

協議会はエイズ研究機関や市内拠点病院などの医師、看護師、MSW(医療ソーシャルワーカー)や市内大学の学生及び教育委員会、障害支援課職員等の推進委員で構成されており、①エイズに関する正しい知識の普及及び啓発に関すること、②HIV抗体検査に関すること、③相談及び指導に関すること、④医療対策に関すること、⑤その他エイズ予防に関する必要な事項等の課題について、それぞれの立場から意見を出し合いエイズ対策事業に反映させている。

5 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る相談

保健所・保健センターでは、市民や医療機関からの電話相談に対応している。

相談実施状況

	保健所	保健センター
相談件数	25,669件	1,713件

(2) 新型コロナウイルス検査

市検査機関及び民間検査機関へ委託し検査を実施している。

検査実施状況

	市検査機関	民間検査機関
検査件数	4,938件	462,454件

(3) 患者対応

「感染症法」に基づき、新型コロナウイルス感染症患者への積極的疫学調査を行い、自宅療養者及び濃厚接触者に対し健康観察を行っている。入院や宿泊療養の調整については、埼玉県と連携して行っている。

また、感染症診査協議会では、入院患者の医療費の公費負担について診査を実施し、承認決定を行っている。

患者数

区 分	陽性者数
新型コロナウイルス感染症	161,102 名

医療費公費負担受給者数

区 分	人 数
新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療(入院)	5,608 名

(4) 予防接種

新型コロナウイルスワクチン予防接種は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的とする。予防接種法上の臨時接種として位置づけられ、市内の個別接種実施医療機関及び集団接種会場において実施している。

新型コロナウイルスワクチン予防接種の概要

ワクチンメーカー	ファイザー社			モデルナ社	武田社 (ノババックス)
対象 1)	12 歳以上	5～11 歳	6 か月～4 歳	12 歳以上	12 歳以上
接種間隔 2)	初回接種(従来型ワクチン):3 週間隔で2 回接種 追加接種(オミクロン株対応型ワクチン):初回接種終了後、前回の接種から3 か月以上経過後に接種	初回接種(従来型ワクチン):3 週間隔で2 回接種 追加接種(オミクロン株対応型ワクチン):初回接種終了後、前回の接種から3 か月以上経過後に接種	3 回で1 セット ※いずれも従来型ワクチンでの接種 2 回目接種:1 回目接種から通常3 週以上経過後に接種 3 回目接種:2 回目接種から8 週以上経過後に接種	追加接種(オミクロン株対応型ワクチン):初回接種終了後、前回の接種から3 か月以上経過後に接種	初回接種:3 週間隔で2 回接種 追加接種:初回接種終了後、前回の接種から6 か月以上経過後に接種
個別接種実施医療機関数 3)	457				
集団接種会場設置数 4)	20				
接種者数 5)	1 回目 28,526 人 / 2 回目 32,829 人 / 3 回目 408,839 人 / 4 回目 591,974 人 / 5 回目 272,436 人				

1) 2) 令和5年3月末時点のもの

3) 4) 5) 令和4年度中の実数

6 風しん対策

(1) 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性等を対象として、予防接種が必要である者を効果的に抽出するための風しん抗体検査を市内実施医療機関で行った。(さいたま市風しん抗体検査事業)

対 象	①妊娠を希望する16歳以上50歳未満の女性 ②①の対象となる女性の同居者または風しん抗体価が低い妊婦の同居者
実 施 時 期	令和4年4月27日～令和5年3月11日
実 施 場 所	医療機関(個別)
医 療 機 関 数	421箇所
実 施 人 員	800人

(2) 風しんの追加的対策

風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん抗体検査及び予防接種(風しん第5期定期予防接種)を行った。この対策の実施期間は令和7年3月31日まで。

実施にあたっては、まず、風しん抗体検査を行い、検査結果が一定の基準を満たさない《陰性》の方が、風しん第5期定期予防接種の対象者。

	件数
抗体検査	1,990件
予防接種	330件

7 肝炎治療特別促進事業(埼玉県への経由事務)

「埼玉県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療に係る医療費の助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数(核酸アナログ製剤治療更新を除く)		108
内 訳	インターフェロン治療新規	0
	インターフェロン治療新規2回目	1
	インターフェロンフリー治療	75
	インターフェロンフリー・再治療	0
	核酸アナログ製剤治療	32
核酸アナログ製剤治療更新		560

8 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（埼玉県への経由事務）

「埼玉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱」に基づく、B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の入院患者に対する治療の研究を目的として行う医療費助成について、申請等の受付、埼玉県への進達及び受給者証の交付等を行っている。なお、申請等の受付は保健センターでも行っている。

申請種別		件数
総数		3
内 訳	新規	3
	更新	0

9 健康教育

保健所では、学校や職場からの依頼により感染症に対する健康教育を実施している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止した。

第8章 食品衛生

さいたま市では、市民が安心して食生活をおくれるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や、施策の方向性を示すものとして平成16年度に「さいたま市食の安全基本方針」を策定した。保健所では、「食品衛生法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導及び食品の検査並びに食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っている。

また、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和3年6月1日から原則としてすべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が義務付けられた。さらに、営業許可制度の見直し及び営業届出制度が創設され、それに伴い、食品衛生に関する条例（埼玉県条例第32号）に定められた6業種の営業許可が廃止された。

1 営業許可

旧食品衛生法で定められた34業種及び新食品衛生法で定められた32業種について、営業の許可等を行っている。

〈 根拠法令等(令和3年5月31日までに許可を取得した場合) : 旧食品衛生法第52条 〉

〈 根拠法令等(令和3年6月1日以降に許可を取得した場合) : 新食品衛生法第55条 〉

旧食品衛生法による許可を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

業種		(年度末現在) 施設数	新規	更新	※ 廃業	業種		(年度末現在) 施設数	新規	更新	※ 廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	1,395	0	0	385	食肉販売業	148	0	0	47	
	仕出し・弁当屋	150	0	0	51	食肉製品製造業	4	0	0	0	
	旅館	27	0	0	10	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	
	その他	4,801	0	0	1,668	食用油脂製造業	1	0	0	1	
菓子(パンを含む)製造業		669	0	0	233	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	
乳処理業		0	0	0	0	みそ製造業	3	0	0	0	
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	醤油製造業	0	0	0	0	
乳製品製造業		0	0	0	1	ソース類製造業	3	0	0	2	
集乳業		0	0	0	0	酒類製造業	5	0	0	0	
魚介類販売業		189	0	0	68	豆腐製造業	23	0	0	6	
魚介類せり売業		1	0	0	1	納豆製造業	1	0	0	0	
魚肉ねり製品製造業		2	0	0	1	めん類製造業	24	0	0	7	
食品の冷凍又は冷蔵業		34	0	0	8	そうざい製造業	57	0	0	8	
缶詰・瓶詰食品製造業		1	0	0	1	添加物製造業	3	0	0	0	
喫茶店営業		298	0	0	161	食品の放射線照射業	0	0	0	0	
あん類製造業		1	0	0	0	清涼飲料水製造業	5	0	0	0	
アイスクリーム類製造業		2	0	0	1	氷雪製造業	0	0	0	0	
食肉処理業		26	0	0	8	計	7,873	0	0	2,668	

※旧食品衛生法による許可施設が令和3年6月1日以降に許可期限満了となり継続して営業する場合は、新食品衛生法による新規許可を取得することとなった。そのため、旧食品衛生法による許可施設が継続して営業するために新食品衛生法による新規許可を取得した施設も、便宜上、通常の廃業施設に加え上記表の「廃業」に計上している。

新食品衛生法による許可を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業	業種	(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業
飲食店営業	3,554	1,798	0	75	氷雪製造業	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機営業	24	14	0	0	液卵製造業	0	0	0	0
食肉販売業	96	45	0	2	食用油脂製造業	1	1	0	0
魚介類販売業	89	52	0	1	みそ又はしょうゆ製造業	3	1	0	0
魚介類競り売り営業	1	0	0	0	酒類製造業	5	3	0	0
集乳業	0	0	0	0	豆腐製造業	6	3	0	0
乳処理業	0	0	0	0	納豆製造業	1	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	麺類製造業	14	6	0	0
食肉処理業	5	3	0	0	そうざい製造業	87	52	0	1
食品の放射線照射業	0	0	0	0	複合型そうざい製造業	2	2	0	0
菓子製造業	367	211	0	4	冷凍食品製造業	2	1	0	0
アイスクリーム類製造業	3	2	0	0	複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0	漬物製造業	19	11	0	0
清涼飲料水製造業	2	1	0	0	密封包装食品製造業	4	3	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	0	食品の小分け業	11	5	0	0
水産製品製造業	11	6	0	0	添加物製造業	1	0	0	0
					計	4,309	2,220	0	83

新食品衛生法による届出を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	新規	※廃業	業種	(年度末現在) 施設数	新規	※廃業
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	625	10	37	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	55	26	0
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	710	15	39	農産保存食料品製造・加工業	8	1	0
乳類販売業	1,588	32	111	調味料製造・加工業	4	0	0
氷雪販売業	9	1	0	糖類製造・加工業	1	1	0
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,203	191	39	精穀・製粉業	1	1	1
弁当販売業	75	27	7	製茶業	8	1	2
野菜果物販売業	121	32	6	海藻製造・加工業	4	0	0
米穀類販売業	35	2	0	卵選別包装業	2	2	0
通信販売・訪問販売による販売業	10	6	0	その他の食料品製造・加工業	49	12	2
コンビニエンスストア	259	56	13	行商	56	26	0
百貨店、総合スーパー	226	24	9	集団給食施設	469	147	8
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	390	58	13	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	23	0	0
その他の食品・飲料販売業	1,529	451	63	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	2	0
添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	0	0	0	その他	51	8	1
いわゆる健康食品の製造・加工業	5	1	0	計	7,519	1,133	351

※令和3年6月1日の法改正により、さいたま市食品衛生法施行条例で規定していた旧届出業種も再編された。新法では各施設は主たる業種のみでの届出となったため、過去の届出の一部が廃業となり、統計上、廃業数が増加している。

2 監視指導

食品関係施設の監視業務は、食品の収去検査業務とともに食品衛生の根幹をなす業務である。監視指導計画に基づき、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行なっている。また、食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認し、パンフレット等を用いて助言・指導を行っている。

生鮮食品と加工食品の流通拠点である市場を経由する食品の安全を確保するため、大宮市場内に市場監視係を設置し、大宮市場および浦和市場の監視等を重点的に行っている。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条、第 30 条 〉

旧食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

業種		(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数
飲食店	一般食堂・レストラン	1,395	230	食肉販売業	148	325
	仕出し・弁当屋	150	143	食肉製品製造業	4	5
	旅館	27	10	乳酸菌飲料製造業	0	0
	その他	4,801	1,550	食用油脂製造業	1	1
菓子(パンを含む)製造業		669	285	マーガリン又はショートニング製造業	0	0
乳処理業		0	0	みそ製造業	3	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	醤油製造業	0	0
乳製品製造業		0	0	ソース類製造業	3	5
集乳業		0	0	酒類製造業	5	1
魚介類販売業		189	2,565	豆腐製造業	23	15
魚介類せり売業		1	63	納豆製造業	1	1
魚肉ねり製品製造業		2	2	めん類製造業	24	63
食品の冷凍又は冷蔵業		34	172	そうざい製造業	57	56
缶詰・瓶詰食品製造業		1	2	添加物製造業	3	0
喫茶店営業		298	34	食品の放射線照射業	0	0
あん類製造業		1	0	清涼飲料水製造業	5	0
アイスクリーム類製造業		2	1	氷雪製造業	0	0
食肉処理業		26	143	計	7,873	5,672

新食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

(令和5年3月31日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数
飲食店営業	3,554	300	氷雪製造業	0	0
調理の機能を有する自動販売機	24	0	液卵製造業	0	0
食肉販売業	96	159	食用油脂製造業	1	0
魚介類販売業	89	122	みそ又はしょうゆ製造業	3	0
魚介類競り売り営業	1	49	酒類製造業	5	1
集乳業	0	0	豆腐製造業	6	1
乳処理業	0	0	納豆製造業	1	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	麺類製造業	14	0
食肉処理業	5	46	そうざい製造業	87	4
食品の放射線照射業	0	0	複合型そうざい製造業	2	1
菓子製造業	367	45	冷凍食品製造業	2	0
アイスクリーム類製造業	3	1	複合型冷凍食品製造業	0	0
乳製品製造業	0	0	漬物製造業	19	3
清涼飲料水製造業	2	1	密封食品製造業	4	0
食肉製品製造業	1	0	食品の小分け業	11	3
水産製品製造業	11	2	添加物製造業	1	1
			計	4,309	739

新食品衛生法による届出を要する施設の監視件数

(令和5年3月31日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	625	426	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	55	0
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	710	385	農産保存食料品製造・加工業	8	0
乳類販売業	1,588	481	調味料製造・加工業	4	0
氷雪販売業	9	100	糖類製造・加工業	1	0
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,203	85	精穀・製粉業	1	0
弁当販売業	75	4	製茶業	8	0
野菜果物販売業	121	328	海藻製造・加工業	4	2
米穀類販売業	35	52	卵選別包装業	2	0
通信販売・訪問販売による販売業	10	0	その他の食料品製造・加工業	49	1
コンビニエンスストア	259	2	行商	56	1
百貨店、総合スーパー	226	13	集団給食施設	469	65
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	390	6	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	23	0
その他の食料・飲料販売業	1,529	2,890	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	0
添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	0	0	その他	51	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	5	0	計	7,519	4,841

※令和3年6月1日の法改正による届出制度の創設に伴い、さいたま市食品衛生法施行条例で規定していた旧届出業種も再編された。旧法での届出施設の監視は新法で当てはまる業種に読替えて計上している。

3 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害の発生防止を目的として、市内で製造または流通している食品等の収去検査および買上検査を行っている。

なお、検査はさいたま市健康科学研究センターに依頼している。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条 〉

食品等の検査実施件数

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

検査項目	国内産		輸入品	
	検体数	項目数	検体数	項目数
微生物	123	184	10	20
理化学	274	22,645	46	3,377
残留農薬	86	19,068	12	2,595
(再掲)県内産農産物	43	9,401		
食品添加物	99	2,426	28	624
(再掲)指定外添加物	76	1,014	18	244
(再掲)防かび剤 ※1	0	0	9	48
動物用医薬品	19	929	3	153
放射性物質	21	42	0	0
汚染物質(その他 ※2)	12	24	1	2
アレルギー物質	16	128	0	0
遺伝子組換え食品	0	0	0	0
自然毒	10	10	1	1
その他 ※3	11	18	1	2
合計	397	22,829	56	3,397

※1 割りばしの防かび剤(溶出試験)を含む

※2 有機スズ化合物、重金属

※3 酸価、過酸化物価、ホウ酸、水分活性

4 違反・苦情の処理状況

監視、収去等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づいて指導等を行っている。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法、食品表示法 〉

違反食品等発見処理件数

(令和5年3月31日現在)

		発見区分			合計		
		監視等発見	収去時発見	通報・届出			
違反理由	法違反 (疑含む)	第6条(不衛生食品等の販売等の禁止)			4	4	
		第12条(添加物等の販売等の制限)					0
		第13条(食品等の規格及び基準)		2	1		3
		第16条(有害器具等の販売等の禁止)					0
		第18条第2項(器具等の規格及び基準)					0
		第19条第2項(表示の基準)					0
		第20条(虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止)					0
		第55条第1項(旧第52条第1項)(営業の許可)			15		15
		その他(食品表示法違反含む)		1	6		7
		(小計)	0	3	26		29
	その他	条例					0
		衛生規範等					0
		その他					0
		(小計)	0	0	0		0
処理内容	行政処分	営業許可の取消し				0	
		営業の禁止・停止			3		3
		食品等の廃棄					0
		食品等の返品					0
		食品等の回収					0
		食品等の移動停止					0
		(小計)	0	0	3		3
	始末書等	報告書		1	1		2
		始末書			15		15
		口頭説諭			1		1
		(小計)	0	1	17		18
	その他	調査指導依頼		2			2
		現地調査指導等			9		9
		(小計)	0	2	9		11

苦情食品(施設)受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
総数	26	27	36	27	31	39	43	36	30	33	29	34	391	
内容	有症	10	5	15	6	6	8	10	10	13	7	8	13	111
	異物混入	11	13	10	8	12	14	14	15	8	8	12	7	132
	腐敗変敗	1	0	0	1	2	2	1	0	0	1	0	3	11
	表示	3	2	2	3	5	7	8	3	0	6	2	3	44
	許可	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0	5
その他	1	7	9	9	5	8	10	6	8	10	7	8	88	

5 食中毒統計

食中毒発生件数は4件であった。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第58条 〉

発生年月	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
令和4年4月	1	1	アジ、イワシの刺身	アニサキス	魚介類販売店
令和4年5月	4	2	不明 (令和4年5月25日に原因施設で調理、提供された食品)	カンピロバクター・ ジェジュニ	飲食店
令和4年8月	1	1	ワラサの刺身	アニサキス	飲食店
令和4年11月	2	1	しめさば	アニサキス	飲食店

6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供

食品安全基本法及び食品衛生法により、食品の安全性確保に関する施策を策定、実施する際には、広く住民の意見を求めなければならないと定められている。

市では「さいたま市食の安全基本方針」を策定し、消費者、事業者及び行政などが積極的に意見交換をすることで、よりよい施策の策定に努めるとともに、消費者主体の活動を支援及び市民講座の開催などの食の安全性に関する知識の普及啓発を実施している。

保健所では、食品衛生情報の提供及び意見交換を行う機会として、以下の事業を行っている。

〈 根拠法令等 : 食品安全基本法第9条、旧食品衛生法第64条、第65条、新食品衛生法第70条、第71条 〉

(1) 一日食品衛生監視員

例年、市民を対象に食品衛生の普及啓発を目的として、さいたま市内の大規模製造施設等において、一日食品衛生監視員を実施しているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため開催を見合わせ、市内小学5年生を対象に食品衛生監視員の業務内容に関する資料を配布した。

(2) 衛生講習会

食品衛生上の危害の発生防止と地域における食品衛生意識の向上を目的に、食品関係業者等を中心に、広く市民までを対象とした食品衛生講習会を実施している。

食品衛生講習会実施状況

対象者	実施回数	参加人員
食品関係業者	23	1,708
給食従事者	3	271
福祉関係従事者	0	0
市民モニター	1	26
教育関係者	0	0
市民	7	214
合計	34	2,219

※オンライン及び書面開催の参加人数は計上していない。

第9章 環境衛生

1 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく許可、監視指導

「旅館業法」、「公衆浴場法」、「興行場法」に基づく許可、監視指導等を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 旅館業法第3条、第7条・施行規則第4条 興行場法第2条、第5条・施行細則第5条 公衆浴場法第2条、第6条・施行規則第4条 〉

施設数及び監視指導件数

(令和5年3月31日現在)

		施設数	許 可	廃 止	監視指導	
旅館業	総 数	100	4	5	8	
	旅館・ホテル	96	4	4	8	
	簡易宿所	4	0	1	0	
興行場	総 数	30	1	1	1	
	映画館	5	0	0	0	
	スポーツ	7	0	0	0	
	その他	18	1	1	1	
公衆浴場	総 数	105	5	6	38	
	公 営	一 般	0	0	0	0
		そ の 他	13	0	0	10
	私 営	一 般	9	0	1	0
そ の 他		83	5	5	28	

2 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく確認、監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」に基づき、確認並びに監視指導を実施し、環境衛生の確保に努めている。

〈 根拠法令等 : 理容師法第11条、第13条 美容師法第11条、第12条、第14条 クリーニング業法第5条、第10条 〉

施設数及び監視指導件数

(令和5年3月31日現在)

		施設数	確 認	廃 止	監視指導
理 容 所		780	22	33	24
美 容 所		2,096	135	77	52
クリーニング所		717	8	69	19
一 般		199	1	14	7
うち特定		15	0	0	0
取 次		518	7	55	12

※クリーニング所内訳「取次」は無店舗を含む。

3 墓地等の許可及び指導

さいたま市では、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、経営許可及び指導を行っている。

また、平成17年4月1日より、墓地等の経営が支障なく行われ、墓地等と周辺環境との調和を図ることを目的に、「さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例」が施行された。

〈 根拠法令等 : 墓地、埋葬等に関する法律第10条、第11条 〉

墓地等の許可件数

(令和5年3月31日現在)

	施設数	新規許可	変更許可	廃止許可
墓 地	1,214	0	2	0
火 葬 場	2	0	0	0
納 骨 堂	21	0	0	0

4 特定建築物の監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の多数の人が利用する特定建築物(延べ床面積3,000㎡以上)の届出を受理し、適正に維持管理が行われるよう監視指導している。

また、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条、第11条、第12条の2、第12条の4、第12条の5 〉

特定建築物施設数及び監視指導件数

(令和5年3月31日現在)

	施設数	届 出	廃 止	監視指導
特定建築物	363	8	1	10

登録事業数及び監視指導件数

(令和5年3月31日現在)

	登録事業数	登 録	廃 止	期限満了	監視指導
総 数	204	56	1	58	59
建築物清掃業	32	10	0	8	10
建築物空気環境測定業	9	2	0	2	2
建築物空気調和用ダクト清掃業	1	1	0	1	1
建築物飲料水水質検査業	9	2	0	2	2
建築物飲料水貯水槽清掃業	71	17	1	21	18
建築物排水管清掃業	15	3	0	4	4
建築物ねずみ昆虫等防除業	30	7	0	7	8
建築物環境衛生総合管理業	37	14	0	13	14

5 ねずみ・衛生害虫等の相談指導

ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等を指導している。

ねずみ・衛生害虫の相談指導件数

総数	ねずみ	ダニ	蚊	その他
47	28	1	0	18

6 健康で快適な住宅に関する相談（シックハウス対策）

室内空気中の化学物質に関する相談及び現場検査を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市健康で快適な居住環境づくり支援事業実施要綱 〉

シックハウスに関する相談・調査件数

相談件数	5	
現場検査件数	4	
測定物質	測定数	うち指針値を超えた数
ホルムアルデヒド	4	0
トルエン	4	0

7 水道法・自家用水道条例に基づく水道施設に対する監視指導

安全で良質な水道水を確保するため、「水道法」、「自家用水道条例」に基づき、専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の確認及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 : 水道法第 33 条、第 39 条・自家用水道条例第 4 条、第 9 条 〉

水道施設に対する確認及び監視指導件数 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

	施設数	確認	廃止	監視指導
専用水道	81	4	0	13
簡易専用水道				13
自家用水道	4	0	0	0

8 遊泳用プールの届出・監視指導

遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき、開設の届出の受理、監視指導を実施している。

〈 根拠法令等 : さいたま市プール維持管理要綱第 4 条、第 6 条 〉

プールの監視指導件数 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

	施設数	届出	廃止	監視指導
遊泳用プール	49	9 (9)	2	14

※()内は季節(夏季)プールの再掲

第10章 薬事衛生

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可・監視指導

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、保健衛生の向上を図ることを目的として、薬局、薬局医薬品製造販売業、薬局医薬品製造業、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業、管理医療機器販売業貸与業(届出)及び再生医療等製品販売業の許可、監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条、第10条、第12条、第13条、第19条、第24条、第26条、第34条、第38条、第39条、第39条の3、第40条、第40条の5、第40条の7、第69条 〉

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく 許可・監視指導施設数

(令和5年3月31日現在)

	施設数	新規	更新	廃止	監視件数
薬局	598	40	91	30	163
薬局医薬品製造販売業	16	0	3	1	5
薬局医薬品製造業	16	0	3	1	5
医薬品／店舗販売業	248	16	54	10	68
医薬品／卸売販売業	145	10	22	18	46
高度管理医療機器等販売業貸与業	440	36	20	28	233
高度管理医療機器等販売業	389	26	36	18	
高度管理医療機器等貸与業	4	0	0	0	
管理医療機器販売業貸与業	170	17		11	294
管理医療機器販売業	1,329	100		50	
管理医療機器貸与業	2	1		0	
再生医療等製品販売業	13	1	3	1	9

2 毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導

「毒物及び劇物取締法」に基づき、保健衛生上の見地から適正な流通の管理を目的とし、毒物劇物販売業（一般・農業用品目・特定品目）、業務上取扱者（届出等：メッキ業・金属熱処理業・運送業等）及び特定毒物研究者に対する登録、許可及び監視指導等を行っている。

〈 根拠法令等 ： 毒物及び劇物取締法第4条、第6条の2、第10条、第17条、第22条 〉

毒物及び劇物取締法に基づく登録・監視指導施設数

（令和5年3月31日現在）

	施設数	新規	更新	廃止	監視件数
毒物劇物一般販売業	331	14	65	23	98
毒物劇物農業用品目販売業	19	1	2	2	5
毒物劇物特定品目販売業	14	0	4	0	5
毒物劇物業務上取扱者(届出)	9	0		0	8
特定毒物研究者	27	3		1	2

3 温泉法に基づく温泉利用許可・監視指導

「温泉法」に基づき、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として温泉利用許可及び監視指導を行っている。

〈 根拠法令等 ： 温泉法第15条、第35条 〉

温泉法に基づく利用許可・監視指導施設数

（令和5年3月31日現在）

施設数	許可数	新規		廃止		監視件数
		施設数	許可数	施設数	許可数	
11	49	0	0	1	1	0

4 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の指定する家庭用品について定められた有害物質の含有量、溶出量又は発散量について基準を満たしていることを確認することを目的として、家庭用品による健康被害の発生を未然に防止するため、試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 5 条、第 7 条 〉

家庭用品試買検査実施状況

項目	ホルムアルデヒド		ディルドリン	アゾ化合物	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	塩化水素・硫酸	塩化ビニル	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	容器試験	ジベンゾ〔a,h〕アントラセン	ベンゾ〔a〕アントラセン	ベンゾ〔a〕ピレン	水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	計
	生後24月以内のもの	生後24月以内を除くもの																
試験検査件数	45	10	52	1	42	42	42	0	4	4	4	4	0	1	1	1	0	253
基準違反件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	繊維製品 〔60検体〕	45	10	52	1	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	186
	化学製品 〔20検体〕	0	0	0	0	16	16	0	4	4	4	4	0	1	1	1	0	67

5 健康食品の試買検査

昨今の健康ブームにより健康食品の人気が高まる一方、外国製健康食品の摂取による健康被害が発生している。

このような健康被害の発生を未然に防止するため、市内において医薬品成分を不適切に含有するものが流通していないかどうかを確認する目的で試買検査を実施している。

〈 根拠法令等 : 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 55 条第 2 項、第 69 条 〉

健康食品試買検査実施状況

		検体数	検査項目	不適件数
検査対象	痩身用	10	フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、シブトラミン、マジンドール、フェノールフタレイン、グリベンクラミド、オリスタット、ピサコジル、フルオキセチン	0
	強壯用	10	シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、ヨヒンビン、ホモチオデナフィル、ヒドロキシホモシルデナフィル	0

6 薬物乱用防止啓発事業

薬物乱用防止の啓発を図るため、薬物乱用防止啓発CMを作成し、さいたま新都心駅前の大型モニターや区役所内のモニター等で放映している。また、埼玉県鴻巣保健所管内薬物乱用防止指導員協議会の事務局として、鴻巣保健所等と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ヤング街頭キャンペーンを実施している。令和 4 年度は 7 月 14 日に大宮駅構内にて啓発資材の配布等を行った。

〈 根拠法令等 : 彩の国さいたま「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要綱 〉

【資料編】

各区別統計

1 人口動態総覧

(1) 出生の動向

表 1 : 出生の推移

	出生数(人)					出生率(人口千対)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	946,065	918,400	865,239	840,835	811,622	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6
埼玉県	53,069	51,241	48,298	47,328	45,424	7.4	7.1	6.7	6.6	6.4
さいたま市	10,520	10,204	10,110	10,006	9,720	8.3	8.0	7.9	7.7	7.5
西区	717	726	794	816	804	8.2	8.2	8.8	8.9	8.7
北区	1,219	1,102	1,100	1,033	1,042	8.4	7.6	7.6	7.1	7.1
大宮区	999	965	919	860	953	8.7	8.4	8.0	7.4	8.1
見沼区	1,080	1,028	1,028	1,048	1,035	6.8	6.4	6.4	6.5	6.4
中央区	857	845	800	785	732	8.7	8.5	8.0	7.8	7.3
桜区	668	674	598	584	552	7.2	7.2	6.4	6.3	5.9
浦和区	1,438	1,362	1,380	1,376	1,292	9.1	8.6	8.6	8.5	7.9
南区	1,738	1,778	1,743	1,770	1,585	9.6	9.7	9.4	9.5	8.5
緑区	1,162	1,052	1,084	1,074	1,071	9.6	8.5	8.7	8.4	8.3
岩槻区	642	672	664	660	654	5.8	6.1	6.0	6.0	5.9

図 1 : 出生数の推移

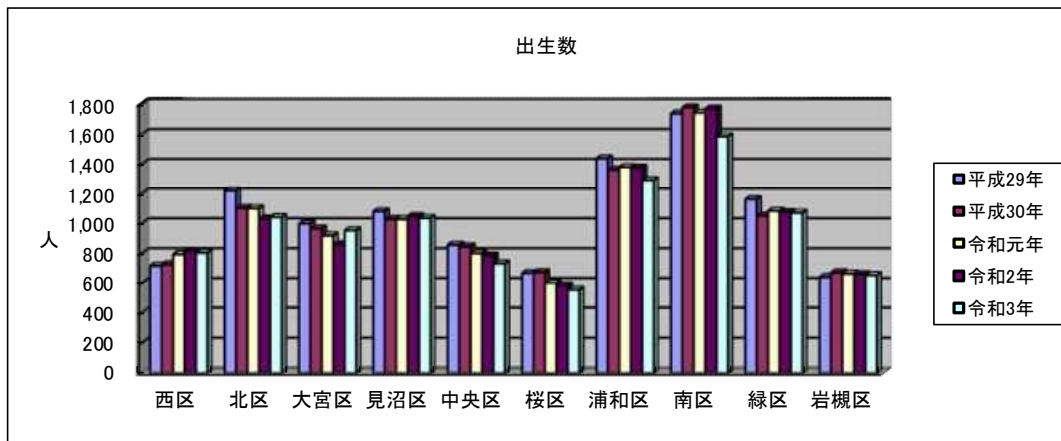
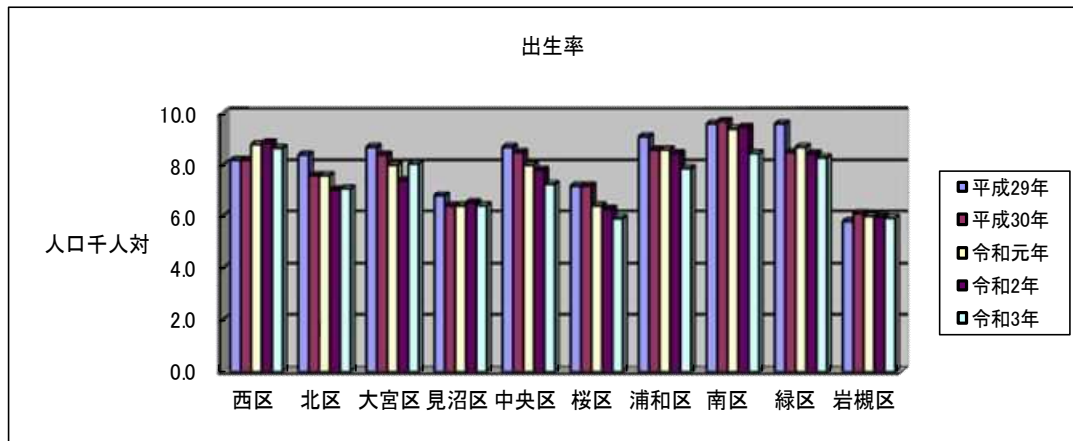


図 2 : 出生率の推移



(2) 死亡の動向

表 2 : 死亡の推移

	死亡数(人)					死亡率(人口千対)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	1,340,397	1,362,470	1,381,093	1,372,755	1,439,856	10.8	11.0	11.2	11.1	11.7
埼玉県	65,764	67,726	69,537	70,758	75,164	9.2	9.4	9.7	9.9	10.5
さいたま市	10,451	10,728	11,203	11,219	11,987	8.2	8.4	8.7	8.7	9.2
西区	815	820	971	940	979	9.3	9.3	10.7	10.2	10.5
北区	1,148	1,197	1,155	1,203	1,284	7.9	8.3	7.9	8.2	8.7
大宮区	1,050	1,012	1,091	996	1,125	9.2	8.8	9.5	8.6	9.5
見沼区	1,485	1,474	1,543	1,574	1,679	9.3	9.2	9.6	9.8	10.4
中央区	782	778	815	772	792	8.0	7.9	8.1	7.7	7.9
桜区	758	770	748	850	850	8.1	8.2	8.0	9.1	9.1
浦和区	1,124	1,202	1,219	1,226	1,291	7.1	7.6	7.6	7.5	7.9
南区	1,184	1,309	1,319	1,348	1,442	6.5	7.1	7.1	7.2	7.7
緑区	908	934	1,042	1,069	1,191	7.5	7.6	8.3	8.4	9.2
岩槻区	1,197	1,232	1,300	1,241	1,354	10.9	11.2	11.8	11.2	12.3

図 3 : 死亡数の推移

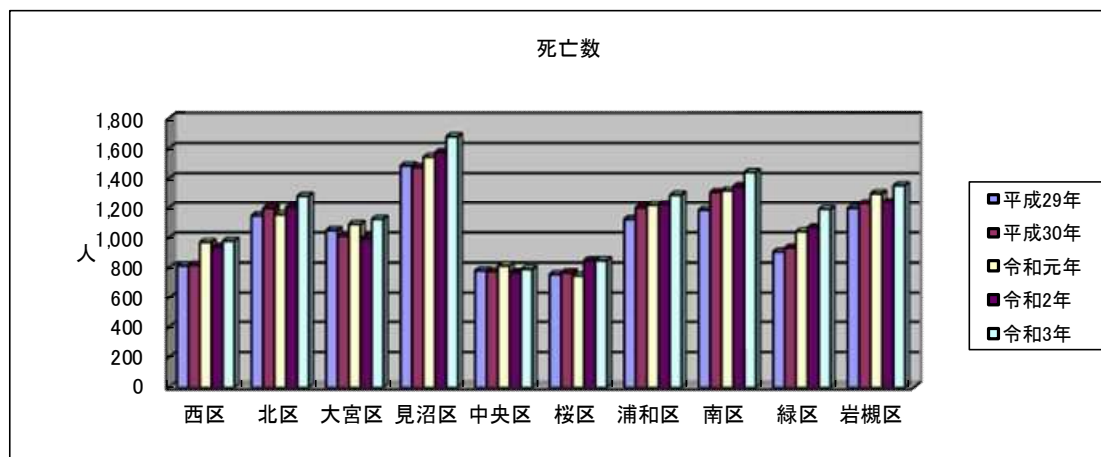


図 4 : 死亡率の推移

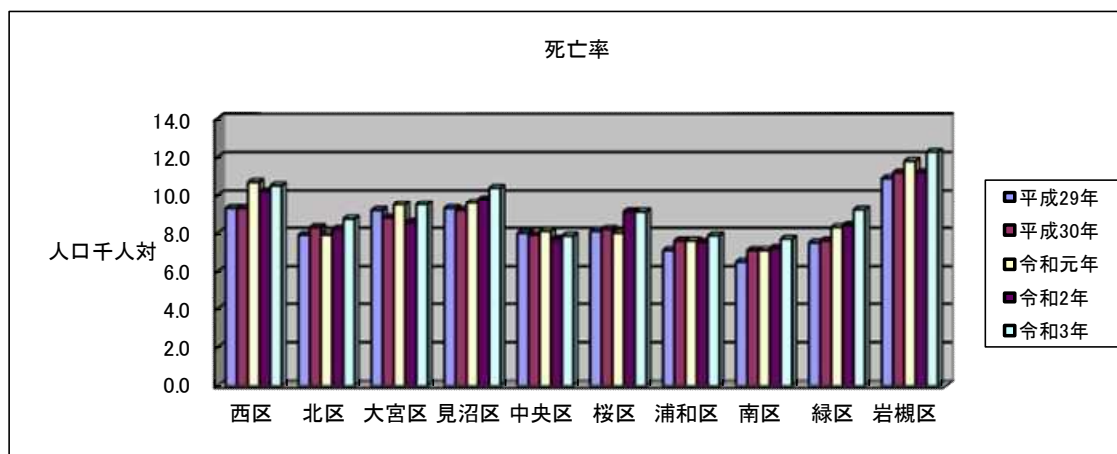


図5：主な死因と他の死因による死亡数の推移（さいたま市）

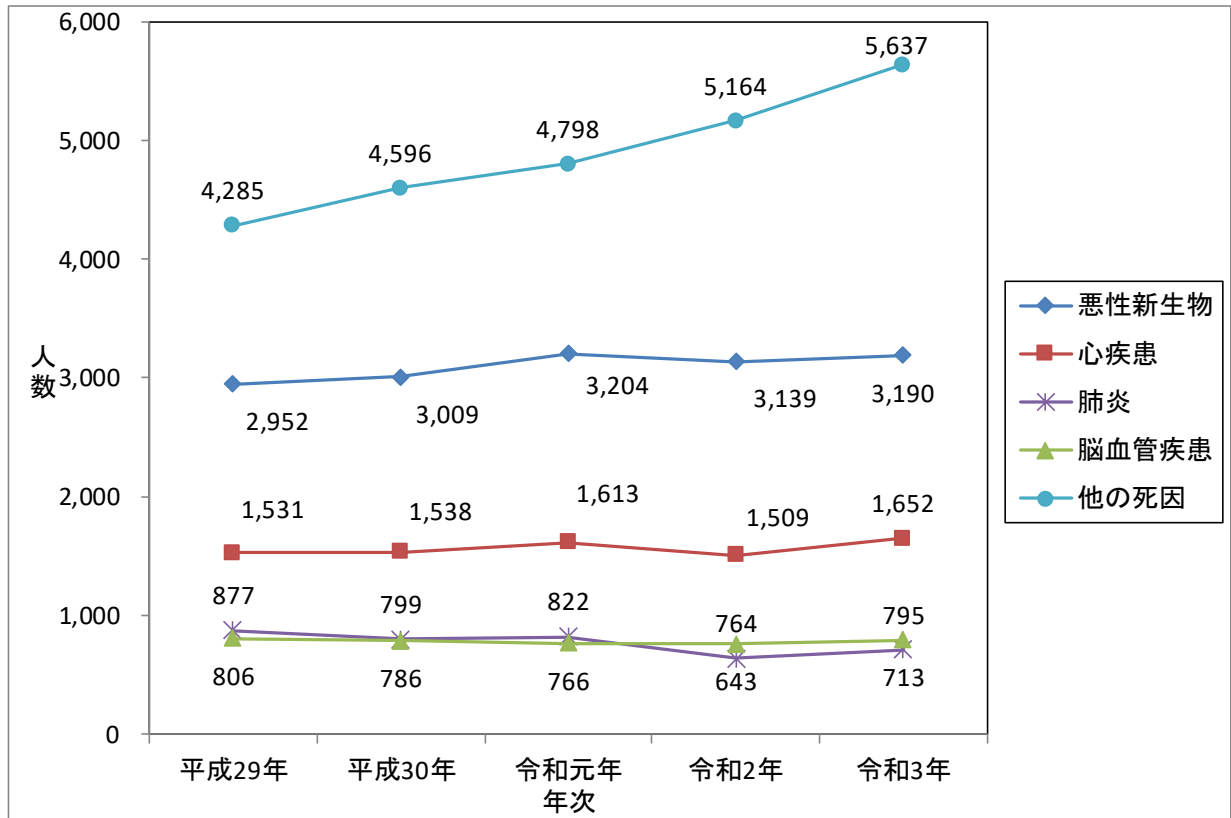


表3：さいたま市 悪性新生物の人口10万対死亡率の推移（主要部位別）

	悪性新生物	再掲									
		食道	胃	結腸	直腸S状結腸移行部	肝及び肝内胆管	胆のう及び他の胆道	膵	気管、気管支及び肺	乳房	子宮
平成29年	229.5	8.2	27.4	20.1	7.9	17.2	9.5	21.2	44.9	10.4	10.8
平成30年	232.2	8.2	27.3	20.4	9.3	11.7	12.3	21.6	47.7	12.0	8.0
令和元年	245.0	8.6	24.7	22.6	9.7	15.4	10.8	23.6	47.4	10.1	9.2
令和2年	242.0	6.6	24.6	22.8	8.9	13.4	10.5	23.5	50.3	11.3	9.4
令和3年	239.5	8.0	22.8	20.3	10.7	14.0	10.5	23.3	46.7	10.6	8.1

表4：死亡順位10位までの人口10万対死亡率の推移（主要死因別）

		第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
全国	3	悪性新生物 310.7	心疾患 (高血圧性を除く) 174.9	老衰 123.8	脳血管疾患 85.2	肺炎 59.6	誤嚥性肺炎 40.3	不慮の事故 31.2	腎不全 23.4	アルツハイマー病 18.7	血管性等の認知症 18.2
	2	悪性新生物 306.8	心疾患 (高血圧性を除く) 166.6	老衰 107.3	脳血管疾患 83.5	肺炎 63.6	誤嚥性肺炎 34.8	不慮の事故 30.9	腎不全 21.8	アルツハイマー病 16.9	血管性及び詳細不明の認知症 16.9
	元	悪性新生物 304.2	心疾患 (高血圧性を除く) 167.9	老衰 98.5	脳血管疾患 86.1	肺炎 77.2	誤嚥性肺炎 32.8	不慮の事故 31.7	腎不全 21.5	血管性及び詳細不明の認知症 17.3	アルツハイマー病 16.8
埼玉県	3	悪性新生物 287.7	心疾患 (高血圧性を除く) 160.9	老衰 96.4	脳血管疾患 72.5	肺炎 66.8	誤嚥性肺炎 29.6	不慮の事故 21.8	腎不全 20.6	間質性肺疾患 17.3	自殺 15.2
	2	悪性新生物 285.8	心疾患 (高血圧性を除く) 151.7	老衰 81.6	脳血管疾患 68.8	肺炎 64.4	誤嚥性肺炎 25.0	不慮の事故 21.3	腎不全 19.5	自殺 16.2	間質性肺疾患 15.0
	元	悪性新生物 275.9	心疾患 (高血圧性を除く) 155.0	肺炎 79.1	脳血管疾患 69.2	老衰 68.1	不慮の事故 22.3	誤嚥性肺炎 21.9	腎不全 18.0	間質性肺疾患 15.4	自殺 15.0
さいたま市	3	悪性新生物 244.5	心疾患 (高血圧性を除く) 126.6	老衰 109.6	脳血管疾患 60.9	肺炎 54.7	誤嚥性肺炎 29.0	不慮の事故 17.6	間質性肺疾患 17.1	腎不全 15.3	自殺 14.6
	2	悪性新生物 242.1	心疾患 (高血圧性を除く) 116.4	老衰 94.7	脳血管疾患 58.9	肺炎 49.6	誤嚥性肺炎 25.5	不慮の事故 18.4	腎不全 17.0	自殺 14.8	大動脈瘤及び解離 13.2
	元	悪性新生物 249.2	心疾患 (高血圧性を除く) 125.4	老衰 77.4	肺炎 63.9	脳血管疾患 59.6	誤嚥性肺炎 23.9	不慮の事故 18.7	腎不全 15.5	自殺 13.2	間質性肺疾患 12.9
西区	3	悪性新生物 284.4	老衰 142.2	心疾患 (高血圧性を除く) 130.3	脳血管疾患 68.9	肺炎 65.7	腎不全 30.2	誤嚥性肺炎 24.8	間質性肺疾患 21.5	肝疾患 15.1	その他の新生物(腫瘍) 12.9
	2	悪性新生物 266.3	老衰 144.6	心疾患 (高血圧性を除く) 141.3	脳血管疾患 72.8	肺炎 65.2	誤嚥性肺炎 31.5	腎不全 19.6	大動脈瘤及び解離 16.3	肝疾患 12.0	糖尿病 10.9
	元	悪性新生物 329.8	心疾患 (高血圧性を除く) 151.0	老衰 80.5	肺炎 78.3	脳血管疾患 73.9	腎不全 25.4	血管性及び詳細不明の認知症 20.9	間質性肺疾患 20.9	糖尿病 17.6	誤嚥性肺炎 17.6
北区	3	悪性新生物 221.3	老衰 134.8	心疾患 (高血圧性を除く) 125.9	肺炎 55.1	脳血管疾患 53.8	誤嚥性肺炎 28.6	間質性肺疾患 18.4	不慮の事故 15.0	大動脈瘤及び解離 12.9	自殺 12.9
	2	悪性新生物 236.9	心疾患 (高血圧性を除く) 110.6	老衰 99.0	脳血管疾患 62.1	肺炎 50.5	誤嚥性肺炎 30.0	腎不全 17.8	不慮の事故 14.3	自殺 13.7	慢性閉塞性肺疾患 9.6
	元	悪性新生物 209.2	心疾患 (高血圧性を除く) 108.0	老衰 86.0	肺炎 70.9	脳血管疾患 49.5	誤嚥性肺炎 29.6	間質性肺疾患 15.1	腎不全 14.5	慢性閉塞性肺疾患 12.4	自殺 12.4
大宮区	3	悪性新生物 246.0	心疾患 (高血圧性を除く) 140.3	老衰 121.7	脳血管疾患 60.0	肺炎 58.3	誤嚥性肺炎 27.9	不慮の事故 21.1	間質性肺疾患 19.4	アルツハイマー病 14.4	敗血症 11.8
	2	悪性新生物 234.3	心疾患 (高血圧性を除く) 120.6	老衰 96.5	脳血管疾患 66.3	肺炎 62.0	誤嚥性肺炎 29.3	不慮の事故 17.2	腎不全 13.8	間質性肺疾患 12.9	大動脈瘤及び解離 12.1
	元	悪性新生物 256.9	心疾患 (高血圧性を除く) 147.0	老衰 93.9	肺炎 78.3	脳血管疾患 64.3	腎不全 24.3	誤嚥性肺炎 20.9	不慮の事故 18.3	間質性肺疾患 13.9	慢性閉塞性肺疾患 13.0
見沼区	3	悪性新生物 294.8	心疾患 (高血圧性を除く) 139.9	老衰 104.0	肺炎 65.6	脳血管疾患 65.0	誤嚥性肺炎 30.3	間質性肺疾患 23.5	不慮の事故 21.0	腎不全 18.0	自殺 16.7
	2	悪性新生物 280.8	心疾患 (高血圧性を除く) 139.3	老衰 93.9	脳血管疾患 65.3	肺炎 53.5	誤嚥性肺炎 31.1	自殺 23.0	不慮の事故 21.2	肝疾患 16.2	筋骨格及び結合組織の疾患 14.9
	元	悪性新生物 267.3	心疾患 (高血圧性を除く) 129.4	肺炎 88.1	老衰 74.4	脳血管疾患 66.9	誤嚥性肺炎 30.8	腎不全 21.9	不慮の事故 20.6	筋骨格及び結合組織の疾患 16.9	アルツハイマー病 16.2
中央区	3	悪性新生物 193.3	心疾患 (高血圧性を除く) 117.1	老衰 103.2	脳血管疾患 53.6	肺炎 43.7	誤嚥性肺炎 22.8	自殺 19.8	アルツハイマー病 16.9	腎不全 12.9	肝疾患 11.9
	2	悪性新生物 214.1	老衰 90.6	心疾患 (高血圧性を除く) 81.7	脳血管疾患 43.8	肺炎 42.8	自殺 19.9	誤嚥性肺炎 17.9	腎不全 17.9	不慮の事故 17.9	アルツハイマー病 14.9
	元	悪性新生物 257.9	心疾患 (高血圧性を除く) 112.0	老衰 74.0	脳血管疾患 53.0	肺炎 49.0	誤嚥性肺炎 18.0	不慮の事故 17.0	慢性閉塞性肺疾患 16.0	血管性及び詳細不明の認知症 15.0	アルツハイマー病 15.0
桜区	3	悪性新生物 244.4	心疾患 (高血圧性を除く) 120.0	老衰 96.5	脳血管疾患 67.5	肺炎 51.4	誤嚥性肺炎 20.4	大動脈瘤及び解離 17.1	アルツハイマー病 13.9	自殺 12.9	その他の新生物(腫瘍) 11.8
	2	悪性新生物 268.4	心疾患 (高血圧性を除く) 118.1	老衰 98.8	肺炎 55.8	脳血管疾患 48.3	腎不全 23.6	誤嚥性肺炎 21.5	不慮の事故 19.3	大動脈瘤及び解離 17.2	間質性肺疾患 15.0
	元	悪性新生物 245.6	心疾患 (高血圧性を除く) 114.8	老衰 65.4	脳血管疾患 59.0	肺炎 44.0	アルツハイマー病 17.2	自殺 15.0	大動脈瘤及び解離 13.9	腎不全 12.9	不慮の事故 12.9
浦和区	3	悪性新生物 209.8	心疾患 (高血圧性を除く) 105.4	老衰 97.5	脳血管疾患 51.8	肺炎 43.3	誤嚥性肺炎 37.8	不慮の事故 16.5	自殺 14.6	間質性肺疾患 13.4	血管性及び詳細不明の認知症 12.2
	2	悪性新生物 218.7	心疾患 (高血圧性を除く) 106.3	老衰 84.8	脳血管疾患 57.1	肺炎 29.5	誤嚥性肺炎 25.2	不慮の事故 19.7	血管性及び詳細不明の認知症 14.7	アルツハイマー病 14.7	大動脈瘤及び解離 11.1
	元	悪性新生物 220.0	心疾患 (高血圧性を除く) 116.2	老衰 75.8	脳血管疾患 43.5	肺炎 42.9	誤嚥性肺炎 28.6	不慮の事故 16.2	大動脈瘤及び解離 13.7	自殺 13.7	腎不全 13.0
南区	3	悪性新生物 204.9	心疾患 (高血圧性を除く) 96.6	老衰 82.2	脳血管疾患 57.6	肺炎 48.0	誤嚥性肺炎 23.5	不慮の事故 18.7	大動脈瘤及び解離 14.4	間質性肺疾患 13.3	アルツハイマー病 11.7
	2	悪性新生物 209.8	心疾患 (高血圧性を除く) 96.3	老衰 63.1	脳血管疾患 58.3	肺炎 42.8	誤嚥性肺炎 20.9	アルツハイマー病 16.1	大動脈瘤及び解離 15.5	不慮の事故 15.5	腎不全 14.4
	元	悪性新生物 214.4	心疾患 (高血圧性を除く) 95.9	老衰 54.4	脳血管疾患 52.8	肺炎 50.1	不慮の事故 23.2	誤嚥性肺炎 17.8	大動脈瘤及び解離 12.9	血管性及び詳細不明の認知症 11.9	肝疾患 11.9
緑区	3	悪性新生物 236.2	老衰 130.1	心疾患 (高血圧性を除く) 122.4	脳血管疾患 58.1	肺炎 47.2	誤嚥性肺炎 37.2	自殺 20.9	腎不全 17.0	大動脈瘤及び解離 16.3	間質性肺疾患 16.3
	2	悪性新生物 237.5	心疾患 (高血圧性を除く) 105.4	老衰 103.8	肺炎 43.3	脳血管疾患 41.7	不慮の事故 26.0	誤嚥性肺炎 20.5	腎不全 16.5	肝疾患 15.7	アルツハイマー病 14.9
	元	悪性新生物 235.8	心疾患 (高血圧性を除く) 131.9	老衰 88.7	肺炎 59.1	脳血管疾患 56.7	誤嚥性肺炎 24.8	不慮の事故 20.8	自殺 14.4	血管性及び詳細不明の認知症 12.0	慢性閉塞性肺疾患 12.0
岩槻区	3	悪性新生物 342.8	心疾患 (高血圧性を除く) 192.2	老衰 101.5	脳血管疾患 82.5	肺炎 74.3	誤嚥性肺炎 31.7	不慮の事故 29.0	腎不全 27.2	間質性肺疾患 24.5	アルツハイマー病 19.9
	2	悪性新生物 279.1	心疾患 (高血圧性を除く) 157.2	老衰 104.8	脳血管疾患 72.3	肺炎 65.9	腎不全 30.7	誤嚥性肺炎 27.1	血管性及び詳細不明の認知症 24.4	不慮の事故 21.7	自殺 19.9
	元	悪性新生物 313.2	心疾患 (高血圧性を除く) 176.6	老衰 92.0	脳血管疾患 90.1	肺炎 82.9	誤嚥性肺炎 37.3	不慮の事故 29.1	自殺 23.7	血管性及び詳細不明の認知症 19.1	間質性肺疾患 19.1

(3) 乳児死亡の動向

表 5 : 乳児死亡の推移

	乳児死亡数(人)					乳児死亡率(出生千対)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	1,761	1,748	1,654	1,512	1,399	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7
埼玉県	94	89	88	75	62	1.8	1.7	1.8	1.6	1.4
さいたま市	13	11	21	9	10	1.2	1.1	2.1	0.9	1.0
西区	1	1	1	-	1	1.4	1.4	1.3	-	1.2
北区	-	1	3	-	-	-	0.9	2.7	-	-
大宮区	3	1	3	-	-	3.0	1.0	3.3	-	-
見沼区	4	-	-	2	3	3.7	-	-	1.9	2.9
中央区	-	-	3	-	-	-	-	3.8	-	-
桜区	1	-	1	-	1	1.5	-	1.7	-	1.8
浦和区	-	1	-	3	4	-	0.7	-	2.2	3.1
南区	1	4	5	2	-	0.6	2.2	2.9	1.1	-
緑区	2	2	4	-	1	1.7	1.9	3.7	-	0.9
岩槻区	1	1	1	2	-	1.6	1.5	1.5	3.0	-

図 6 : 乳児死亡数の推移

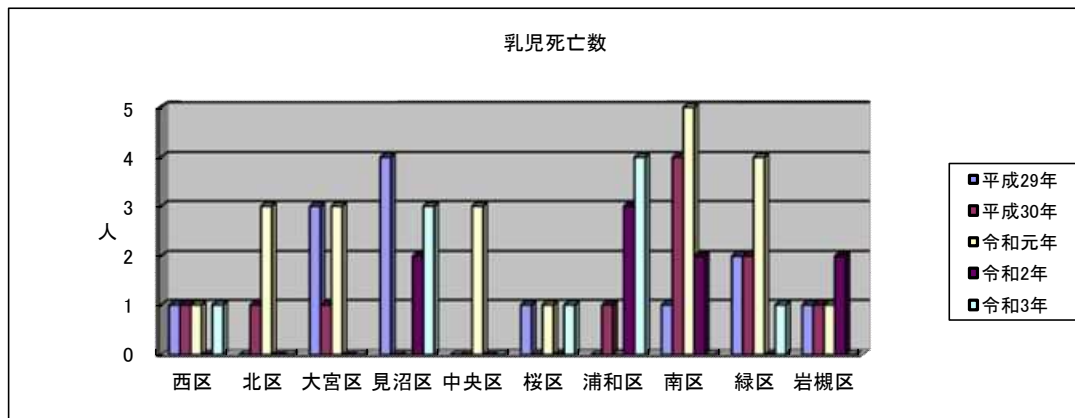
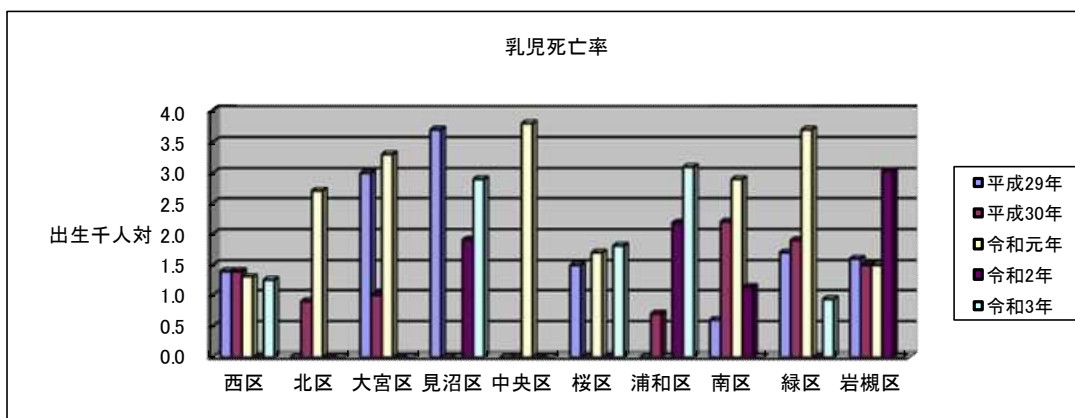


図 7 : 乳児死亡率の推移



・ 乳児死亡…生後1年未満の死亡

(4) 新生児死亡の動向

表 6 : 新生児死亡の推移

	新生児死亡数(人)					新生児死亡率(出生千対)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	832	801	755	704	658	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
埼玉県	36	41	36	32	21	0.7	0.8	0.7	0.7	0.5
さいたま市	5	7	10	6	4	0.5	0.7	1.0	0.6	0.4
西区	-	1	1	-	1	-	1.4	1.3	-	1.2
北区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大宮区	1	1	1	-	-	1.0	1.0	1.1	-	-
見沼区	2	-	-	2	1	1.9	-	-	1.9	1.0
中央区	-	-	1	-	-	-	-	1.3	-	-
桜区	1	-	1	-	-	1.5	-	1.7	-	-
浦和区	-	1	-	2	2	-	0.7	-	1.5	1.5
南区	-	1	4	1	-	-	0.6	2.3	0.6	-
緑区	1	2	1	-	-	0.9	1.9	0.9	-	-
岩槻区	-	1	1	1	-	-	1.5	1.5	1.5	-

図 8 : 新生児死亡数の推移

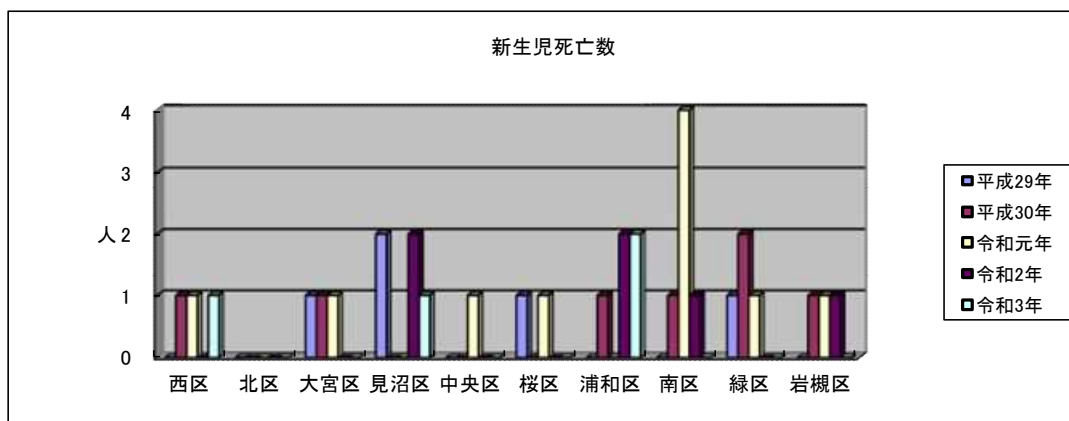
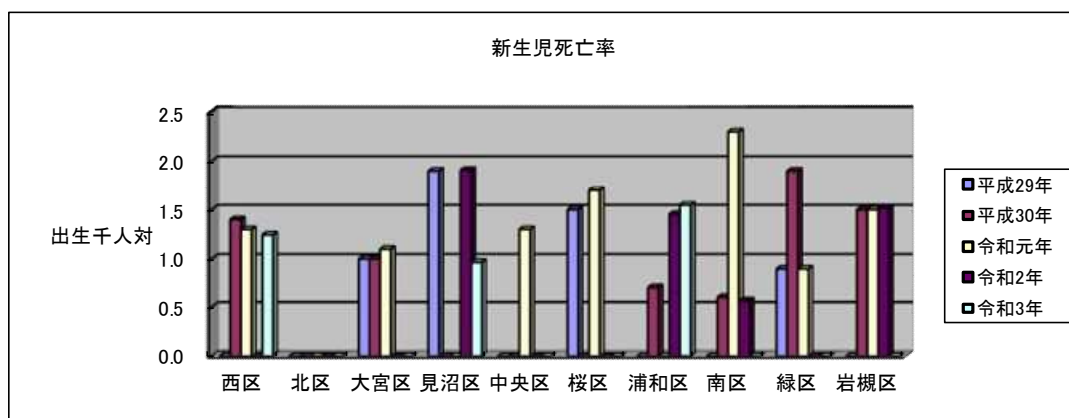


図 9 : 新生児死亡率の推移



・新生児死亡…生後4週(28日)未満の死亡

(5) 死産の動向

表 7 : 死産の推移

	死産数(胎)					死産率(出産千対)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	20,358	19,614	19,454	17,278	16,277	21.1	20.9	22.0	20.1	19.7
埼玉県	1,213	1,130	1,123	1,012	929	22.3	21.6	22.7	20.9	20.0
さいたま市	219	182	223	193	163	20.4	17.5	21.6	18.9	16.5
西区	11	17	22	20	14	15.1	22.9	27.0	23.9	17.1
北区	24	29	30	17	21	19.3	25.6	26.5	16.2	19.8
大宮区	21	18	23	15	12	20.6	18.3	24.4	17.1	12.4
見沼区	22	20	31	17	19	20.0	19.1	29.3	16.0	18.0
中央区	12	14	11	16	14	13.8	16.3	13.6	20.0	18.8
桜区	21	14	12	15	9	30.5	20.3	19.7	25.0	16.0
浦和区	35	20	21	24	22	23.8	14.5	15.0	17.1	16.7
南区	37	17	38	39	20	20.8	9.5	21.3	21.6	12.5
緑区	22	17	24	20	21	18.6	15.9	21.7	18.3	19.2
岩槻区	14	16	11	10	11	21.3	23.3	16.3	14.9	16.5

図 10 : 死産数の推移

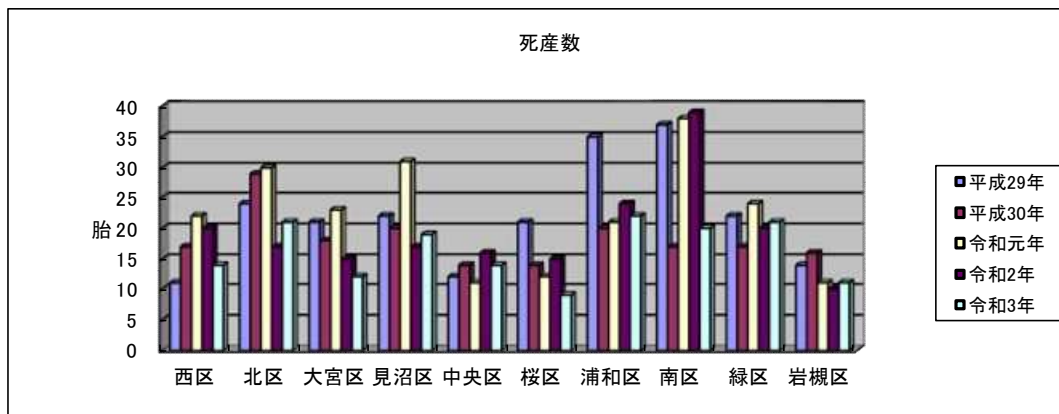
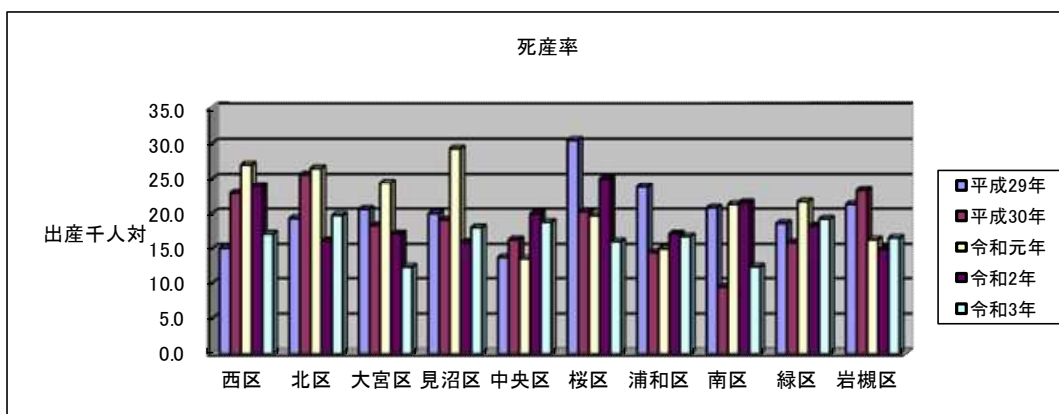


図 11 : 死産率の推移



・死産…妊娠満 12 週以後の死児の出産

(6) 周産期死亡の動向

表 8 : 周産期死亡の推移

	周産期死亡数(人、胎)					周産期死亡率(出産千対)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	3,308	2,999	2,955	2,664	2,741	3.5	3.3	3.4	3.2	3.4
埼玉県	178	160	151	133	126	3.3	3.1	3.1	2.8	2.8
さいたま市	36	25	24	24	25	3.4	2.4	2.4	2.4	2.6
西区	2	2	2	-	1	2.8	2.8	2.5	-	1.2
北区	4	4	1	1	4	3.3	3.6	0.9	1.0	3.8
大宮区	2	1	2	-	3	2.0	1.0	2.2	-	3.1
見沼区	4	2	2	4	1	3.7	1.9	1.9	3.8	1.0
中央区	4	3	1	3	1	4.6	3.5	1.3	3.8	1.4
桜区	4	3	1	2	-	6.0	4.4	1.7	3.4	-
浦和区	5	2	3	5	6	3.5	1.5	2.2	3.6	4.6
南区	5	4	7	5	3	2.9	2.2	4.0	2.8	1.9
緑区	3	3	3	3	6	2.6	2.8	2.8	2.8	5.6
岩槻区	3	1	2	1	-	4.7	1.5	3.0	1.5	-

図 1 2 : 周産期死亡数の推移

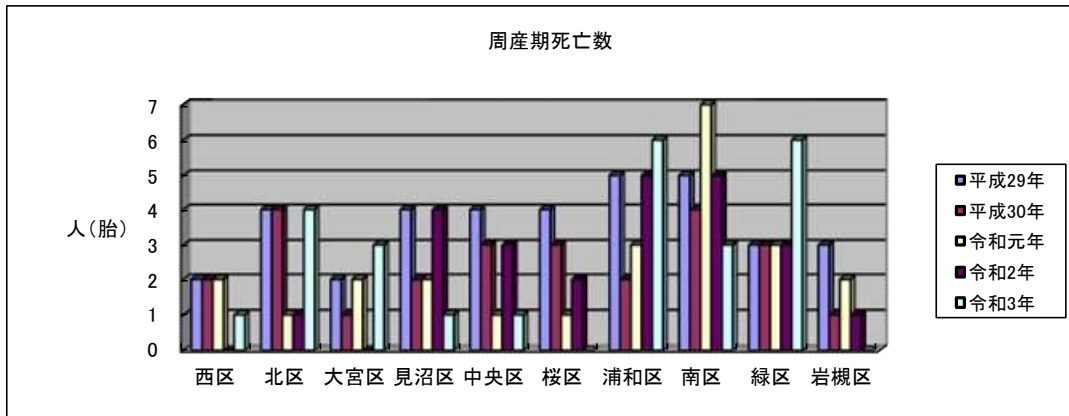
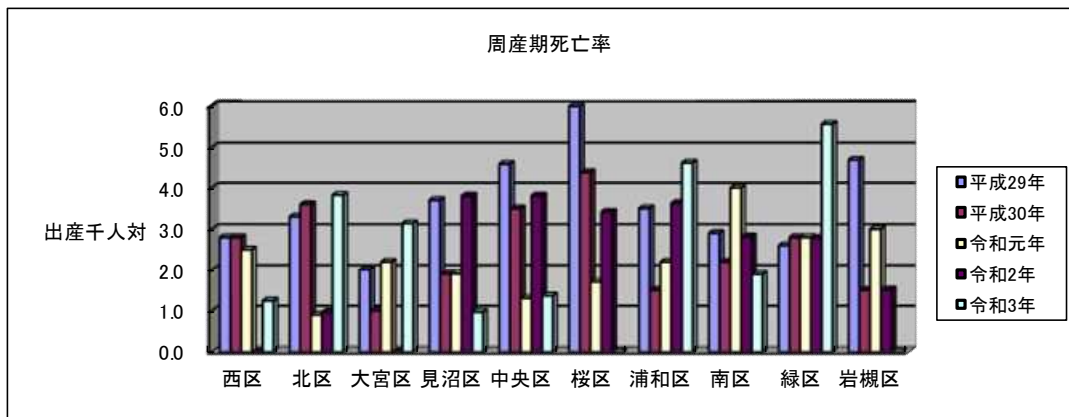


図 1 3 : 周産期死亡率の推移



・周産期死亡…妊娠満 22 週以後の死産に生後 1 週未満の死亡を加えたもの

(7) 婚姻の動向

表 9 : 婚姻の推移

	婚姻数(件)					婚姻率(人口千対)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	606,866	586,481	599,007	525,507	501,138	4.9	4.7	4.8	4.3	4.1
埼玉県	33,728	32,745	33,671	29,260	28,345	4.7	4.6	4.7	4.1	4.0
さいたま市	6,804	6,662	6,711	5,999	6,009	5.4	5.2	5.2	4.6	4.6
西区	448	467	440	398	409	5.1	5.3	4.9	4.3	4.4
北区	806	810	797	680	693	5.6	5.6	5.5	4.6	4.7
大宮区	736	685	750	669	630	6.4	6.0	6.5	5.8	5.3
見沼区	654	665	657	564	635	4.1	4.2	4.1	3.5	3.9
中央区	581	574	638	551	568	5.9	5.8	6.4	5.5	5.6
桜区	521	464	468	431	382	5.6	5.0	5.0	4.6	4.1
浦和区	844	864	884	757	778	5.4	5.4	5.5	4.6	4.7
南区	1,190	1,149	1,125	1,032	1,030	6.5	6.3	6.1	5.5	5.5
緑区	615	565	571	522	546	5.1	4.6	4.6	4.1	4.2
岩槻区	409	419	381	395	338	3.7	3.8	3.5	3.6	3.1

(8) 離婚の動向

表 10 : 離婚の推移

	離婚数(件)					離婚率(人口千対)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	212,262	208,333	208,496	193,253	184,384	1.70	1.68	1.69	1.57	1.50
埼玉県	12,161	11,716	12,067	10,659	10,626	1.70	1.63	1.68	1.49	1.49
さいたま市	1,971	1,955	1,963	1,816	1,792	1.55	1.53	1.53	1.40	1.37
西区	152	165	165	155	136	1.74	1.86	1.82	1.68	1.46
北区	221	218	220	174	219	1.53	1.51	1.51	1.19	1.49
大宮区	194	181	162	165	165	1.70	1.58	1.41	1.42	1.39
見沼区	246	255	267	255	240	1.55	1.60	1.67	1.59	1.49
中央区	123	131	116	125	119	1.25	1.32	1.16	1.24	1.18
桜区	165	160	151	148	144	1.77	1.71	1.62	1.59	1.54
浦和区	186	173	210	168	183	1.18	1.09	1.30	1.03	1.12
南区	286	280	306	243	242	1.57	1.52	1.65	1.30	1.29
緑区	205	196	191	207	184	1.69	1.59	1.53	1.63	1.42
岩槻区	193	196	175	176	160	1.75	1.78	1.59	1.59	1.45

資料：「人口動態統計（確定数）」（厚生労働省）

「さいたま市保健統計」（さいたま市保健所 保健所管理課）

* 資料編の比率算出に用いた人口は下記のとおりである。

	国勢調査年（令和2年）	通常年
全国	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10月1日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
埼玉県	「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」（総務省統計局）	「10月1日現在推計人口（日本人人口）」（総務省統計局）
さいたま市	「住民基本台帳登録による 10月1日現在人口（日本人人口）」 （さいたま市保健所 保健所管理課） 【表3のみ】「国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（日本人人口）」 （総務省統計局）	「住民基本台帳登録による 10月1日現在人口（日本人人口）」 （さいたま市保健所 保健所管理課） 【表3のみ】「人口動態統計（確定数）の概況（厚生労働省）」による特別区－指定都市男女別人口（総人口）

2 理容師法、美容師法、クリーニング業法に基づく施設数
表 1 1

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

施設数	理容所	美容所	クリーニング所	一 般		取 次	
					うち特定		
総数	780	2,096	717	199	15	518	
内 訳	西区	47	79	32	9	3	23
	北区	91	197	70	19	0	51
	大宮区	93	488	74	21	3	53
	見沼区	101	211	66	21	1	45
	中央区	69	158	62	14	0	48
	桜区	56	84	66	17	2	49
	浦和区	96	366	106	31	0	75
	南区	81	231	95	26	1	69
	緑区	46	127	69	15	1	54
	岩槻区	100	150	58	26	4	32
	その他(移動式)		5				
	無店舗(取次)			19			19



令和 4 年度
保健所・保健センター事業概要

発行 令和 5 年 9 月
編集 さいたま市保健所 保健所管理課企画係
〒338-0013
さいたま市中央区鈴谷 7-5-12
TEL 048 (840) 2206 (直通)
FAX 048 (840) 2228
